

令和元年度 大学機関別認証評価
自己点検評価書
[日本高等教育評価機構]

令和元（2019）年6月
別府大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	7
基準1 使命・目的等	7
基準2 学生	13
基準3 教育課程	43
基準4 教員・職員	61
基準5 経営・管理と財務	72
基準6 内部質保証	86
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	93
基準A 地域連携・貢献	93
基準B 研究ブランディング事業	98
V. 特記事項	101
VI. 法令等遵守状況一覧	102
VII. エビデンス集一覧	114
エビデンス集（データ編）一覧	114
エビデンス集（資料編）一覧	115

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神・大学の基本理念

別府大学の建学の精神は、「真理はわれらを自由にする(VERITAS LIBERAT)」である。

昭和 21(1946) 年 5 月、別府大学の創設者・佐藤義詮(明治 39(1906) 年－昭和 62(1987) 年)は、別府大学の前身である別府女学院の開学に際して、新しい学校の理念としてこの言葉を掲げた。爾来この言葉は、別府女子専門学校、別府女子大学を経て現在の別府大学に引き継がれ、今日まで一貫して建学の精神である。

のちに佐藤義詮は、建学の精神に関して、「自由は人間性の尊重であり、真理の探究は学問の最終目標でなければならない」と記している。また、学生から「真理はわれらを自由にする」という言葉を建学の精神とした理由を尋ねられたとき、「戦前戦中を通じて自由と真理は弾圧されてきた。これからの日本は真理を求め、自由を愛する若者を育てていかなければならない」と語ったといわれる。それゆえ、建学の精神は、教育理念として、真理を求め自由を愛する人間を育てていくことを意味している。

自由が抑圧された時代が終わり、敗戦後の日本には自由があたえられた。自由は解放感を醸成する。実際、敗戦後の別府には野放図な自由を享受する若者たちの放恣な姿がみられたという。しかし自由の本義は、単にしたいことをする自由を享受することにあるのではなく、何をなすべきか、あるいは何をなすべきでないかをわきまえて、自らの態度と行為を律し、自由に選択しうることを意味する。そのためには自由は真理や正義の認識によって導かれなければならない。学問の究極の目的はまさに真理の探究にある。「真理はわれらを自由にする」という建学の精神は、それゆえ、学問研究の究極目的を何よりも真理の探究におき、真理の認識によって無知や誤った主義思想から解放された真に自由な人間を育成することを示すものである。

佐藤はこの建学の精神を具体化するために文学部の大学を創ろうとした。別府大学文学部は、国文学と英文学の 2 専攻から始まり、昭和 38(1963) 年に史学科を、昭和 48(1973) 年に美学美術史学科を設置した。このような学科構成には、文学や歴史や哲学や芸術についての学問を通してすぐれた人間性を育てようという人文主義的な理想が込められている。

以上のように、敗戦直後に創立された別府女子大学、別府大学は、自由と真理を愛する人間を育てようとする建学の精神のもと、文学部だけの大学として半世紀以上の歴史を経てきた。しかしその後の日本社会の急激な変化と発展は、大学進学者の増大をもたらすと同時に、社会の様々な分野の発展を担うことのできる人間の育成を大学教育に求めるようになった。

そして 21 世紀になって別府大学も社会の要請に応えるべく、平成 14(2002) 年に食物栄養学部(現食物栄養科学部)を、平成 21(2009) 年に国際経営学部を設置した。文学部が建学の精神に基づく人間教育を目的とする学部であったのに対して、食物栄養科学部は、社会、特に地域社会が必要とする人材育成を目的とし、国際経営学部はグローバル化かつ多様化した現代社会を理解したうえで、地域社会が必要とする人材の育成を目的としている。

このように、別府大学は一方において時代の変化に対応して学部を増設して教育内容を広げてきたが、他方において「真理はわれらを自由にする」という建学の精神を大学全体の教育理念として明示し、真理を求め自由を愛する人間の育成を目指している。

2. 使命・目的

平成 24 (2012) 年に改訂された別府大学学則第 1 条において、「別府大学は、教育基本法及び学校教育法に則り、建学の精神「真理はわれらを自由にする」を基礎にして、深く専門の学芸を教授研究し、もって高い専門能力と広い教養を身につけ、豊かな人間性を備え、進んで社会に貢献しようとする人材を養成するとともに、学術・文化・社会の発展に寄与することを目的とする」としている。そして同じ平成 24 (2012) 年に作成された第 1 期中期計画「教育研究発展計画 2012-2016 (別府大学 2012 未来へのアプローチ)」において、教育、研究、地域貢献をミッション (使命) として定め、ビジョン (目標・大学像) として、「心のかような温かな大学」「すべての学生が成長できる大学」「研究と創作に挑む創造的な大学」「地域に学び、地域に貢献する大学」「自己改革を続ける大学」を掲げた。

平成 29 年度からの「第 2 期中期計画 (平成 29 年度－平成 33 年度) 全学生の人間的成長と就職 (社会的自立) を目指して」では、上記のミッション、ビジョンを実現するための具体的な目標を定めた。

平成 29 (2017) 年に、学士課程教育の充実、教育の質の維持・向上を目的として、建学の精神や教育目的を基礎に、あらためて各学科の DP (ディプロマ・ポリシー)、CP (カリキュラム・ポリシー)、AP (アドミッション・ポリシー) を策定した。

DP では、すべての学科に共通する方針として【本学の定める課程を修了し、「教養」、「専門力」、「汎用力」の 3 つの力を身につけたと認められる学生に学士の学位を授与する。学修にあたっては、建学の精神「真理はわれらを自由にする」に基づき、学問を通して真理を探究し、確かな知識を修得することによって、独立した主体的な人間となることを基本的な目標とする】とし、「教養」、「専門力」、具体的に示した 4 項目の「汎用力」を 3 つの力に規定して学位授与の方針を明示している。そしてこの DP を達成するために各学科は CP を作成し、教育課程を体系的・階梯的に編成している。教育課程の構成は、学修成果 (到達目標) を適切に分類した科目区分を設け、その科目区分に応じた科目を設定することを基本としている。AP は、各学科が (1) 学科教育の特色と育成する人材像、(2) 入学者に求める能力・資質は何か、(3) 高等学校段階までに培ってきたどのような能力をどのように評価するのか、の 3 項目について具体的に入学者受け入れの方針を明示している。

平成 30 (2018) 年には、アセスメント・ポリシーを策定し、教育の質の向上及び教育の質の保証を進めた。

3. 大学の個性・特色等

別府大学の特色は何よりも「真理はわれらを自由にする」という建学の精神にある。

創立者佐藤義詮は戦時中の日本は真理と自由が抑圧されていたと言い、戦後の日本は真理と自由を愛する人間を育成しなければならないと考えて敗戦直後、昭和 21 (1946)

年に創立された別府女学院（別府女子専門学校）の開校においてこの言葉を建学の精神としたと言う。その後、昭和 25（1950）年に別府女子大学（文学部）となり、昭和 29（1954）年に男女共学の別府大学（文学部）となった後も、この言葉は一貫して本学の建学の精神であり続けている。

そして別府大学は、この建学の精神を教育において実践するために文学部を創った。その精神は、平成 14（2002）年の食物栄養学部（現食物栄養科学部）、平成 21（2009）年の国際経営学部の新設後も全学の基本精神として受け継がれ、平成 21（2009）年の新学部創設と文学部学科の統合再編を契機に、全学に開かれた共通科目として「大学史と別府大学」が設けられた。さらに、平成 28（2016）年には、創設者の名を冠した「佐藤義詮記念館」を建設し、その 2 階に大学史展示室を設け、建学の精神を受け継ぎ、その原点と歴史を学ぶ場として、学生、教職員のすべてが建学の精神を理解し、大学の理想を普及することを目指している。

別府大学のもう一つの特色は地域社会との深い結びつき、地域貢献である。もともと文学部も大分・別府の地にあって地域の人間を真理や自由を愛する人間に高めていきたいという志に基づくものであった。研究面においても、国文学科と英文学科から史学科、美学美術史学科、文化財学科、人間関係学科へと拡大するとともに、大分の文学、歴史、美術、文化財等についての研究を通して地域に貢献してきた。平成 14（2002）年に設置された食物栄養学部（現食物栄養科学部）と平成 21（2009）年に設置された国際経営学部はともに地域社会が必要とする食と地域経営の人材育成を目的としている。

平成 26（2014）年 6 月には、全学で戦略的に地域連携を推進するために、新たに地域連携推進センターを創設し、大分県や県内の自治体すべてと包括連携協定を結び、大学・短期大学部を含め、地域連携の窓口を 1 本化した。学生は地域で育てていただき、地域にお返しするという理念をもち、地域連携活動の新たなステージに入りつつある。

II. 沿革と現況

1. 本学の沿革

明治41年 4月	「豊州女学校」を開設
昭和21年 5月	「別府女学院」を開校（昭和21年5月別府市鶴見園から現在地に移転）
昭和22年 4月	「別府女子専門学校」を設置
昭和25年 4月	「別府女子大学文学部(国文学専攻・英文学専攻)」を設置
昭和26年 2月	「財団法人豊州高等女学校」を「学校法人佐藤学園」に組織変更認可
昭和29年 3月	「別府女子大学」を「別府大学」に名称変更し、男女共学とする
4月	「別府大学附属上代文化博物館」を開設（別府市六勝園）
昭和38年 4月	「文学部史学科」を設置、学芸員養成施設認可、「英文学専攻」「国文学専攻」をそれぞれ「英文学科」「国文学科」に名称変更
昭和48年 4月	「文学部美学美術史学科」を設置
昭和52年 3月	「別府大学附属上代文化博物館」を「別府大学附属博物館」に名称変更し、移転
昭和56年 4月	「別府大学アジア歴史文化研究所」を設置
平成元年 4月	「別府大学別科日本語課程」を設置

別府大学

平成 5年 1月	放送大学と単位互換協定を締結
平成 6年10月	「湯布院教職員研修所」(大分郡湯布院町(現 由布市))を開設(平成30年閉所)
平成 7年 4月	「宇佐教育研究センター」(宇佐市)を開設
平成 9年 4月	「別府大学大学院文学研究科歴史学専攻修士課程」「文学部文化財学科」を設置
5月	「学校法人佐藤学園」を「学校法人別府大学」に法人名称を変更
平成10年 4月	「別府大学大学院文学研究科日本語・日本文学専攻修士課程」を設置、「別府大学日田歴史文化研究センター」(日田市)を開設
10月	「学校法人別府大学」と「学校法人明星学園」との法人合併
平成11年 4月	「別府大学大学院文学研究科文化財学専攻修士課程」「別府大学大学院文学研究科歴史学専攻博士課程(後期)」を設置、「別府大学歴史文化総合研究センター」を開設
平成12年 4月	「別府大学大学院文学研究科日本語・日本文学専攻博士課程(後期)」「文学部人間関係学科」を設置、「文学部美学美術史学科」を「文学部芸術文化学科」に名称変更
平成13年 4月	「別府大学大学院文学研究科文化財学専攻博士課程(後期)」を設置
平成14年 4月	「別府大学食物栄養学部食物栄養学科」(管理栄養士養成施設)を設置
平成16年 4月	「別府大学大学院文学研究科臨床心理学専攻修士課程」を設置
平成18年 4月	「食物栄養学部」を「食物栄養科学部」に名称変更、食物栄養科学部に「食物バイオ学科」を設置、「別府大学大学院食物栄養科学研究科食物栄養学専攻修士課程」を設置
平成19年 4月	「メディア教育・研究センター」を設置
平成20年 5月	学校法人別府大学創立100周年記念式典を開催
平成21年 4月	「国際経営学部国際経営学科」を設置。文学部の「国文学科」「英文学科」「芸術文化学科」を「国際言語・文化学科」に、「史学科」「文化財学科」を「史学・文化財学科」に改組。食物栄養科学部の「食物バイオ学科」を「発酵食品学科」に名称変更
平成23年12月	「文化財研究所竹田センター」「竹田市・大学連携センター」を開設
平成26年 6月	「地域連携推進センター」を設置
平成30年11月	学校法人別府大学創立110周年記念式典を開催

2. 本学の現況

- ・ 大学名 別府大学
- ・ 所在地

校 舎	所 在 地
別府校舎	大分県別府市大字北石垣 82 番地
宇佐校舎	大分県宇佐市大字高森字鴨目 1382 番地

・学部構成

(人)

学 部	学 科	入学定員	3年次 編入学定員
文 学 部	国際言語・文化学科	100	—
	史学・文化財学科	100	—
	人間関係学科	70	—
	計	270	—
食物栄養科学部	食物栄養学科	70	7
	発酵食品学科	50	—
	計	120	7
国際経営学部	国際経営学科	100	—
	計	100	—
合 計		490	7

大 学 院	専 攻	博士前期課程・ 修士課程	博士後期課程
		入学定員	入学定員
文学研究科	歴史学専攻	10	3
	日本語・日本文学専攻	10	3
	文化財学専攻	10	3
	臨床心理学専攻	10	—
	計	40	9
食物栄養科学研究科	食物栄養学専攻	10	—
	計	10	—
合 計		50	9

別 科	課 程	1 年次	計
別科	日本語課程	80	80
合 計		80	80

・学生数、教員数、職員数（令和元年5月1日現在）

【学部在学生数】

学 部	学 科	1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	計
文学部	国際言語・文化学科	84	85	74	79	322
	史学・文化財学科	109	126	94	98	427
	人間関係学科	89	83	71	63	306
	計	282	294	239	240	1,055
食物栄養科学部	食物栄養学科	81	57	54	89	281
	発酵食品学科	39	32	13	36	120
	計	120	89	67	125	401
国際経営学部	国際経営学科	116	107	111	151	485
	計	116	107	111	151	485
合 計		518	490	417	516	1,941

別府大学

【大学院博士前期課程・修士課程の学生数】

大 学 院	専 攻	1年次	2年次	計
文学研究科	歴史学専攻	2	2	4
	日本語・日本文学専攻	0	0	0
	文化財学専攻	2	9	11
	臨床心理学専攻	2	6	8
食物栄養科学研究科	食物栄養学専攻	1	0	1
合 計		7	17	24

【大学院博士後期課程の学生数】

大 学 院	専 攻	1年次	2年次	3年次	計
文学研究科	歴史学専攻	0	0	0	0
	日本語・日本文学専攻	0	1	1	2
	文化財学専攻	0	0	0	0
合 計		0	1	1	2

【別科の学生数】

別 科	課 程	1年次	計
別科	日本語課程	61	61
合 計		61	61

【専任教員数】

文 学 部	47
食物栄養科学部	21
国際経営学部	15
教職課程・司書課程	6
計	89
別科日本語課程	2
合 計	91

【非常勤教員数】

教養科目担当	14
共通専門担当	2
文学部	53
食物栄養科学部	7
国際経営学部	4
教職課程・司書課程等	17
大学・大学院兼務担当	7
計	104
文学研究科	22
食物栄養科学研究科	0
別科日本語課程	11
合 計	137

【専任職員数】

専 任	84
嘱 託 (パートを含む)	0
合 計	84

【臨時職員数】

臨時	13
----	----

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

学校法人別府大学は、学校法人別府大学寄附行為第 3 条において、その目的を「教育基本法及び学校教育法に従い、建学の精神「真理はわれらを自由にする」を基に、人間教育を中心とした教育を行い、地域社会並びに国際社会の発展に貢献できる有為な人材を育成することを目的とする」と明記している【資料 1-1-1】。

別府大学は、この寄附行為に基づき、別府大学学則第 1 条において、その目的を「教育基本法及び学校教育法に則り、建学の精神「真理はわれらを自由にする」を基礎にして、深く専門の学芸を教授研究し、もって高い専門能力と広い教養を身につけ、豊かな人間性を備え、進んで社会に貢献しようとする人材を養成するとともに、学術・文化・社会の発展に寄与することを目的とする」と定めている。また、大学の目的を踏まえ、学部学科ごとに教育目的・教育目標を定めている【資料 1-1-2】。

別府大学大学院にあっても、別府大学大学院学則第 2 条において、その目的を「「真理はわれらを自由にする」という建学の精神を基礎に、学術的な理論及び応用を教授研究し、広い領域の学問的視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を養い、文化の進展に寄与することを目的とする」と定めている【資料 1-1-3】。

本学は、平成 24（2012）年度からの 5 か年の第 1 期中期計画「教育研究発展計画 2012-2016（別府大学 2012 未来へのアプローチ）」（以下「大学第 1 期中期計画」という）【資料 1-1-4】において建学の精神や目的を踏まえて、今後の具体的な教育の在り方を示し、さらに使命を果たすための目標や具体的な行動計画をはじめ掲げた。

平成 29（2017）年には、法人全体としての「学校法人別府大学第 2 期中期計画 平成 29 年 4 月～平成 34 年 3 月」（以下、「法人第 2 期中期計画」という。）が作成された【資料 1-1-5】。

大学は、短大と合わせて独自の「第 2 期中期計画（平成 29 年度～平成 33 年度）全学生の人間的成長と就職（社会的自立）を目指して」（以下「大学第 2 期中期計画」という）【資料 1-1-6】を策定し、基本指針として 1. 指導のベクトルを「全学生の人間的成長と就職（社会的自立）」に合わせる。2. その共通ベクトルに沿って、最善の教育を施し、全学生を人間的に成長させ、就職（社会的自立）へと導き、その成果をもって大

学の評価を高める。」を掲げ、数値目標を入れた 3 つの重点目標「(1) 入学定員充足率 100% (2) 中退率 3% (3) 就職率 100%」と、それを実現するための 3 つの重点施策「(1) 3 ポリシーに基づいた教育の内部質保証(継続的な教育改善)の確立、(2) 学生面談と学生カルテによる面倒見のよい個別指導、(3) 就職を保証する大学ブランドの構築」が示された。

また、同年には、3 つのポリシーを大幅に改定するとともに、翌平成 30(2018)年度に授業科目の一部変更等に伴い、3 つのポリシーの一部修正を行い、別府大学及び各学部・学科の教育方針を具体的に明示するようにした【資料 1-1-7】。

1-1-③ 個性・特色の明示

法人及び本学の目的は、教育基本法及び学校教育法に則るとともに、建学の精神「真理はわれらを自由にする」に基づいている。建学の精神の教育理念は、本書の 1 頁で述べたとおり、学問研究の究極目的を何よりも真理の探究におき、真理の認識によって無知や誤った主義思想から解放された真に自由な人間を育成することを意味している【資料 1-1-8】。

法人及び本学の目的は、この建学の精神に貫かれており、自由と人間性をこよなく尊重するとともに、そのことを学ぶ方途としての学問研究の意義を何よりも重要視するという特色を持っている。

ところで、本学は、本学の前身をなす明治 41(1908)年創立の豊州女学校の開設から数えれば、ここ大分の地で百十一年の長きにわたり郷土の若者の教育に携わるとともに、また郷土の恩恵を被ってきた。このような歴史を顧みるとき、本学が郷土大分に大学の知的資産を還元することは、本学の使命とも言うべきものである。そのような意味において、本学は郷土大分に深い愛情を注ぐとともに、様々な地域から入学してくる学生に、自らの郷土を愛する精神を涵養することを教育の特色の一つとしている。本学の目的においては「進んで社会に貢献しようとする人材を養成」という表現で明示している【資料 1-1-9】。更に、「大学第 1 期中期計画」【資料 1-1-10】では、教育・研究とともに、地域貢献を本学が果たすべき使命の一つとして明確に掲げている。加えて、法人及び大学の第 2 期中期計画【資料 1-1-11】【資料 1-1-12】でも地域力の強化を掲げ、それぞれの活動目標を策定している。

1-1-④ 変化への対応

法人は平成 30(2018)年に創立 110 周年を迎え、本学は別府女子大学創立から今年 2019 年で 69 年目となる。開学当初、本学を構成したのは文学部 1 学部で、その後長くこの単科大学の状態が続いた。しかし、この 70 年近くの間には社会は大きく変化し、時代や社会のニーズも変わってきた。本学は、「本学の沿革」のとおり、建学の精神を堅持しながら、一方で社会や地域への貢献を果たすため、時代や社会のニーズの変化にも柔軟に対応してきた。

本学は、平成 9(1997)年、知識基盤社会の進展に対応して、学術研究の高度化と高い専門性を有する人材の養成を目的に大学院を開設した。平成 14(2002)年には食生活の変化による生活習慣病の発症を防止し、健康的な社会の構築に貢献する人材を育成

するため、食物栄養学部（現在の食物栄養科学部）食物栄養学科を開設し、平成 18（2006）年には同学部に食物バイオ学科（現在の発酵食品学科）を開設した。平成 21（2009）年には社会のグローバル化かつ多様化した現代に対応できる地域人材を育成するため、国際経営学部国際経営学科を開設した。また同年、社会の多様化に対応するため、文学部を改組し、従来の 6 学科（国文学科、英文学科、史学科、芸術文化学科、文化財学科、人間関係学科）を 3 学科（国際言語・文化学科、史学・文化財学科、人間関係学科）に統合し、複合的な学識・技能を修得できるように再編した。

大学が社会のニーズに応え社会貢献に努めることは、近年ますます重要度を増してきている。本学も社会貢献を大学の使命の一つとして重視し、時代や社会のニーズに応じて地域との連携を前面に出した学部・学科の開設をしてきた。また、大学の戦略的領域連携を進める中核機関として新たに地域連携推進センターを大学事務局に設置し、県内自治体と包括協定を結ぶ等、様々な取り組みを行ってきた【資料 1-1-13】。こうした近年における大学の使命についての本学の考え方と、学則に定める本学の目的との整合性を図るため、平成 23（2011）年度に本学学則第 1 条に定める目的の改定を行い、現行の目的及び教育目的を定めた。平成 24（2012）年に「大学第 1 期中期計画」【資料 1-1-14】を作成して、本学のミッション（使命）、ビジョン（目標・大学像）を明確化した。

そして、平成 29（2017）年に「大学第 2 期中期計画」【資料 1-1-15】を始動させるとともに 3 つのポリシーを大幅に改定することによって、学位授与の方針、学修成果の目標を学科ごとに明確化した。

（3）1-1 の改善・向上方策（将来計画）

今後、本学が社会の変化に応じ、時代や社会のニーズに柔軟に対応して行くためには、社会の現実を直視し、その都度適切な判断に基づき本学が歩むべき方向を模索して行かなければならない。そのような在り方を実践するために、本学は 5 年を期間とする中期計画及びそれを実践する年度計画を立てることとし、平成 24（2012）年度からの「大学第 1 期中期計画」を策定し、次いで平成 29（2017）年度からの「大学第 2 期中期計画」では、数値目標を入れた 3 つの重点目標（入学定員充足率 100%、中退率 3%以下、就職率 100%）を掲げ、毎年計画の達成度を評価し、令和 3（2021）年までに計画の着実な実現を目指している。

1-2 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

（1）1-2 の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

法人及び本学の目的は、それぞれ寄附行為及び大学学則、大学院学則に明記されている。寄附行為の制定・改定は理事会の承認を必要とし、学則の制定・改定は教授会・研究科委員会等で協議される。また、「大学第 2 期中期計画」の策定にあたっては、検討会議として、大学・短期大学部に「大・短大学部長・学長補佐会議」を設置し、教員・職員の参加を得て、建学の精神、大学・短大の使命も含め、取りまとめを行った。その間、法人とも協議を並行して検討を進め、平成 29（2017）年 3 月に取りまとめた【資料 1-2-1】。

また、法人及び大学の第 2 期中期計画については、役員会、教授会等でも協議をして策定しており、役員及び教職員の理解と支持を得ている【資料 1-2-2】。

1-2-② 学内外への周知

本学の教育理念である「建学の精神」は、理事長や学長が入学式・卒業式などの公的行事の式辞や挨拶の中で必ず触れるほか、「大学案内」、学園広報誌「Be-News」を始めとする各種印刷物、石碑、建造物、職員の襟章や名刺、あるいは本学の HP（ホームページ）等に明示し、周知するように努めている【資料 1-2-3】～【資料 1-2-6】。また、教養科目「大学史と別府大学」を設けて、建学の精神、教育理念、設立の経緯や沿革などについて解説している【資料 1-2-7】。さらに、平成 29（2017）年度に創設者の名を冠した「佐藤義詮記念館」を「建学の府」として建設し、その 2 階に「大学史展示室」を設け、建学の精神を受け継ぎ、その原点と歴史を学ぶ場として、学生、教職員のすべてが建学の精神を理解し、大学の理想を普及することを目指している。

法人の目的は、寄附行為第 3 条に明記し、本学の目的は大学学則第 1 条及び大学院学則第 2 条に明記している。大学学則及び大学院学則は、大学生活の手引き「学生生活」及び「大学院学生便覧」の中に掲載し、学生や教職員が日常的に目にするように配慮している【資料 1-2-8】。また、各学則及び教育目的は本学の HP の「情報公開」ページ冒頭に掲載し、学外にも周知している【資料 1-2-9】。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

前述のとおり、本学は平成 23（2011）年度末に「大学第 1 期中期計画」を策定した。この計画では、本学の使命（ミッション）を捉え直し、「教育・研究・地域貢献」の 3 つの観点から、具体化している。

平成 29（2017）年度からの「大学第 2 期中期計画」【資料 1-2-10】では、基本指針に【大学生活のあらゆる場面（教育、学生支援、就職支援）において、指導のベクトルを「全学生の人間的成長」「全学生の就職（社会的自立）」に合わせ、その共通ベクトルにそって入学者に最善の教育を施し、全学生を人間的に成長させ、就職（社会的自立）へと導き、その成果をもって大学の評価を高める】と定めている。人間的成長とは、自立した一人の人間として社会の中で力強く生きていくための総合的な力（知力、対人力、自律力、徳力、気力、創造力）を身につけることと位置付けており、本学の教育目的を

より具体的にして反映したものとなっている。

大学全体の教育目標は、法人及び本学の目的を反映させ、「真理を探究し自由を愛する姿勢を持ち、高い専門能力と広い教養を身につけ、豊かな人間性を備え、進んで社会に貢献しようとする人間を育て社会に送り出すこと」と定めているが、3つのポリシーに基づいて教育の内部質保証を確立するという課題を達成するために、平成22(2010)年度に策定されていた3つのポリシーを平成29(2017)年度に大幅に改定した【資料1-2-11】。新たに策定されたDPでは、別府大学は本学の定める課程を修了し、教養力、専門力、汎用力の3つの力を身につけたと認められる学生に学位を授与するとし、CPでは、DPに示された到達目標を身につけるために必要な教育課程を体系的・階梯的に編成した。そしてAPでは、学科教育の特色と育成する人材像、入学者に求める能力・資質、高等学校段階までに培ってきた能力の評価の仕方について具体的に明示している。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学の創設者佐藤義詮が掲げた建学の精神は、昭和21(1946)年の別府女学院の創設より今日に至るまで営々と継承され、法人及び本学の目的及び教育目的の根源となっている。このような開学以来の教育理念を踏まえつつ、本学は時代や社会の変化にも柔軟に対応してきた。

昭和38(1963)年に文学部の中に史学科(現在の史学・文化財学科)を、昭和48(1973)年に美学美術史学科(芸術文化学科を経て、現在の国際言語・文化学科)を開設した。史学科は当時の考古学に対する社会的関心の高まりを背景とし、また美学美術史学科は文学・哲学と芸術を融合させた文化意識をもつ人材を育成するという理念のもとに設けられた。その後、平成9(1997)年に文化財学科、平成12(2000)年に人間関係学科を開設した。文化財学科は文化財が人類共通の貴重な遺産であることが社会的に認知され、その保護・保存に携わる人材の育成、また人間関係学科は複雑化した現代社会の人間関係を改善することができる人材の育成を目的に設けられた。

そして、前述したとおり、平成9(1997)年に大学院(文学研究科歴史学専攻)を開設し【資料1-2-13】、逐次専攻を増設した。平成14(2002)年に食物栄養学部(現在の食物栄養科学部)食物栄養学科、平成18(2006)年に食物栄養科学部食物バイオ学科(現在の発酵食品学科)を開設し、平成21(2009)年には国際経営学部国際経営学科を開設するとともに、文学部の改組を行った【資料1-2-14】。

このように本学は、建学の精神、法人の目的、大学・大学院の目的及び教育目的に立脚し、真理を求める教育・研究を基礎としながら、社会の変化に対応し、社会が必要とする学部・学科及び研究科・専攻を開設するとともに、博物館等の教育研究施設を設置してきた。そして、各学科・専攻がそれぞれの学問分野において、大学・学科及び大学院・専攻の教育目的と教育目標を踏まえて、学生の受け入れから学位の認定までのプロセスを適正に構築し、教育に当たっている。

(3) 1-2の改善・向上方策(将来計画)

平成29(2017)年度から「大学第2期中期計画」が開始され、新たな理念として「すべての学生が成長できる教育」を掲げ、入学定員充足率、退学率、就職率に数値目標を

設定し、教育の質保証や授業内容・方法の改善に向け邁進している【資料 1-2-15】。

平成 31 (2019) 年 4 月には、新学長が就任し、以下のような基本指針を全学に示した。

- (1) 建学の精神「真理はわれらを自由する」を教職員、学生にしっかりと認識してもらい、その精神を新たな時代に対応できる教育をめざす。
- (2) 地域と共に生き、別府・大分という地域特性を生かし、日本のみならず世界に発信できる大学を目指す。
- (3) 今の大学に内在している原石を見つけ出し、磨きをかける。
どこにも引けをとらない大学の特色、ブランド力を作り上げる。
- (4) 社会の多様性（ダイバーシティ）に対応できる大学づくり。
「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン（平成 30 (2018) 年 11 月中教審答申）」でも国連の SDGs（持続可能な開発目標）「誰ひとり取り残さない」という目標を踏まえ、「多様性」のある柔軟な教育への対応が強調される。本学も学生の特性に合わせた多様な教育の道筋を確立する。
- (5) スリムな大学をつくる一方、必要なところは人を配置する。速やかな改革を実施する。

この基本指針に基づき、各学部・学科、大学院、各部署が行動計画を 7 月までに作成し、実行することになっている。

【基準 1 の自己評価】

本学は、教育基本法及び学校教育法に従い、建学の精神「真理はわれらを自由に作る」に基づいて、教育目的を明確に定めている。建学の精神は、戦後の自由主義的な時代の風潮の中で生み出された考え方であったが、真理を求める学問研究を通して、自由と人間性を尊重する精神を養うという普遍的理念であるがゆえに、今なお本学の教育の原点として輝いている。そして、本学は、時代の変化、社会の推移にも敏感かつ柔軟に対応し、大学の使命としての社会貢献の観点から、時代や社会が求める人材の養成に取り組み、新たな学部・学科の開設を行ってきた。建学の精神や伝統を踏まえつつ、時代の変化に応じた教育研究活動を展開していくために、平成 24 (2012) 年に「大学第 1 期中期計画」を作成して、本学のミッション（使命）、ビジョン（目標・大学像）を明確化した。そして、平成 29 (2017) 年に「大学第 2 期中期計画」を始動させるとともに 3 つのポリシーを大幅に改定することによって、学位授与の方針、学修成果の目標を学科ごとに明確化した。今後は、目的の達成に向けた計画的で効果的な教育活動を展開するために、PDCA サイクルを完全に確立し、中期計画を確実に実行し、教育の実際を常に点検・改善する。

基準 2. 学生

2-1 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミSSION・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミSSION・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミSSION・ポリシーの策定と周知

本学は、大学の学科ごとに「入学者受入れの方針」を策定しており、平成 29（2017）年度にはその改定を行った【資料 2-1-1】。「入学者受入れの方針」は、「大学案内」、「入学試験要項」（大学・短期大学部版、大学院版）及び HP に掲載し、志願者等に告知している【資料 2-1-2】。

また、入学金や授業料、教育研究料等の学納金、各学部・学科の修学内容や教育・研究施設等の学習環境、あるいは各種奨学金、学生寮及び相談窓口等の受け入れ後の学生生活支援体制などに関する情報は、志願者向け資料として作成しているほか、「大学案内」や HP に掲載している【資料 2-1-3】。また、オープンキャンパス、各種セミナー、高大連携などの各種取り組み、あるいは国内外の学校訪問の際に、高等学校、高校生、保護者等関係者に大学案内等の資料を用いて説明を行っている。

2-1-② アドミSSION・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

【学士課程】

本学では、入学者を受け入れるために、推薦入試、一般入試、センター試験利用入試、AO 入試、外国人留学生入試等を実施している【資料 2-1-4】【資料 2-1-5】。

推薦入試においては、各学科が学科の受入れ方針に沿った小論文等の試験を課すほか、学科の面接試験においても学科の特色を踏まえた質問を行っている。一般入試及びセンター試験利用入試においては、学科の AP に沿った必修科目・選択必修科目を受験生に課している。AO 入試においては、まずエントリーシートで志願者の各学科の受入れ方針への適性を確かめた後、学科の AP に沿った独自の課題を課し、その成果と面接試験によって学科への適性や修学のための資質を最終確認している【資料 2-1-6】。また、外国人留学生入試については、国内と海外で試験を実施し、日本語能力試験 N2 相当以上の試験を課すほか、面接試験等によって各学科への適性と修学のための資質を確認している【資料 2-1-7】。

入試方式、入試日程などについては、入試委員会が検討した案について、大学企画運営会議及び教授会が協議し適切な体制で実施している。AO 入試については、アドミSSION オフィス（アドミSSION オフィサーを含む AO 委員会）がエントリーシートや 1 次・2 次課題の内容及び評価方法を検討し決定している。また、入試の実務は、入試委員会及びアドミSSION オフィスを中心となって、各学部・学科の教員が協力して行っている【資料 2-1-8】。

このような入学試験の方法及び体制のもとに、各学科の入学者受入れ方針に適った学生を入学させている。入学生については、入試委員会にて、入学後の成績、退学率について入試種別ごとに比較検討し、入試方法をより適切に改善している【資料 2-1-9】。

また、このような入学試験の内容については、「入学試験要項」に記載するとともに、HP にも掲載し、国内外の志願者等に告知している【資料 2-1-10】。さらに、オープンキャンパス、各種セミナー、高大連携の各種取り組み、あるいは学生募集のための高校訪問の際に、高等学校、高校生、保護者に各学科等の受入れ方針を説明し、志願者等へ周知している。

【大学院】

博士前期課程・修士課程においては、4 月入学生のために 9 月と 2 月の入学試験、9 月入学生（外国人留学生）のために 7 月に入学試験を実施している。博士後期課程においては、4 月入学生のための入学試験実施時期は前期課程・修士課程と同様である【資料 2-1-11】。しかしながら、博士後期課程での研究の可能性を広げるために、従来外国人留学生のために設けられていた 9 月入学の制度を外国人留学生以外にも適用している。また、学部の現地入試にあわせて、中国・韓国・台湾で現地入試を実施し、広く学生を募集している【資料 2-1-12】。

入試方式、入試日程などについては、大学院入試委員会で検討し、研究科委員会の議を経て、大学院委員会が決定している。入試の実務は、大学院入試委員会が中心となって、文学研究科・食物栄養科学研究科の両研究科教員が協力して行っている。このうち文学研究科では、歴史学、日本語・日本文学、文化財学の 3 専攻において、大学院入学後、基礎学力としての英語の必要性を考え、英語入試問題に関して従来専攻ごとに出題されていたものを、他の外国語と同じように平成 30（2018）年度からは統一し英語担当の教員 2 名による作問とした（臨床心理学専攻は外国語では英語のみ選択のため除く）。客観的に英語力が判断できることが狙いであり、また入学後に英文読解が必要とされる場においてより適切な指導を可能にしている【資料 2-1-13】。

さらに大学院入試委員会において、令和元（2019）年度から、学力の高い学部卒業生（見込み者を含む）を対象とした推薦入試の導入を決定した。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【学士課程】

本学各学部・学科の過去 5 年間の入学定員・収容定員、入学者数・在籍者数及び定員充足率は、エビデンス集（データ編）の【共通基礎データ様式 2】のとおり、入学定員、収容定員とも充足率は回復傾向にある。

18 歳人口の減少に伴って、平成 16（2004）年度以降入学者が減少し、平成 20（2008）年のリーマンショック以降、この傾向に拍車がかかった。この結果、本学では食物栄養科学部食物栄養学科を除き、全学科で定員を充足できない状況に至った。このような状況のもとで、平成 21（2009）年から定員の適正化に努め、同年に食物バイオ学科の定員（100 人）を 60 人に、平成 23（2011）年度から国際言語・文化学科（170 人）と史学・文化財学科の定員（160 人）をそれぞれ 120 人に改定、更に、平成 24（2012）年

度から人間関係学科の定員（100人）を80人、国際経営学科の定員（160人）を120人に改定した。そして、平成27（2015）年度から国際言語・文化学科、史学・文化財学科、国際経営学科の定員（各120人）を100人、人間関係学科（80人）を70人、発酵食品学科（旧食物バイオ学科/60人）を50人にそれぞれ改定し、現在に至っている。

入学定員及び収容定員の充足率は、表2-1-1のような推移を見せている。

表 2-1-1 入学定員充足率（％）

	平成22（2010）年度	平成26（2014）年度	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度
文学部	94	67	111	104
国際経営学部	87	56	111	116
食物栄養科学部	78	76	76	100
大学全体	89	67	103	106

収容定員充足率（％）

	平成22（2010）年度	平成26（2014）年度	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度
文学部	70	76	87	98
国際経営学部	59	70	104	121
食物栄養科学部	64	76	77	81
大学全体	69	75	88	98

入学定員充足率については、平成22（2010）年度より平成26（2014）年度にかけて、各学部ともやや落ち込みを見せたが、その後は食物栄養科学部を除いて、回復傾向にある。食物栄養科学部はやや下降気味であるが、落ち込みは小さな幅で留まっている。大学全体では、平成31（2019）年度の入学定員充足率が秋入学を含まない現状で106%まで上昇した。

収容定員充足率については、全ての学部で上昇傾向を見せている。その結果、大学全体で、平成22（2010）年度には69%であった収容定員充足率が、平成26（2014）年度には75%に上がり、平成31（2019）年度には98%まで回復した。

定員適正化と学生募集の努力とが相俟って、大学全体としては、入学定員、収容定員とも充足率は回復した。

定員の適正化を図る一方、本学では入学者の減少を食い止めるため、学生募集・広報体制の刷新を図った。従来、学生募集は大学と併設の短期大学部が個別に行っていたため、効率が甚だ悪かった。そこで、平成21（2009）年度に、法人に「学生募集対策会議」を設置し、大学及び短期大学部の学生募集を一元的に管理し組織的に募集を展開する体制を立ち上げた。この体制は、「学生募集戦略会議」「学生募集統括本部」「学生募集実行委員会」（県内・県外・海外の募集組織を内包する）をもって構成し、特に学生募集統括本部を中心に県内外の高校訪問や各地で開催される進学説明会への参加、大学見学の受け入れ、オープンキャンパス等を積極的に行い、組織だった募集を可能とした【資料2-1-14】。

更に、広報活動も強化し、HPのリニューアル、学園広報誌「Be-News」の刷新、大学広報誌「別府大学ニュース」（現在は廃止）の発刊などを行った【資料2-1-15】。また、平成29（2017）年度からは新聞や街頭、更にはテレビ放送における広報を展開し、地

域社会への情報発信を積極的に行った【資料 2-1-16】。

このような諸改革と学園をあげての募集活動が功を奏し、18歳人口の減少による志願者・入学者の減少傾向を軽減化させてきた。そして、平成 31（2019）年度は、秋入学を含まない現状で平成 30（2018）年度の入学者実績を上回り（15人）、過去 8年間で最多となる 518 人の入学者を確保することができた。

【大学院修士・博士課程】

本学各学部・学科の過去 5 年間の入学定員・収容定員、入学者数・在籍者数は、エビデンス集（データ編）の【共通基礎データ様式 2】のとおりである。基盤となる学部の学生数が減少し、大学院への影響も懸念されることから、専攻長会議等で学生数の確保に関する検討を行っている。定員の見直しを今後の課題としつつも、当面は定員充足のために大学院進学志願者を増やすことを最重要課題とし、そのために院生より授業評価アンケートを行うこととした。また、院生の研究環境をより充実させるため、平成 31（2019）年度より修士論文、博士論文に取り組む院生に向けた図書特別貸出を開始した【資料 2-1-17】。さらに、本学学部生のみならず、他大学の学生や大学院に興味を持つ社会人等が本学大学院教育について広く理解できるように大学院入試説明会を開催した【資料 2-1-18】。加えて「大学院入試要項」【資料 2-1-19】は、従来の入試関係の記載に加え、担当教員の専門分野をより理解しやすくするためのページを設けた。

また、学部との整合性を持たせ、院生数を増加させるために、歴史学専攻と文化財学専攻を統合することを検討している。臨床心理学専攻では、公認心理師（学部プラス修士が必須）養成をしている学部と連携し説明会や模擬授業を実施し、進学率の増加を図っている【資料 2-1-20】。

以上のとおり、入学定員の適正化と学生募集体制・広報活動の整備・強化によって、大学全体の入学定員充足率及び収容定員充足率は上昇傾向にある。

（3）2-1 の改善・向上方策（将来計画）

学士課程については、今後、社会に向け、とりわけ大学受験者を始めとするステークホルダーに対し、本学の入学者受入れの方針と教育や学生支援に関する情報を周知するよう、HP や入試関連資料を工夫するなど広報活動を更に強化する。大学案内の手頃な簡易版を作成し、高校主催の進学説明会などで配布し、広報活動に役立てる。

入試制度については、入試科目に各学科の必修科目を設けて AP を反映させる等の改善に努めてきた。今後は入試の前段階の取り組み、例えば高校の大学見学の機会を増やすなど、高等学校との連携・接続事業に力を入れて行く。

定員を満たしていない学科については、学科の特色を分かりやすく紹介したパンフレット【資料 2-1-21】を作成し PR する。また、学生募集統括本部を中心に県内外の高校を訪問し各学科の特色を紹介していく。これらにより年間を通して、大学受験者及び社会に積極的にアピールし、定員の充足を図っていく。

大学院については、高次の研究・教育活動の拠点として、入学生の質を担保しつつ、定員を確保することが重要である。したがって、定員充足に向けた努力として、各専攻

長を中心に専攻ごとの教授内容について、授業評価アンケートを毎年参照しつつ見直していく。同時に大学院入試委員会を中心に、新たに導入した学力の高い学部卒業生（見込み者を含む）を対象とした推薦入試及び長期履修制度を積極的に活用していく。それらについて大学院入試説明会でより広く周知するとともに、年間を通して HP で公表していくことによって、入学者確保を図っていく。

2-2 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA (Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

本学は規模の小さいお互いの顔の見える大学であることを強みとして、教職員が協働して学生一人ひとりが向上できるような支援を一貫して行ってきた。前回の認証評価の後、従来の取組をさらに充実させ、「学生指導の共通指針」【資料 2-2-1】の策定や「自己発展チェックシート」【資料 2-2-2】などの目に見える形に整備してきた。さらに平成 30（2018）年度後期からは、自己発展チェックシートを Web 化して、ポートフォリオ学修支援システムを立ち上げた。学生との面談内容をここに連結し、個人情報を保護しつつ必要な情報を共有するようにしている【資料 2-2-3】。

1) 学修支援の方針

別府大学は、「大学第 1 期中期計画」【資料 2-2-4】に大学のビジョンとして「心のかよう温かな大学」「すべての学生が成長できる大学」を掲げ、「それぞれの学生をよく理解し、互いの信頼のうえに成り立つ温かな人間関係をベースに、一人ひとりを大切に丁寧な指導を行うこと」「目の前の学生と向き合い、個々の学生の夢や目標に向けて潜在能力を引き出し、伸ばすこと」に努めている。このことは「大学第 2 期中期計画」

【資料 2-2-5】にも引き継がれ、重点目標の（2）には「学生面談と学生カルテによる面倒見のよい個別指導」が謳われている。

本学の教育の基本姿勢は、このように小さな大学であることを活かした学生一人ひとりに寄り添った丁寧な指導にあり、このような学生支援は教職協働によって初めて成り立つものであることは言うまでもない。このことは平成 30（2018）年 3 月の「学生指導の共通指針」【資料 2-2-6】に改めて明確化され、方針として確認されており、大学の教育に関わる全教職員によって共有されている。

2) 学修支援の計画

①教職協働によるオリエンテーション等の学期ごとの学修指導

学期の始めには、教職員が協働して各学科・学年別でオリエンテーションを実施する。全体的な事務局と関連する説明は職員が行い、教員は授業履修の仕方や学科・コースの特色等を説明する。このオリエンテーションの資料作成及び実施運営には、職員が全面的に関わるとともに、履修登録に関する質問などにも教務課の職員及び教員が積極的に対応している【資料 2-2-7】。

②担任制によるきめ細かな学修支援

学科ごとに担任教員（学科により学年担任、クラス担任又はゼミ担任の形態がある）を配置し、学生の学修状況に応じたきめ細かい指導を行っている。修学上問題のある学生については、各学科が相談の機会を設けて学修の支援に当たっている【資料 2-2-8】。

③初年次教育と学年ごとの必修科目を核とした学修支援

初年次教育では、特に「導入演習」「基礎演習」を担当する教員を配置し、1 クラス 10 人前後の学生に対し指導を行っている。2 年次以降も、年次ごとに「発展演習」「専門演習」「卒業演習」を核にして指導を行っている。また、図書館やメディア教育・研究センター、キャリア支援センターも授業と連携し、履修・学修・教育に関する支援に取り組んでいる。専任教員は本学作成の『学生指導マニュアル』の中の「学生指導ハンドブックー学生がいきいきと就学するためにー」【資料 2-2-9】を参考に、助言や指導を行い、学修支援を行っている。

④「ポートフォリオ学修支援システム」による学生自身の振り返り

各学科での成績配布後、学生は「ポートフォリオ学修支援システム」で前学期の自分の学修状況について振り返ると同時に、各自今学期の目標を立てる。また、現時点で目指している進路、免許・資格なども記入することにより、自らの学修の目標を確認する【資料 2-2-10】。

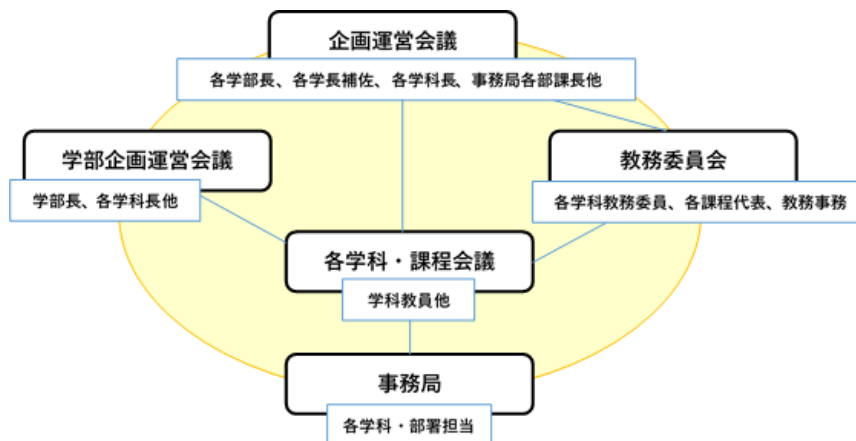
⑤年 2 回の個別面談による学生の状況把握

年 2 回の「ポートフォリオ学修支援システム」への記入後に担当教員が学生個人面談を行う。個人面談の結果は、ポートフォリオ内に保管され、問題のある学生については、適宜保護者も交えて相談を行う。また、全学的な取り組みとしては、毎年 6 月に本学で保護者対象の別府大学懇談会を実施し、学修や進路に関して保護者等との面談を行っている。7 月には九州各県の主要都市を中心に地方会場でも別府大学懇談会を実施している【資料 2-2-11】。保護者には、9 月と 3 月に成績を送付し、学生の学修状況を知らせている【資料 2-2-12】。

3) 学修支援の実施体制

学修支援に関しては、図 2-2-1 のように学科を基本組織として、大学企画運営会議や教務委員会等で教職協働の全学的な調整を図っている。上記計画については、学科教員と事務局職員を中心に実行し、全体で協議すべき事項は大学企画運営会議、教務委員会で検討、事務局は全体的にサポートを行っている。

図 2-2-1 教職協働の実施体制



2-2-② TA (Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

本学では、少規模大学の特色を活かして、各教員や先輩が学生の学業面や生活面でのきめ細かい相談に乗っている。センターや特定の施設は特に設置していないが、基本的に学科の専門は少人数教育のため、学生が気軽に教員や先輩に声をかけやすい体制ができています。

新入生に対しては、大学生活のスタートを円滑にし、学科内の親睦を深めるため、宿泊や学外研修などを含んだ第2次オリエンテーションを原則5月末までに各学科で実施している【資料2-2-13】。

学科によっては教員を顧問とした学生による研究会や自主ゼミなどがあり、初年次段階から教員と学生、上級生と下級生が密接に関わることができる環境づくりに努めている【資料2-2-14】。

1) 障がいのある学生への配慮

障がいを持つ学生への対応については、従前から「学校法人別府大学身体障害者福祉措置細則」を定め対応してきた【資料2-2-15】。現在は、これに加え、障害者差別解消法の趣旨に添った合理的配慮の提供についての案内を合格者全員に配布している【資料2-2-16】。申し出があった場合は、本人・保護者と学科、健康相談室、学生相談室、学生課等とが緊密に連絡あるいは面談の機会を設けて、学生・保護者と相談の上で要望等への対応を行っている【資料2-2-17】。

また、聴覚障がいを持つ学生にノートテイカーを手配する支援や、てんかんのため画面を見られない学生の要望に応じた別室授業、発達障害を抱えた学生のための別時間での学習支援、自閉症スペクトラム障害の学生の学修環境への配慮などを行ってきた【資料2-2-18】。

これまでもトイレやスロープ等改善できるところは改善に努めてきたが、施設面はまだ十分なものではないので、一般学生等によるサポートも含めてきめ細かな支援に努めている。その他にも、平成31(2019)年度に学生委員会でバリアフリーマップを作成し、学生生活に掲載した【資料2-2-19】。また、平成30(2018)年度後期より、教職員間で学生個々の情報を共有すべく、個人情報に配慮した形で、ポートフォリオ学修支援システムの中に面談内容を保存している。

また、図書館、キャリア支援センター、メディア教育・研究センター等とも普段から密に連絡を取り合い、支援の強化を図っている。

2) オフィスアワー制度

平成21(2009)年度から、午前1コマ・午後1コマの週2回(1コマ90分)のオフィスアワーを制度化した。また、オフィスアワー以外でも時間が空いているときは積極的に相談に応じている。オフィスアワーの対応内容については、「学生生活」および大学のHPに明記し、①前・後期講義開始時の担当授業の中で説明、②教務課の掲示板に一覧を掲示、③各研究室前に対応時間を掲示、④シラバス及び研究者総覧に明示して周知を図っている【資料2-2-20】。

3) TA (Teaching Assistant) 等の活用

表2-2-1にあるように、本学では、大学院生がいる学科ではTAが授業への補助を

行い、後輩の指導にあたっている【資料 2-2-21】。大学院生がいない学科では、研究室やゼミに所属する 4 年生が、演習、実習などの補助に入ることによって、気軽に質問がしやすい環境を作るとともに、教える学生自身の知識・技能を定着させることにつながっている。また、近隣の APU（立命館アジア太平洋大学）の留学生に SA（スチューデント・アシスタント）として英語の授業に入ってもらえるケースもあり、実際のコミュニケーション力向上に寄与している。平成 28（2016）年からは、附属図書館で、大学院生等が「学習コンシェルジュ」としてレポート・論文作成の援助や文献・資料検索のアドバイスなど、学生の学習をサポートしている【資料 2-2-22】。また、平成 31（2019）年度からは、「別府大学・別府大学短期大学部スチューデント・アシスタント取扱規程」【資料 2-2-23】を設け、経済的事情により就学困難な学生を中心に本学の教育研究活動や学修環境整備に関わる補助業務を依頼することになっている。

表 2-2-1 TA/SA の活用状況

学科	TA/SA の活用状況
国際言語・文化学科	英語・英米文学コースでは、APU 留学生に SA として授業に入ってもらい、英語によるコミュニケーションの強化を行っている。
史学・文化財学科	史学・文化財学科では、大学院生を TA として活用している。仕事内容としては、演習や講義の資料の印刷と配布、質問表の配布と回収、出席管理、及び学外で実習を行う際の学生の誘導等である。
人間関係学科	<ol style="list-style-type: none"> 卒業演習において中間報告会を実施している。この報告会では、1 年生、3 年生を参加させ、報告内容への質問ならびに評価を実施し、卒業論文の質を高めている。 社会福祉養成科目において、実習を終えた 4 年生による実習体験を報告してもらうことで、実習前準備への取り組みを強化している。
食物栄養学科	<ol style="list-style-type: none"> ロコモティブシンドローム予防教室において 3 年生の健康指導教育活動（科目名「地域健康支援演習」）を 4 年生卒論生が支援している。 「運動生理学実験」において身体的特徴、骨密度、栄養素等摂取状況の調査の際に 4 年ゼミ生の支援を活用している。 「応用栄養学実習」では身体計測、食事調査の方法を研究室の 4 年生及び大学院生が SA 及び TA として指導している。 「栄養カウンセリング実習」では、学ぶ側である 3 年生が管理栄養士役、SA である 4 年生（卒論生）には患者役（模擬患者）になってもらい、模擬栄養教育を実施している。
発酵食品学科	<ol style="list-style-type: none"> 「発酵食品製造実習」は複数の教員で実施しているが、必要に応じて研究室に配属されている 4 年生にも実習で 1 年生を指導してもらっている。 「基礎化学」の授業では教職希望の 4 年生などに実施内容の中からテーマを選び説明してもらっている。
大学院	文学研究科においては、各専攻において、TA は学部の科目の出席管理、

	また教員の資料作成補助を行っている。また、必要な場合は学部の演習授業に参加し、学部の学生に対して身近な立場からアドバイスを与えたり、資料作りの指導を行っている。食物栄養科学研究科においては、大学院生が TA として学部学生の実験・実習科目や卒論において補助を行っている。
--	---

4) 留学生に対する学修支援

留学生に対する日本語の学修支援については、日本語教育研究センター【資料 2-2-24】が担っている。本学に入学した留学生は初年次の半期（前期もしくは後期）に日本語を集中的に学べるよう各学科と連携を取りつつ授業支援を行っている。授業は、プレイスメントテストの結果によって習熟度別にクラス分けし【資料 2-2-25】、能力に応じた日本語教育が受けられるように配慮している。

また、平成 23（2011）年度からは、3 年生以上、平成 26（2014）年度からは 2 年生以上を対象として、日本語能力試験や就職活動で必要とされる日本語を学ぶ「ビジネス日本語（聴読解）1」等の日本語系の科目を開講している【資料 2-2-26】。

5) 退学・休学・留年者への対応

「大学第 2 期中期計画」では重点目標として「中退率 3%以下」【資料 2-2-27】を掲げており、各学科においてきめ細かに学生の相談に乗り、心身の問題を抱える学生については、学生相談室で専門の相談員と面談ができるよう紹介をするなど、学生生活での躓きから立ち直れるよう支援を行っている【資料 2-2-28】。

<留年者への対応>

過去 5 年間の留年者数の推移は、表 2-2-2 の通りである。各学科に担任教員を置き、通年及び学期ごとに修学指導と生活指導に目を配るとともに、各学科では退学防止も兼ねて表 2-2-3 のような取り組みを行っている成果もあり、近年、大学全体として留年者は減少してきているものの、成績不振（単位修得不足）で留年するものが多くみられる。成績不振以外の留年の理由としては、経済的理由、身体疾患、心身耗弱などがあげられる。わずかの単位不足で留年する学生も含まれており、引き続き指導の強化を図っている。

表 2-2-2 留年者数（過去 5 年間）

学部	学科	H26	H27	H28	H29	H30
文学部	国際言語・文化学科	8	13	9	7	3
	史学・文化財学科	13	11	11	14	9
	人間関係学科	7	5	7	5	3
	計	28	29	27	26	15
食物栄養科学部	食物栄養学科	1	1	2	2	0
	発酵食品学科	3	3	0	2	1
	計	4	4	2	4	1
国際経営学部	国際経営学科	3	2	4	5	2
	計	3	2	4	5	2
合計		35	35	33	35	18

表 2-2-3 留年・休学・中退を防止するための対応

学科	学科の取組
国際言語・文化学科	<p>基本的に、大学から配布されたマニュアルに従って対応する。学生課や留学生課と連携しながら、担任を中心に、コース長、学科長も関わって対応を行っている。平成 30 (2018) 年度からは、問題のある学生への対応を、複数の教員で行うようにすることを徹底している。</p>
史学・文化財学科	<p>授業に 3 回欠席した学生を学生委員に知らせ、学生委員はこのような出席不良学生のリストを作成し、随時全教員に連絡することで、教員全体が学生の出席状況を把握するよう図っている。その上で、担任は当該学生を呼び出して面談し、状況が悪化しない様配慮している。また、留年した学生は色々と問題を抱えている場合が多いので、留年生対象の担任を設け、毎週面談をして少しでも円滑に卒業できるよう努めている。</p>
人間関係学科	<p>学生の抱える課題や日常の様子について月 2 回の学科会議やメールなどで情報交換を行い、早期対応ならびに継続的対応を実施している。なかでも、緊急対応が求められる案件については、学科長、ゼミ担当教員、コース教員など関係教員との連携のなかで早期解決に向けて取り組んでいる。</p>
食物栄養学科	<p>約 2 週間ごとに開催される学科会議において担任及び授業担当者から学生の現状についての報告があり、全教員で学生の情報を共有することにより欠席が多い学生や精神的に疲弊している学生を早期に見つけ担任により面談するなどの対応をとっている。場合によっては学生相談室の利用や専門医の受診を促している。また、学期ごとに担任による個人面談を実施し、特に成績不振者には細やかな指導を行い、学習意欲をなくして留年につながらないように配慮している。さらに成績に問題がある学生については各学期に成績通知書とともに注意を喚起する文書を保護者に送付して、家庭においても指導していただくようお願いしている。場合によっては直接保護者に電話で状況を説明して保護者の支援も仰いでいる。</p>
発酵食品学科	<p>月 2 回開催される学科会議において学生の履修状況の情報共有を行い、欠席の多い学生には、本人や保護者に連絡を取り、退学や休学に至らないよう指導している。</p>
国際経営学科	<p>中途退学者、休学については、学生からそのような相談が担任にあれば随時、学科会議で報告してもらって協議し、その情報を共有するようにしている。退学を考えている学生については、休学をすすめて考え直すべく期間を持たせるようにしている。</p> <p>留年対策については、学科独自の学生カルテを作成して 1 年生の時から担任が見守り、留年の恐れが出てきた学生については早期に指導するようにしている。留年につながりそうな成績の学生については、担当教員が保護者に電話連絡や面談を行ったりしている。</p>

＜休学者への対応＞

年度毎の休学者数は、表 2-2-4 のとおりである。平成 29（2017）年度より、休学中の学納金を免除する措置を取ったことにより、文学部と食物栄養科学部で休学を希望する学生が倍増した。その中には、卒業延期になった学生で、前期は履修する科目がないため半期休学という学生や今後の進路について、迷っている学生などがいる。ここ数年の傾向として、心身に問題を抱える学生が依然として多く、入学前や入学直後のできるだけ早い時期にこうした学生を把握し、学科及び学生相談室と連携して対応を講じている。休学者に関しては、担任教員を中心に保護者と連絡を取りながら、必要に応じて三者面談を行うなど相談に応じている。場合によっては、学生相談室や医療機関と連携をとり、復学に向けてサポートを行っている。

表 2-2-4 休学者数及び休学理由（過去 3 年間）

学部	文学部			食物栄養科学部			国際経営学部			大学全体		
	H28	H29	H30	H28	H29	H30	H28	H29	H30	H28	H29	H30
一身上の理由		1	6			4			6		1	16
家庭の事情				2	2	1				2	2	1
経済的理由		1	4			1		1			2	5
精神疾患		4		1	3			1		1	8	
身体疾患	6		1	1		2			3	7	0	6
兵役	1	1	1	2	2		2	4	4	5	7	5
留学		1	1								1	1
修学意欲の低下		5	1		2			1			8	1
進路変更を検討		2			1						3	
その他		2			3						5	
計	7	17	14	6	13	8	2	7	13	15	37	35

＜退学者への対応＞

本学では退学や除籍などの離学者への学科での対応記録を、「退学・休学等相談カルテ」（以下「相談カルテ」）に記載して、学生課へ提出し、その情報に基づいて原則として教授会の意見を徴して、退学・除籍を決定している。

表 2-2-5 では、退学の理由を退学願の中に学生本人が記述した内容や除籍伺、相談カルテより判断して分類しているが、本当の理由を表し切れていないところがある。実際の相談カルテの記載内容から判断すると、ここ数年の離学者の理由は以下のような状況となる。

退学理由を「一身上の都合」としながら、内実は学習意欲の低下と経済的事情をあげている者がいる。

また、授業料未納により除籍となった学生の中には、修学意欲が低下した上での授業料未納と判断される者もあり、単純な経済的理由ではなく、複合した要因が見られる。

「修学意欲の低下」と「学力不足」とは相関性のある理由である。両者ともに内実、生活不順（リズムの乱れ）、恋愛関係をめぐってのメンタル上の問題、孤立化（コミュニケーションがとれない）などが見られる。

メンタル上の問題があった者については、「心身衰弱」と「身体疾患」の項目に分類されているが、「修学意欲の低下」や「進路変更」の中にもメンタル上に問題があった者がいる。

以上の傾向を踏まえて、離学者対策として、経済的事項のある学生への支援を強化している。休学者の授業料免除制度を平成29(2017)年度に設けたが、さらに平成30(2018)年度より「在学生修学支援奨学金制度」【資料2-2-29】を設け、経済的に修学が困難な学生には授業料を半額免除することとした。メンタル上の問題が要因になっている場合への対策としては、学科と学生相談室（学生課）と学生委員会が連携しながら、きめ細かい組織的対応を行っている。

表 2-2-5 理由別の中途退学者数（平成26年～30年）

退学等の理由	H26	H27	H28	H29	H30	計
修学意欲の低下	13	5	5	7	7	37
進路変更(他の教育機関)	7	6	5	8	5	31
進路変更(就職)	8	12	7	9	11	47
経済的理由	6	8	2	1	4	21
学力不足	0	3	1	4	0	8
身体疾患	8	1	1	2	6	18
心身耗弱	3	3	3	3	2	14
海外留学	0	0	0	0	0	0
一身上の理由	2	8	4	6	6	26
家庭の事情	3	1	3	0	2	9
除籍(学則第39条)	4	5	9	8	9	35
進路変更(その他)	16	13	0	2	8	39
死亡	1	0	0	0	0	1
懲戒退学	0	0	0	0	0	0
計	71	65	40	50	60	286

表 2-2-6 学科別に見た中途退学者と中途退学率（平成26年～30年）

学科	中退者数(A)	在籍者計(B)	中退者(A/B)
国際言語・文化学科	79	1,614	4.89%
史学・文化財学科	62	1,917	3.23%
人間関係学科	46	1,191	3.86%
食物栄養学科	21	1,467	1.43%
発酵食品学科	19	641	2.96%
国際経営学科	56	1,898	2.95%
計	283	8728	3.22%

(3) 2-2の改善・向上方策（将来計画）

ポートフォリオ学修支援システムによる学修状況の把握及び個別面談のシステムへの保存については、令和元年度中に実施カレンダーを作成し、着実に支援ができるように

する。

全学的な学修及び授業支援については、教員のみならず上級生を積極的に登用し、SAとして養成し学修相談を充実させる。組織的な対応としては、教職協働に加え TA を組み込んだ学修相談センターの開設を目指して取り組む。

留年者、休学者、中途退学者については、修得単位不足に起因している場合が多いので、担任教員や専任教員を含めた学修及び授業支援を一層強化し、減少を目指す。また、ゆっくりした速度で就学ができる制度として長期履修制度を学部を持ち込み、空いた時間の就学サポートの充実を図る等、新しいシステムの導入を検討したい。これらの対策は中期計画の最終年度である令和 3（2021）年度までに計画をまとめる。

心身に問題を抱えた学生の増加に対しては、担任教員等のきめ細かな指導の中で早期対応に努め、学生相談室での相談、必要に応じて医療機関等と連携するなど、学生の回復を第一に考え、適切な指導・相談を行う。

2-3 キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

大学は、教育課程の内外を通して、社会人や職業人として自立できる能力を学生に身につけさせなければならない。そのためには、「大学生活のあらゆる場面において指導のベクトルを「全学生の人間的成長（知力、対人力、自律力、想像力等）」と「全学生の就職（社会的自立）」に合わせ、入学者に最善の教育を施す」と「大学第 2 期中期計画」でも方針として定めている。そういった観点から、本学では、教育課程内及び教育課程外において様々なキャリア支援・就職支援策を展開している。

キャリア支援の全学的な体制としては、学長補佐（就職担当）を委員長とする就職委員会【資料 2-3-1】を組織している。委員会は各学科から選出された教員及び学生事務部、キャリア支援課職員で構成され、毎月定例会議を開催し、学生の就職・進学指導等に関する事項について協議している。さらに、教員・学芸員・司書・社会福祉士・精神保健福祉士・管理栄養士等の免許・資格を活かした専門職への就職希望者、あるいは大学院進学希望者に対する指導・助言は、それぞれ学生が所属する学科等の教員が中心となって行っている。

また、キャリア支援を行う組織としてキャリア支援センター【資料 2-3-2】を設置している。これは、平成 14（2002）年度に開設した進路情報センターを平成 23（2011）年度に改称・充実したもので、センター長 1 人、副センター長 1 人、事務職員 4 人、非常勤職員 1 人を配置し、学生からの日常の就職相談、採用情報の提供、キャリア支援に関する各種事業などを行っている。また、年間を通して水、木、金曜日には非常勤のキャリアカウンセラーを終日配置し、学生の就職相談や履歴書の添削、面接指導などを行っている。

更に、教職員一人ひとりの就職支援に関する意識を高めるため各種の会議、研修会等

において、本学の取り組みや現在の就職情報などを報告し共通理解を図っている【資料 2-3-3】。

1) 教育課程内の取組

教育課程の中では、教養科目において、1年次に「キャリア教育Ⅰ」「社会生活概論」、2・3年次には「キャリア教育Ⅱ」、3年次には「インターンシップⅠ、Ⅱ」のキャリア支援科目を開講し、入学時から本格的な進路決定に入る3年次まで体系的なキャリア教育を実施している【資料 2-3-4】。

1年次の「キャリア教育Ⅰ」では、働くことの意義や自らが課題解決をしつつ将来の進路について考えるための講義や自己分析・将来設計について考える講義を行っている。また、県内外の企業で活躍している経済人や公務員、さらに企業の人事担当者などを外部講師として招き、企業研究や職業観の醸成に活かしている。また、「社会生活概論」では、社会人としてどのように生きるかを考える機会となるよう、「大学生活とキャリアデザイン」「ボランティア活動への参加」「メンタルヘルス」など幅広いジャンルの講義を取り入れている。

3年次の「インターンシップⅠ・Ⅱ」は、それまでの学修をもとに、実際に就業体験をすることによって、就職に向けた意識啓発や職業人意識の醸成を目指して実施している。講義の中では、インターンシップの意義・目的、実施に必要な事務手続きやビジネスマナーを学び、夏期休業中に5～10日の期間で企業等における実習・就業体験を行っている。

2・3年次の「キャリア教育Ⅱ」は、実際に就職活動を行うに当たり、必要な知識や技能を身につけさせるための科目で、自己PRの方法、エントリーシートや履歴書の作成方法、面接試験の受け方など、就職に関する全般的な指導を、より実践的に学ぶものである。

このほか、文学部人間関係学科では、社会福祉士の資格を取るため「相談援助実習Ⅰ・Ⅱ」において2・3年生対象に23日間（180時間）、社会福祉施設等における現場実習を実施している。また、精神保健福祉士の資格についても、「精神保健福祉援助実習Ⅰ・Ⅱ」において3年生対象に27日間（120時間）、精神保健福祉施設等において現場実習を実施している【資料 2-3-5】。

食物栄養科学部食物栄養学科では、臨地実習科目として「公衆栄養学実習」「給食経営管理実習」「臨床栄養学実習」を置き、3年生対象に10月～12月又は2月～3月の4週間、保健所等（1週間）や病院・福祉施設等（3週間）において栄養士・管理栄養士としての実務体験を行っている。発酵食品学科においても「臨地実習Ⅰ・Ⅱ」を置き、3年生対象に醸造会社や食品製造会社において3週間の実習を行っている【資料 2-3-6】。

また、大学院進学希望者については、各学科の卒論指導教員を中心に相談に応じている。

2) 教育課程外の取組

キャリア支援センターでは、教育課程外のキャリア支援の取り組みとして、企業・団体のパンフレット、求人などの就職や進学に関する情報を収集・提供している。学生への個別の情報提供としては、「キャリア支援ニュース」（毎月2回）【資料 2-3-7】を発行するとともに、3年次には「就活ハンドブック」【資料 2-3-8】を配布している。また、

キャリア支援センターでは、センター職員とキャリアカウンセラーによる、学生の相談や履歴書、エントリーシートの添削、模擬面接などの具体的な支援を行っている。

このような日常の活動のほか、センターでは次のような支援事業を企画し実施している。

①各種就職支援対策講座の開講

学生の学力および社会人基礎力の向上を目的に、教育課程外の各種の就職支援対策講座を実施している。平成 30 (2018) 年度は、公務員志望者には教養対策として「基礎力養成」と「実践力養成」の各講座を、民間企業志望者には「数的リテラシー・言語リテラシー」と「常識問題・SPI 対策」などの各種講座を実施した。その他にも、次のような講座を各 2 回実施した。(①履歴書・ES 対策講座 ②面接試験対策講座 ③身だしなみ講座 ④時事問題対策講座) なお、センターの講座以外にも、教職志望の学生に対する「教員採用試験対策講座」などが行われている【資料 2-3-9】。

②就職オリエンテーションの実施

学生の就職に対する意識を高め、実際の就職活動に向けて取り組むべきことを理解させるため、就職オリエンテーションを実施している。平成 30 (2018) 年度は、3 年次に 2 回、4 年次に 1 回の計 3 回実施した。3 年次 6 月の第 1 回目は、就職状況の現状を理解するため、本学の就職状況と卒業生の体験発表、今後の学業・生活面などへの取り組みを中心に実施した。10 月の第 2 回目は、4 年生の就職活動体験発表を中心に実施した。4 年次 4 月の第 3 回目では、これからの本番に向けて、就職活動がスムーズに展開できるよう確認と指導及び激励を行った【資料 2-3-10】。

③就活準備フェアの開催、および学外合同企業説明会等への参加

学生と企業との面談の機会を増やし、企業・業界研究、自己表現や面接等の訓練に資することを目的に学内において就活準備フェアを開催している。実際の企業担当者と同面談することで、会社内容や業界の現状などを知ることができ、これから取り組むべき具体的な計画・手段等が確認できる。就活準備フェアは平成 12 (2000) 年度から開始し、平成 30 (2018) 年度は県内の優良企業を中心に 60 社に限定し開催した。学外では、福岡地区での大規模な合同企業説明会に 2 回、県内でのインターンシップフェアに 2 回と、それぞれ、バスをチャーターして参加した。参加学生は、各ブースを訪問することで就職活動の状況を知り、「本番同様の緊張が体験できた」「他大学生と一緒に行動して、客観的に自分を知ることができた」など、大変参考になったとの評価を得ている【資料 2-3-11】。

④進路懇談会の開催

学生の就職活動や本学のキャリア教育について保護者の理解と協力を求めることを目的として、3 年生の保護者と学生を対象に、例年 10 月に進路懇談会と第 2 回就職オリエンテーションを実施している。平成 29 (2017) 年度は、保護者 117 組、学生 266 人が参加した。4 年生で就職が内定している学生の体験発表と、学科担当教員による個別の面談会を中心とした内容に対して、参加した保護者からは、教員と直接に話す機会を得て、具体的な相談や指導が受けられたと好評であった【資料 2-3-12】。平成 30 (2018) 年度は、台風接近のため急遽中止とし、資料は学生を經由して配布した。

⑤就職相談会の開催

4年生で就職が決まっていない学生を対象に、例年2回（11月、1月）就職未決定者に対する就職相談会を実施している。ハローワーク別府の職員を招聘して個人面談および求人などの説明を実施し、その後、新たな情報により、受験可能な企業等にエントリーする学生も見られた【資料 2-3-13】。

⑥留学生の就職支援

留学生の就職支援として、キャリア支援センターに留学生コーナーを設けて必要な情報を提供している。留学生を対象とした学内「就活セミナー」を実施し、日本での就職活動の仕方等を身に付ける説明会を実施している。また、学外で開催の「企業と留学生の交流フェア」に参加希望の留学生を募り、バスをチャーターして参加した。平成30（2018）年度は、これを2回（5月、3月）実施した。また、12月には、留学生就職対策セミナーを実施した【資料 2-3-14】。

（3）2-3の改善・向上方策（将来計画）

すべての教員が、社会的・職業的自立に必要な基盤的能力を学生に身につけさせるという意識を持って授業を行い、大学全体が一丸となって学生の就職に向けて取り組むことが重要である。このため、「大学第1期中期計画」及び「大学第2期中期計画」に基づき、教育課程内の取り組みとして、キャリア支援科目をさらに充実するとともに、各学部・学科がそれぞれの教育課程を通じてどのような職業的・社会的自立に必要な能力を学生に身につけさせようとするのか、専門に応じたキャリア教育の在り方を確立し明確化する。また、教育課程外においても、キャリア支援センターの組織・人員を強化し、センターの相談機能と事業内容を充実していくとともに、教職員一人ひとりの意識を向上させる。具体的には、学内で実施している就職関連の諸行事に参加をすることで、学科の学生の動向が分かり、また就職の現状が掴める、学生への指導に役立てられるなどである。主な行事としては、「就職オリエンテーション」（年3回）や企業60社を集めた「学内就活準備フェア」さらに、就職に関する各種の「講座」がある。月1回の就職委員会からの情報や教授会なども利用して共通理解を図る。また、教職員の意識を高め情報を共有できるよう、学生の就職についてのFD研修会も年1回程度実施する。

2-4 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

（1）2-4の自己判定

「基準項目2-4を満たしている。」

（2）2-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、様々な組織・体制で手厚くきめ細かな学生サービスを展開している。

1) 学生サービス、厚生補導のための組織

学生サービス、厚生補導のための組織として学生委員会【資料 2-4-1】を設置し、学

生の厚生補導に関する事項について企画、協議し、その執行にあたっている。学生委員会は、学長補佐（学生担当）が委員長となり、各学科から選出された6人の教員及び学生事務部長、学生事務部次長、学生課長で構成され、定期的（月1回）及び臨時的に開催している。学生の福利厚生と学生生活の充実発展を目的として、様々な学生指導に関する施策等について企画・協議し、原案を作り、重要案件については各学部の教授会で承認を受けて業務を遂行している。

学生サービス・厚生補導業務を遂行する事務組織には、学生事務部長のもとに学生課、学生相談室、健康相談室、学生寮3棟（別府大学ファンヴィレッジ寮、剣志寮、国際交流会館<留学生寮>）があり、それぞれに専任の職員を配置している【資料 2-4-2】。

また、本学には多くの外国人留学生在籍しているため、学長補佐（学生担当）を委員長として大学・短期大学部合同の留学生委員会【資料 2-4-3】を設置し、外国人留学生の学修及び生活に関する事項について、定期的（月1回）及び臨時的に委員会を開催し、企画・協議のうえ各学科と連携してその執行にあたっている。

事務組織としては、学生事務部に留学生課を設置し、専任職員が留学生委員会と緊密な連携のもとに、留学生に関する諸事項の処理にあたっている。

2) 生活支援

学生が安定した生活を送り、学修に専念できるように学生寮【資料 2-4-4】を設置している。各寮には専任職員を配置し、「学生寮規程」【資料 2-4-5】に基づいて生活指導を行っている。また、大学周辺の下宿・アパート等の紹介も行っている。下宿・アパート等の経営者に対しては年に一度、学長、学長補佐等が出席して「下宿等経営者懇談会」【資料 2-4-6】を開き、経営者側からの意見や要望を聞くとともに、大学側からは学生が適切な環境で生活が保障されるように意見を交換している。さらに、社会体験や就業体験に有益なアルバイトについては、学修に支障をきたさない範囲内で行うよう指導し、大学が良好と認めた職種やアルバイト先について紹介を行っている。また、労働局から職員を派遣してもらい、アルバイトに関する労働相談を行っている。

また、1年生対象の「社会生活概論」の授業の中で、専門家を招聘して、悪徳商法への対応や法律に関する問題など社会人として身に付けておくべき基本的事項を取り上げている。現在社会の問題でもあるSNSや情報教育についての指導も行っている。

これらの学生生活に関する支援については、別府大学懇談会で保護者に説明している【資料 2-4-7】。

3) 課外活動支援

体育系サークルには統括組織としてスポーツ振興会があり18の体育系サークルが加盟している。文化系サークルには文化会という統括組織があり15の文化系サークルが加盟している。また、上述のサークルのほか、硬式野球部、女子柔道部、剣道部、なぎなた部、吹奏楽団を強化部に指定している【資料 2-4-8】。体育系サークルと強化部は、それぞれ教職員が部長・顧問を務め、個別的に指導するほか全体的には次のような支援・指導体制を整備している。

課外活動への全体的な指導・支援等は、学生委員会を中心に行い、窓口は学生課が担当している。各サークルの部長・顧問との連絡調整は、学生委員会の決定事項のもとに学長補佐（学生担当）がその対応に当たっている。主な支援は、サークル運営やボラン

ティア活動への指導、活動環境の整備、助成金の支給【資料 2-4-9】であり、学生課が窓口になり学生委員会と連携して適切に支援している。

公認サークルではないが、史学・文化財学科の史学研究会学生部会（14 研究室）、その他の学科の各種研究会、教職・公務員の受験対策研究会などについては、担当教員が密接にかかわり指導・支援を行っている【資料 2-4-10】。

平成 30（2018）年度には、学生満足度調査の結果に基づき、新体育館のバドミントンの支柱の新調やグラウンドを拡充した。また、学外であるがテニスコート（2 面）を確保した。

4) 経済的支援

本学独自の奨学制度として、入学前に申請する奨学金と入学後に申請する奨学金の 2 種類がある。

入学前に申請する奨学金は学業優秀者で経済的に困窮している学生とスポーツ優秀者を対象としている【資料 2-4-11】。選考された新入学生に対して、入学金、授業料の全額又は半額に相当する金額を奨学金として免除している【資料 2-4-12】。また、在学学生を対象として、経済的に修学が困難な学生を対象にした「在学学生修学支援奨学金」と成績優秀者を顕彰するための「在学学生成績優秀者奨学金」があり、この制度は平成 30（2018）年度に新設した【資料 2-4-13】。「在学学生修学支援奨学金」は選考基準に基づき選考され、授業料の半額に相当する金額を奨学金として免除することとした。

外国人留学生に対しては、「文部科学省外国人留学生学習奨励費」をはじめ、大分県奨学金、各種団体の奨学金が受給できるようになっている【資料 2-4-14】。

日本の高い物価水準等のため、経済的に修学が困難な留学生の支援を目的に授業料の 40%相当額を減免する制度を設けている。更に、留学生の生活支援組織として「別府大学外国人留学生後援会」【資料 2-4-15】を設立し、その寄附金で生活物資の援助や緊急支援等を行っている。

平成 14（2002）年度より、学生が生活費の支弁が緊急かつ一時的に困難となり、支援を必要とする場合に、一定の要件を基に生活資金の貸付支援を行うため、「学生生徒の緊急生活支援対策資金」【資料 2-4-16】を制度として設けている。

平成 28（2016）年 4 月に発生した熊本・大分地震の際には、本学の正門の石垣が壊れただけでなく、建物内の書架も多く倒れるなど少なからず被害があった。本学学生の実家も被災した学生がおり、被害の状況に応じて授業料減免の措置を講じた。その 1 年後の平成 29（2017）年には、7 月には県西部が、9 月には県南部が台風の影響による豪雨水害に被災し、それらの被災学生に対しても授業料減免を実施した【資料 2-4-17】。

学生に対する経済的な支援としては、その他の各種奨学金がある。日本学生支援機構奨学金、地方自治体・財団法人・民間団体等の各種奨学金については、学生課が窓口になり諸手続きを行っている。奨学金については、学生課の奨学金専用掲示板で随時情報提供を行っている。また、経済的に厳しい家庭については、授業料の分割納入あるいは延納手続きができるようになっている【資料 2-4-18】。

社会人学生への支援として、大学院修士及び博士前期課程では、「長期履修生制度」を設けており、仕事や育児・介護など、やむを得ない事情のある場合、修業年限までの授業料で 4 年間まで在学できるようにしている。

その他、「別府大学同窓会奨学金」、(株)オリエントコーポレーションとの業務提携、適切なアルバイトの紹介、学生寮の設置などの経済的支援を行っている。

5) 学生相談

心身に不安や悩みを抱える学生は現在も増加傾向にある。本学では、学生相談室を設置し、心身に不安や悩みを抱える学生が早期に来談できるよう、「学生生活」やオリエンテーション、学内掲示等で周知を図っている【資料 2-4-19】。相談の内容に応じて、学科の担任教員も含め、学生課やキャリア支援課、学生相談室がそれぞれ窓口となり適切に対応するとともに、教職員との連携を強化している。なお、学生相談室の利用状況は、【資料 2-4-20】のとおりとなっている。学生相談室には、臨床心理士が非常勤で週 3 日相談に応じている。また、相談件数が増加した場合や不在時に緊急対応が必要になった場合は、学内の臨床心理士の資格を有する本学専任教員が相談にあたっている。

さらに、学生や保護者などからの相談を受け本学で対応できないケースについては、関係の教職員と相談し、必要に応じて適切な医療機関等の紹介などを行い、各機関と連携して学生の心身の健康維持・増進に対応している。また、必要に応じて、先述のポートフォリオ学修支援システムに記載することによって教職員間での情報の共有を図っている。

また、ハラスメントの防止等については、「ハラスメントの防止等に関する規程」【資料 2-4-21】を設け、「ハラスメント防止委員会」を設置し、ハラスメント相談員【資料 2-4-22】を任命し、学園全体としてハラスメントの防止に努めている。また、学園全体として、「ハラスメント防止宣言」【資料 2-4-23】を公表している。

6) 健康管理

保健室・健康相談室には養護教諭の免許・資格を持った担当職員に加え、平成 31(2019)年度に新たに保健師と看護師の資格を持つ職員を配置した。これにより、2 人体制で、健康相談や保健指導を適切に行い、学内で発生した傷害や疾病については適宜応急処置を施している。インフルエンザやノロウイルス等集団感染が危惧される感染症については、平成 21(2009)年に健康危機管理対策本部を設置し、必要な対策を協議検討して対応方針を策定する体制をとっている。そこで決定された方針に基づいて感染者等の状況を早期に把握し、出校停止措置や予防対策等を各学部・学科と連携しながら講じている。

毎年 4 月から 6 月の間に、全学生に対し定期健康診断を実施している。定期健康診断の結果、異常所見のあった学生については個別に呼び出し、健康相談、保健指導を行っている。新生生に対しては健康アンケートや予防接種歴【資料 2-4-24】を提出させ、健康管理を実施している。

教育実習や福祉施設等の実習、食物栄養科学部の臨地実習等の学外実習に出る学生については、麻疹・風疹等の抗体検査や胸部 X 線検査をあらかじめ行い、抗体を持っているかが不明な学生については学内で抗体検査を実施している。その結果、抗体を持たない学生については、予防接種を受けるよう指導し、確認を行ってから実習に行くように指導している。

その他、健康教育の一環として、全学生を対象に年一回飲酒・薬物等についての講話を長年続けて実施している。あわせて、平成 24(2012)年度からは月 1 回の禁煙教室

も実施している【資料 2-4-25】。禁煙の相談に来室する学生に対しては、希望者にニコチンパッチを配布するなど継続的に健康相談を行っている。

平成 31 (2019) 年 1 月 23 日には、キャンパス内全面禁煙宣言【資料 2-4-26】を発し、令和 2 (2020) 年 4 月 1 日よりキャンパス内全面禁煙を実現する計画となっている。

7) 留学生の支援

外国人留学生は、現在、正規留学生は大学の学部生として在籍している 237 人のほか、短期留学生、別科学生、研究生の 73 人を含め合計 310 人の留学生を受け入れている。

留学生の生活支援・指導全般に関わる組織として、前述の留学生委員会と留学生課があり、緊密な連携のもとに留学生の学生サービスや厚生補導等にあたっている。

留学生には、母国語による留学生相談室も設置し、中国の担当教員 1 人、韓国担当教員 1 人、英語圏等は教科の教員が担当して留学生の相談に対応しており、信頼関係も築き上げられている【資料 2-4-27】。

日本語学習面の支援組織である日本語教育研究センターでは、留学生の日本語能力に応じて習熟度別のクラス編成を行っている。他にも、ウエルカムパーティー【資料 2-4-28】、地域の小学生との交流を含めた研修旅行などを行っている。

このほか、前述の「別府大学・別府大学短期大学部外国人留学生後援会」の寄附金をもとに学習・生活両面にわたって留学生を支援する体制を整えている。

平成 16 (2004) 年には、留学生の支援を目的とした「大学コンソーシアムおおいだ」を県内の大学や自治体等が共同で設立し、留学生へのサービスを行っている。その事業の一つにインターネットを利用した「アクティブネット」があり、本学の留学生が登録して、ビジネス、教育、ボランティアなどのさまざまな地域貢献活動を行っている【資料 2-4-29】。

また、先述の通り、学習奨励費のほか、外部の各種団体の奨学金に関しても随時情報を提供しており、給付を受けている学生も多い。

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

「大学第 2 期中期計画」及び「学生指導ハンドブック」を軸に、次のとおり学生サービスの具体的支援を積極的に充実・改善していく。

1) 課外活動支援

学生課とスポーツ振興会、文化会が連携しつつ、課外活動支援の更なる改善と向上を図る。

従来から活動費補助を受けている公認団体については、目標や活動実績に基づいた予算の重点配分を強化する。さらに、強化部については積極的な支援体制を整え、九州地区あるいは全国レベルで活躍できるように育成を図る。また、文化系サークルを中心とした公認団体においても目標や活動実績に基づき、さまざまな支援を進める。

これまで実施してきた、スポーツ振興会・文化会のリーダーズトレーニングなどのリーダー育成プログラムを充実し、学習や課外活動で活躍の期待が持てる人材を養成する。また、学生によるボランティア活動を積極的に推進していく。

2) 経済的支援

平成 30 (2018) 年度より新設した在学生奨学金制度を含めた大学独自の奨学金制度

の更なる充実と、各種奨学金の確保と「別府大学同窓会奨学金」の拡充を図っていく。奨学金の増額が必要なのかについても現状を分析して、奨学金の効果をより大きくできるように、制度の改善を図る。

3) 学生相談

学生生活に関する相談を希望する学生が増加傾向にあり、機能の強化が必要である。現在、学生相談室において相談に応じている臨床心理士は非常勤職員で、週3日の勤務である。このため、臨床心理士の常勤化又は配置人数の拡充や非常勤職員の勤務日数の増加に努めるとともに、臨床心理士・公認心理師資格を有する本学の教職員、医師資格を有する教員、各学科の担任教員、学生課を中心とした職員との密接な連携・サポート体制の充実を図る。

不安や悩みを抱えている学生への対応は、慎重かつきめ細かな対応を要する。このため、FD (Faculty Development) ・SD (Staff Development) 活動を通じて教職員の対応能力の向上を図っていく。

4) 健康管理

授業では、1年生対象に「社会生活概論」の中で、一人暮らしの食生活、飲酒や喫煙、エイズや性感染症、セクシュアルハラスメント、青少年の心のケアなどさまざまな問題を取り上げ、心身の健康や安全など、社会人として身に付けておくべき基本的な知識を習得させるとともに、さらにその内容を充実させていく。また、健康診断時に朝食摂取状況や喫煙等についてのアンケートを実施し、結果の分析・評価を学部・学科や関係部局にフィードバックすることで、学生生活支援の一助とする。

また、令和2(2020)年4月からは、キャンパス内全面禁煙が実施される。

2-5 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5の自己判定

「基準項目2-5を満たしている。」

(2) 2-5の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

本学の校地及び校舎については、エビデンス集(データ編)【共通基礎データ様式1】のとおり、校地面積は別府キャンパスを中心に大学専用として11,413㎡、短期大学部との共用として61,682㎡あり、設置基準上必要とされる面積19,740㎡を満たしている。また、校舎面積は、大学専用として24,435㎡、短期大学部等との共用として8,942㎡あり、設置基準上必要とされる面積13,569㎡を満たしている。なお、大学の位置及び校地、校舎の概要は、【資料2-5-1】のとおりである。

また、教育目的を達成するために、エビデンス集(データ編)【共通基礎データ様式1】に掲載するように講義室、演習室、学生自習室、学部の学生用実験室、実習室及び体育

設備等を整備し、教育研究に有効に活用している。

平成 24 (2012) 年 3 月に定例役員会の下に「学校法人別府大学施設・設備マスタープラン検討委員会」を設置し、施設整備については耐震対策を優先し、緊急度を考慮した整備計画を策定し、順次、耐震補強等の施設整備工事を実施している。

平成 31 (2019) 年 4 月現在、法人全体での耐震化率は 96.5%となっている。

表 2-5-1 大学関係の耐震補強工事等

年度	事業名	年度	事業名
平成 25 年度	4 号館耐震改修工事	平成 29 年度	第 1 体育館耐震改修工事
平成 26 年度	3 号館耐震改修工事	平成 29 年度	学生寮耐震改築工事
平成 27 年度	1 号館耐震改築工事	平成 30 年度	学生寮耐震改築工事
平成 28 年度	18 号館耐震改築工事		

学校法人別府大学は、教育研究をはじめとする諸活動を持続的に推進し、より一層発展させるため、法人の経営戦略との整合性を図りつつ、個性と魅力あふれるキャンパスの形成と各学校等の計画的な学習環境の整備を目指すため、中長期的な視点に立った施設・設備マスタープランを策定し、これに基づく施設整備を推進することとしている。この施設・設備マスタープランに基づき、大学関係については、表 2-5-1 のとおり耐震対策に取り組んで来ている【資料 2-5-2】。

次に、建物の整備、日常的な維持管理は、法人事務局管理部で行っているが、具体的な執行においては、委託等により建築・設備等の専門家による知識を活用し、的確なマネジメントにより統括管理している。特に、学内清掃業務、樹木の維持管理業務、電気・空調設備業務等の維持管理を適切に行うとともに、防火・消防設備、エレベータ設備等の保守点検についても専門業者と委託契約を結び、関係法令を遵守し安全確保を図っている。この維持管理を適切に実施するため、基本となる経理規程をはじめとして、「固定資産及び物品管理規程」、「契約事務取扱細則」など財務諸規程を含めた整備を適切に行っている【資料 2-5-3】。

施設の安全確保については、平成 21 (2009) 年に防災・防火に関する必要事項を定めた「学校法人別府大学 (別府キャンパス) 防災・防火対策規程」【資料 2-5-4】を制定 (平成 27 (2015) 年 4 月改正) し、防災及び災害時の危機管理体制を整備している。平成 23 (2011) 年 3 月の東日本大震災、平成 28 (2016) 年 4 月の熊本・大分地震を教訓として、大規模地震を想定した避難訓練等を毎年実施するとともに、地震及び火災時等の危機管理体制の見直しを図るため、若手職員を中心としたプロジェクトチームを設置し、「防災ハンドブック」【資料 2-5-5】を作成して学生及び教職員に配布し、活用している。今後は、大規模地震等の災害発生を想定した総合的な危機管理マニュアルを検討することとしている。さらに災害時に学外からの供給停止が予想される水、電気等のライフラインについても、現状を踏まえた対応策を検討している。

また、電気工作物の維持・管理・運用については、電気事業法に基づき「学校法人別府大学保安規程」【資料 2-5-6】を定め、保守点検業務を実施している。

その他、安心・安全な施設環境を維持するため、エレベーターや消防設備の保守点検など法令に基づき行う業務の他、学内の清掃業務や自動ドアの保守、プール濾過機の保守、警備業務などについて、毎年度、契約を結び、保守管理の業務等を遂行している【資料 2-5-7】。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

【図書館】

大学における教育研究活動の心臓部ともいえる図書館はキャンパスのほぼ中央にあり、学生にとって利用しやすい環境にある。現在の蔵書等数は 353,193 冊、雑誌 1,106 種、AV 資料 2,713 点となっている。館内にはシラバスに掲載された参考図書を設置した専用コーナーを設け、学生の学修の便宜を図っている。

現在、年間 290 日以上、平日は午前 8 時 30 分から午後 7 時（試験期間中は午後 8 時）まで開館しており、座席数 222 席、年間延べ約 75,000 人（過去 3 年間の平均）が利用している。館内には 12 台の利用者用検索端末を設置しており活発に利用されている。

平成 23（2011）年度からは、図書館員が新生生に対し各学部の「導入演習」において、図書館の概要、図書の利用方法、情報検索の方法などの指導を実施し【資料 2-5-8】、また、図書館広報誌「ARGONAUTES（アルゴノート）」を発行し、図書館利用の促進を図っている【資料 2-5-9】。

学外機関との連携においては、相互貸借や文献複写なども行う一方、地域の一般利用者に対しては、資料の館内閲覧や貸出、館内での複写サービスなどの便宜を図っている。大分県立図書館や県内各大学図書館との横断検索システムを導入しており、幅広くサービスを展開している【資料 2-5-10】。

新時代のニーズに対応するため、従来の印刷媒体以外にもインターネットの利用やデータベースなどの電子化された新しい媒体による資料の利用にも力を入れている。館内に LAN（有線・無線）やインターネット接続専用スペースを設置しており、学生が個人のパソコンを利用できるようにしている。図書館 HP 上の利用者サービスより ID、パスワードを入力することにより、個人向けの情報、サービスも受けられる。また、携帯電話から専用の URL を入力するか、HP 上の QR コードを読み取ることにより、蔵書検索および利用状況を確認することができる【資料 2-5-11】。

毎年、学生による選書ツアーを実施し（平成 30（2018）年度は中止）、学生のニーズに合った蔵書を増やしている。また、司書課程との連携による図書館見学ツアーを行い、九州管内の大学図書館や公共図書館を実地見学することで学修を深めており、司書を目指す学生には非常に好評である【資料 2-5-12】。

また、機関リポジトリに関しては、国立情報学研究所の学術機関リポジトリ構築連携支援委託事業に参加し、学内発行の紀要等の論文を公開する「BUILD」、及び地域の学会等の機関誌に掲載された論文や歴史文献を公開する「BUNGO」を整備し、学術情報を公開している【資料 2-5-13】。

なお、近年の図書館利用状況は、【資料 2-5-14】のとおりとなっている。

図書館正面玄関は、専用スロープがなく車いす利用者に対応していないが、入館に際し裏手口から入館し、2 階 3 階は、エレベーターが利用できるように配慮されている。平

成 28 (2016) 年発生した熊本・大分地震災害後に施設・設備の安全性を高めるために図書館内部の耐震補強（書架の固定等）を行い、一層の安全を確保している。

【博物館および関連施設】

別府大学は、小規模な大学にもかかわらず、博物館機能をもつ施設が3か所存在する。

1つ目は、33号館（3階建て）に設置された附属博物館であり、2階部分に展示室と収蔵庫があり、学芸員養成課程の博物館実習などには、この場所が活用されるとともに、文化財分野を中心に公開展示を実施している。1階には事務室、3階には文化財研究所が置かれ、事務職員が配置されている。開館時間は月曜日～金曜日の平日の9時～17時、特別な要請がある場合はそれ以外の時間でも開館している【資料 2-5-15】。

また、この建物は、歴史文化総合研究センターを兼ねており、文化財関係の実習室1・2・3が1階に置かれ、考古学、民俗学、環境歴史学、保存科学、保存修復学関係の実習授業がここで実施されている。3階には、文化財研究所や資料室が置かれ、大学院の文化財学専攻の学生と連携し、別府大学の文化財関係の共同研究、受託研究の中核施設となっている。これらの研究や授業を推進するために、1階の保存科学室や実習室1などには、工業用X線透過装置、電子顕微鏡、蛍光X線分析装置（設置型、ポータブル）2台、デジタル顕微鏡等、3階の文化財研究所には、3Dスキャニングレーザー、3Dプリンター、ハンドヘルド蛍光X線分析計等の最先端分析装置が置かれている。

2つ目は、大分香りの博物館である。この建物は、大学本部キャンパスの西側に隣接している。12月31日、1月1日以外は開館、開館時間10時～18時。3階建ての建物で1階は香水コレクションを中心とした「香りプロダクトギャラリー」、2階には「香り文化」の歴史をテーマにした「香りヒストリーギャラリー」、3階には企画展示や香りづくり体験ができる「企画・体験ゾーン」、収蔵庫が置かれている。この施設は、大学の食物栄養科学部発酵食品学科の食品香料コースと連携し、実習施設として活用するとともに、博物館学芸員の実習場所ともなっている【資料 2-5-16】。

3つ目は、平成29（2017）年に建てられた新18号館の施設である。この建物2階には、大学の建学の精神を学ぶための大学史展示室および様々な企画展示が可能なギャラリーホールが配置され、平成30（2018）年から年間企画が始まっている。3階には、アーカイブズセンターが置かれ、これまで大学が蓄積してきた文書、記録資料が保管され、大学史展示室とともに大学の経営・運営の資料等の保管場所としても機能してゆくことになっている。また、アーキビスト養成課程の拠点施設であり、実習が行われる演習室なども備えられている【資料 2-5-17】。

【体育施設】

体育施設として体育館（1,695㎡）、健康センター（体育館に付設）、柔道場（234㎡）、剣道場（688㎡）、テニスコート（クレークコート1面、学外クレークコート2面）、プール（1,001㎡）及び野球場（12,748㎡）等を有している。この施設を授業で利用するのは8時30分から16時10分で、課外活動での利用は16時30分から日没までとなっている。また、土曜や日曜には体育会（スポーツ振興会）主催の運動会や球技大会に利用している。

体育館の授業での使用状況は【資料 2-5-18】のとおりである。また、課外活動の体育館の使用については、各クラブに時間の割り振りをするなど、適切に行われている。

健康センターは、学生の授業や学生の健康のためのトレーニングの他に、平成 8(1996)年より一般市民に開放している「健康・体力づくり教室」、平成 16 (2004) 年に別府市の委託事業としてスタートし、平成 21 (2009) 年からは本学の主催事業として実施している「別府大学湯けむり健康教室」などに活用されている。健康センターの利用状況は【資料 2-5-19】のとおりである。

体育館の管理については、体育館使用規程に基づき、①保健体育の授業、②学校行事及びそれに準ずる行事、③課外活動、④本学主催または主管するスポーツ振興会のサークルの対外試合などについて適切に行っている。また、柔道場、剣道場、テニスコート、野球場については各部の練習に支障のないよう利用を認めている。柔道、剣道場は他校学生との交流試合や、夏季合宿等の場としても利用を認めている。

【情報サービス施設】

別府大学・別府大学短期大学部メディア教育・研究センター(1,382 m²、平成 18 (2006) 年度設置、以下、センター)では、地域社会に資する人材の育成を目的として、情報処理教室を活用した情報リテラシー教育の推進と、全学的な教育研究を推進するために不可欠となる ICT 環境の整備、管理、運営を行っている。センターの運営は、センター長及び大学・短期大学部から選出された教員で構成する運営委員会によって行っている。また専任の職員 2 人により、センターの機能を運営している。

平成 31 (2019) 年現在、センターの 1 階には映像用スタジオとリニア編集室、音声スタジオと音声編集システム等を整備し、2 階は学生の自習や様々な学生の学修支援を行うスペースがある。4 階には 200 人収容(うち 20 席はバリアフリー対応)の講義室に遠隔講義システムを備えている。情報教育設備として PC 利用環境が MC1 教室にデスクトップパソコン 16 台、MC3 教室に同じく 61 台、MC4 教室に同じく 51 台を設置している【資料 2-5-20】。

メディア教育・研究センターでは、ICT 活用などを支援するため、以下のような学修環境整備に努めてきた。

<e-learning システム>

平成 25 (2013) 年度 英語の電子教材「ALC NetAcademy2」を導入

平成 26 (2014) 年度 「INFOSS 情報倫理(日本語)」教材の導入開始、毎年度更新。

平成 30 (2018) 年度 英語の e-learning システムを「NetAcademy Next」に更新。
スマートフォンなどのメディアに対応【資料 2-5-21】。

<Learning Management System>

平成 26 (2014) 年度 授業支援 BOX 導入

平成 29 (2017) 年度 LMS のバージョン更新、学習の電子化を可能にする環境を整備【資料 2-5-22】

<PC 必携化に向けての環境整備>

平成 26 (2014) 年度 貸し出し用 PC 導入

平成 27 (2015) 年度 貸し出し用 PC 運用開始 Office365 無料インストール開始

平成 29 (2017) 年度 学生向けプリント課金システムを更新、より簡便、低価格に 27 型モニター貸出開始、グループワークの活性化へ対応

POS 型貸出用アプリ開発、貸出実績などの把握【資料 2-5-23】

平成 31 (2019) 年度 全学パソコン必携化

＜無線 LAN 環境の整備＞

平成 25 (2013) 年度 学内全エリアを対象とした無線 LAN「BU-NET2013」を構築

平成 26 (2014) 年度 無線 LAN「BU-NET2013」本格稼働

平成 28 (2016) 年度 「接続安定性の確保」「十分なネットワーク帯域の確保」のため学内ネットワークから SINET5 までの接続ルートを一本化

平成 29 (2017) 年度 サーバシステム更新 2 期として、ネットワークの主要な部分（ファイアーウォール）を更新し、より安全かつ利便性の高いネットワークを構築【資料 2-5-24】

【大学院図書室等】

本部キャンパスの大学図書館の他に、図書館の別置図書室として 31 号館に院生用図書室（歴史学、日本語・日本文学関係）、4 号館に院生用図書室（臨床心理学関係）、33 号館に院生を中心とする文化財学関係の図書室等を設けている。

31 号館、4 号館、33 号館、35 号館には、大学院生が使用できる研究室を設けており、専攻ごとにきめ細かい学修環境の整備が行われている。食物栄養学専攻では、35 号館に大学院総合実験室を備え、大学院生の実験に利用されている。実習などを重視する文化財学専攻では、学部との兼用ではあるが、実習室などを備えている。学外実習・研究には、宇佐教育研究センター、日田歴史文化研究センター、文化財研究所竹田センター等の大学施設を活用している。臨床心理学専攻では、学内実習施設として大学院附属の臨床心理相談室を備えている【資料 2-5-25】。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

本学は、広く開かれたキャンパスを目指し、身体にハンディを負った人にも不自由なく活動が可能な、人にやさしいキャンパスとなるよう整備を行っている。キャンパス内の歩道、建物の入口、建物内においても可能な限り段差を解消し、スロープ、エレベータ、バリアフリースイッチ、車いす利用駐車場、車いすで受講することができる教室等を設置している。平成 30 (2018) 年度には、グラウンドと建物の間において車いすの通行が可能となるよう整備した。学内のトイレについては、平成 28 (2016) 年度より、年次計画により和式便器を洋式（ウォシュレット付）に順次改修し、障害を持つ人も使用しやすいよう機能の向上を図っている【資料 2-5-26】。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

授業を行うクラスサイズについては、授業内容や対象学年などを踏まえ、教育効果に配慮したクラス分けを行うよう工夫している。特に教養科目の「導入演習」「基礎演習」、専門科目の「発展演習」「専門演習」「卒業演習」については、少人数クラスの編成（平均約 24 名、専門科目で平均約 22 名）になるようにしている。さらに、教養科目のうち外国語科目の 1 年生を対象にした必修英語科目は、年度初めにプレイスメントテストを実施して習熟度別クラスを編成しており、年度ごとになるべく 40 名以下に収まるよう調整している。なお、食物栄養科学部食物栄養学科においては、栄養士法施行規則（昭

和 23 年厚生省令第 2 号)において、十分な教育効果をあげられる場合を除いて栄養士養成に係る授業科目は同時に授業を行う学生の数をおおむね 40 人であることと規定されているので、その規定に従いクラス編成をしている【資料 2-5-27】。

教養科目や共通専門科目など受講者数に偏りが生じがちな科目については、教務委員会において受講者数を把握し、人数が極端に少なかったり多すぎる科目についての対策を実施している。

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

平成 29（2017）年度からの「法人第 2 期中期計画」【資料 2-5-28】においては、学修環境に関連して以下のような目標を掲げている。

- ・ 自学・自習を支援する体制と施設を整備する。自ら学ぶ意欲こそが学修活動の根幹であるが、そのインフラの整備を図ることで、自学・自習する学生の支援を行う。これにより、学生の学習レベルの向上、資格試験や就職試験の合格者の増加を図る。
- ・ 学生生活を快適かつ安全におくることができる環境を整備し、学生満足度をあげ、退学率を減少させる。
- ・ すべての学生が学習、研究、創作に励み、そこにいるだけで憩いや楽しさを感じることができるキャンパス、安全で美しく環境に配慮したキャンパスを目指し、法人と一体となって施設・設備の整備に取り組む。

第 2 期中期計画の最終年度となる令和 3（2021）年度までに、自学・自習を支援する施設を検討し実現に向けて計画を策定するとともに、学生・教職員の間で要望の多い「閉門時間の繰り下げ」に取り組む。また、法人においては、より良いキャンパス環境の維持・向上を図るための施設マスタープランを策定し、それに基づいて施設整備を段階的に実施していく。また、学生が自由に意見や提案を寄せられるよう設置した学生意見箱を有効に活用し、より満足度の高い施設設備の充実を図る。

授業のクラスサイズについては、教務委員会を中心に、平成 30（2018）年度からの教養必修単位数削減後の学生受講状況の変化を令和元（2019）年度までに把握し、令和 2（2020）年度までにこれまで不満が多かった大人数の授業について対策を講じるため、受講者数の少人数化・平均化を図るための方策を検討する。全体に授業の内容、講義室の状況、受講学生の要望等との関連において不断の見直しを進め、効率的な授業運営について工夫を続ける。

2-6 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

各学科でクラス担任（ゼミ担任）を定め、6月までに全学生に対して個別面談を実施し、各担当教員が学生とのコミュニケーションを図り、きめ細かい指導を行うとともに、学生も信頼関係に基づき気兼ねなく意見を交わすなど、日常から学生の意見を汲み上げるように努めている。平成28（2016）年度には、「学生満足度調査」【資料2-6-1】を実施し、汲み上げた意見を基に学園祭の活性化や課外活動における施設及び設備面の改善、食堂及びキャンパスショップのリニューアル等、学生の満足度向上につながる多岐に渡る改善を行なった。

また、学生が大学に対し自由に意見や提案を寄せられるよう、平成29（2017）年度に学生意見箱を設置した。意見箱に寄せられた学生の意見を学長に報告し、学長が事案毎に担当学長補佐や学部長に伝え改善に努め、その対応を学生に公表している【資料2-6-2】。また、平成30（2018）年度から「3ポリシーを踏まえた大学の取組に関する学生との点検・評価会議」及び「授業改善を図るための学生参加のFD」を開始した。ここでの要望等については、図書購入等できる事項から改善を図り、その内容について、学生への周知も行った【資料2-6-3】。今後とも学生の意見・要望を分析、検討する体制を充実させる。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

平成28（2016）年に実施した学生満足度調査において、学生生活に対する学生の意見を調査、分析し、課題を整理して、在学生への経済的支援や課外活動への助言などについて改善を図っている。この中で、「学生相談室の心理士の在室日数を増やして欲しい」との要望を受けて、平成29（2017）年度後期からそれまでの週10時間を15時間に増やす等している。

また、心身に関する健康相談については、学生相談室や、各学科のクラス担任、学生課が窓口となり連携して、要望を把握している。

学生の就学状況や健康状態把握のために、各学科の担任及び学生課を中心とした教職員の密接な連携・サポート体制の補助として、学生個々の情報を記入したポートフォリオ学修支援システムを活用する。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

平成30（2018）年度に卒業時アンケートにおいて学習環境に関する意見を聞き、「卒業論文・卒業研究時の研究環境に関する意見」においては、80%弱の学生が満足できるものであったと回答している。しかし、図書館の開館時間などについては延長を希望する声も多かったので今後検討する【資料2-6-4】。

また、平成28（2016）年に実施した学生満足度調査において、施設・設備に対する学生の意見を調査、分析し、喫煙場所に関する意見が多かったので、喫煙場所を受動喫煙の影響が少ない場所へ移動するなど、できるところから改善している。

さらに、サークルに所属している学生に対して、毎年3月に研修会「リーダーズトレーニング」を開催している。これはサークルの幹部学生を育成するために1・2年生を

対象に2泊3日で行うもので、スポーツ系サークルはゆふの丘プラザ、文化系サークルは国立阿蘇青少年交流の家で実施している。この研修会を通じて、学生が意見を交換し、各サークルの役員が大学への意見や要望をまとめさせて、改善に反映させている。

(3) 2-6の改善・向上方策（将来計画）

本学では、平成14（2002）年度より毎年授業評価アンケートを実施しており、その結果を分析することで、学修支援に関する学生の意見をくみ上げ、改善につなげていく。

なお、学生の意見等を汲み上げる仕組みについては、学生が大学に対し自由に意見や提案を寄せられるよう、平成29（2017）年度に学生意見箱を設置したので、その活用を図り、寄せられた意見に対する対応を広く学生に公表することで、制度を充実させる。

学生満足度調査は、学生委員会において質問内容等の検討を始めており、令和2（2020）年度中に実施する計画である。

心身に関する健康相談については、入学前より幅広く要望を聞いているが、入学後もクラス担任が学生に個別相談を行う際に学生から悩みや問題を聞き取り、学生課を中心とした職員との密接な連携・サポート体制の充実を図る。不安や悩みを抱えている学生への対応は、慎重かつきめ細かな対応を要する。このため、FD・SD活動を通じて教職員の対応能力の向上を図っていく。

令和2（2020）年4月に敷地内全面禁煙することを平成31（2019）年1月に宣言したので、学生への禁煙指導も進めていく。

卒業時アンケート等の調査で寄せられた学生からの要望については、年度ごとに取りまとめ、主なものから中期計画の年度計画の中に目標として取り入れていく。

【基準2の自己評価】

入学者の受け入れについては、平成29（2017）年度にAPを再整備し、APに沿って適切に入学試験を実施している。入学者受け入れ方針を明確に掲げ、その周知を行っている。また、APに沿って入学試験を適切に実施するとともに、その工夫にも努めている。さらに本学は、18歳人口の減少に対応するべく、入学定員の適性化と学生募集体制・広報活動の整備・強化を図ってきた。その結果、平成21（2009）年度以前は入学定員充足率・収容定員充足率とも減少傾向にあったのが、平成22（2010）年度より上昇に転じ、平成31（2019）年度においては、大学全体で入学定員充足率106%、収容定員充足率98%まで回復した。

入学後の学修支援体制については、本学の中期計画に基づき、規模の小さい大学の強みを活かし、個々の学生に目が行き届く教育に務めてきた。従来からの担任制に加え、初年次教育と学年ごとの必修科目を核としたきめ細かな指導、自己発展チェックシートによる学生自身の振り返りと教員による個別面談を行ってきた。平成30（2018）年度後期からは、さらにその結果を集約できるWeb上のポートフォリオ学修支援システムを導入し、学生支援に活用している。オフィスアワーや問題のある学生への教員の個人的指導などは、従来から本学では比較的充実しているが、学生の自主的な学修を目に見える形で支援するために、今後は学習相談センターや語学センターなどを整備する。すでに「大学第2期中期計画」の目標に盛り込まれており、計画終了年度の令和3（2021）

年度までには、短期大学部とも協議し、教務委員会、大学企画運営会議で具体的なプランを策定する。また、授業を活性化し、教員の支援を行うため、TA とともに、新たに平成 30（2018）年度に制度化された SA の具体的活用計画を令和元（2019）年度中に学生委員会・教務委員会を中心に策定する。障がいのある学生への配慮についてある程度体制が整備されたので、運用上の問題点があれば改善していく。

キャリア支援については、キャリア支援センターを中心に、各学科就職委員が協力して、学生の就職・進学等の支援を強化してきた。その結果、就職率が向上、特に県内就職率も高く地域の人材育成に貢献している。今後は「キャリア教育 I」のような授業をできるだけ全学生がキャリア教育を受けられるようなカリキュラム整備を令和 3(2021)年度を目標に行っていく。

学生生活面での支援は、従来から学生課と学生委員会を中心として、生活面、課外活動、経済的支援、障がい者や留学生の支援等を行ってきた。中でも、本学では経済的に厳しい状況の学生が多いため、奨学金制度の充実を図ってきた。令和元(2019)～2(2020)年度にかけては、高等教育の修学支援新制度による支援を確実にできる体制を整える。また、個々の学生に寄り添った指導を徹底するため、平成 30（2018）年 3 月に「学生指導の共通指針」を策定したが、必要に応じて見直しを図っていく。

学修環境については、従来からある施設については、バリアフリー化、耐震化や建て替えを含め、順次施設面の更新を行っている。今後は、これまでに設置されていなかった学修相談センター等の設置、学生意見箱などに寄せられた学生の意見・要望に着実に応えられる対応の仕組み作りを行う。

基準 3. 教育課程

3-1 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

別府大学の教育目的とディプロマ・ポリシー（DP）

本学では、学校教育法施行規則の改正（平成 29 年 4 月施行）で策定・公表が義務付けられたことに伴い、中央教育審議会による「卒業認定・学位授与の方針（DP）」、「教育課程編成・実施の方針（CP）」及び「入学者受入れの方針（AP）」の策定及び運用に関するガイドライン」に沿い、平成 28（2016）年度の大学企画運営会議で「3 ポリシーの策定・運用に関する基本方針～教育の内部質保証システムの確立に向けて～」【資料 3-1-1】を作成した。

この方針に基づき、本学は、次の 7 点を目的として 3 ポリシーの見直しを行った。

- (1) 教育の内部質保証システムの確立
- (2) 社会に対する説明責任
- (3) 体系的・階梯的な教育課程の編成
- (4) 「受身の学習」から「能動的な学習」への転換
- (5) 「教員の裁量に依存した教育」から「組織的・計画的な教育活動」への転換
- (6) 教授主義から修得主義への転換
- (7) 高大接続の重視

DP 策定にあたっては、各学科、研究科及び専攻ごとに教育研究上の目的を明確に定め、「学生生活」【資料 3-1-2】、「大学院学生便覧」【資料 3-1-3】に掲載し学生に周知している。さらに、その教育研究上の目的を達成するために、各科目で身に付けるべき目的ごとにカリキュラムマップ【資料 3-1-4】の科目区分を構成し、その科目区分ごとの目標が DP を構成している。DP については、「学生生活」【資料 3-1-5】に掲載し、周知している。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

DP を踏まえた単位認定基準、卒業認定基準、修了認定基準

本学では、DP に基づいて単位認定その他の認定を行う仕組みを整えている。シラバス上では、各授業の到達目標ごとに DP に掲げたどのような力を学生に身につけてもらうのかを明示している。また到達目標の達成度をどのような方法で評価するのかを評価方法とその割合の欄で示している【資料 3-1-6】。このように、各科目の単位認定は DP

を踏まえたものとなっており、単位認定に基づく卒業認定、修了認定も DP を踏まえたものとなっている。なお、本学には進級制度は設けられていない。

本学の単位認定、卒業認定、修了認定については、別府大学学則第 3 節「教育課程及び履修方法等」、第 5 節「卒業の要件と学士の学位」及び別府大学大学院学則第 3 節「教育課程及び履修方法等」、第 5 節「修了の要件と学位の授与」で定め【資料 3-1-7】、さらに「文学部学科履修規程」「食物栄養科学部学科履修規程」「国際経営学部学科履修規程」及び「大学院文学研究科履修規程」「食物栄養科学研究科履修規程」（以下「大学院履修規程」という）を制定し、学生便覧である「学生生活」（学則等諸規則）、「大学院学生便覧」に掲載して学生及び教職員に周知している【資料 3-1-8】。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

1) DP に基づく単位認定基準等の厳正な適用

本学では、以下の単位認定、卒業認定、修了認定の基準を定め、基準にもとづいて公正に認定を行っている。

2) 単位認定基準

本学では、単位認定試験（以下「試験」という）を学期末に期間を定めて実施している。成績評価は、「成績評価ガイドライン」【資料 3-1-9】に従い、多様な観点から行うため、複数の評価対象を用いて行うこととしており、評価方法とその割合は授業ごとにシラバスに明示している。試験を含めた授業科目の学修成果（到達目標）の達成度（以下、「学修達成度」という）評価による成績を 0 点から 100 点の範囲において表 3-1-1 のとおり 5 段階で評価し、「C」評価（60～69 点）以上を合格として単位を認定している。成績評価の点数は、表 3-1-2 の学修達成度の判定基準に基づき評価している。

表 3-1-1 評価点数に対する評語及び単位の認定

評価基準	左に対応する評価	単位認定
90～100 点	AA	合格
80～89 点	A	
70～79 点	B	
60～69 点	C	
59 点以下	F	不合格

表 3-1-2 学修達成度の判定基準

点数	評語	単位認定	左に対応する学修達成度の判定基準
90～100 点	AA	合格	授業科目の内容を極めて良く理解しており、試験等において特に優れた成績（達成レベル）を示したので、合格に値する。
80～89 点	A		授業科目の内容を良く理解しており、試験等において優れた成績（達成レベル）を示したので、合格に値する。
70～79 点	B		授業科目の内容を標準的なレベルで理解しており、試験等において妥当と認められる成績（達成レベル）を示したので、合格に値する。
60～69 点	C		授業科目の内容は理解でき、試験等において合格と認められる最低限度の成績（達成レベル）を示したので、合格とする。
59 点以下	F	不合格	試験等において合格と認められる「C」に達する最低限の成績（達成レベル）を示さなかった。

3) 卒業要件と卒業認定

学修成果の評価については、「学修達成度の判定基準」(表 3-1-2)を各教員が共有し、これを適用することで、公正・適切に評価されている。その結果、それぞれの学部・学科が定める学位授与の方針に沿った学修成果を修めた者は、卒業が認定され、学位が授与されることとなっている。また GPA (Grade Point Average=学業評価指数) 制度を採用することにより各学生の学修の状態を把握し、学生も成績通知書において、成績を GPA の面からもとらえることができている【資料 3-1-10】。また、学科においても学生の GP による成績分布を確認し、点検を行っている【資料 3-1-11】。

文学部、食物栄養科学部及び国際経営学部の卒業の要件は、表 3-1-3 に示すように科目区分により定められた単位数を修得して合計 124 単位以上を修得することとしている。このことは、別府大学学則第 43 条に「別に定める履修規程により、124 単位以上を修得することとする」と規定し、履修規程に明記している。さらに、学科別の詳細な授業科目や修得しなければならない単位数は、履修規程別表(開講科目一覧)に明示されている【資料 3-1-12】。

卒業の認定については、各学部で卒業判定教授会を開催し、卒業や免許・資格取得のために必要な要件が満たされているかどうかを確認し、判定を行っている【資料 3-1-13】。

表 3-1-3 卒業に必要な単位数 (学部)

平成 31 年 4 月現在

学部 学科 修得 すべき 科目区分	文学部	食物栄養科学部	国際経営学部
	国際言語・文化学科 史学・文化財学科 人間関係学科	食物栄養学科 発酵食品学科	国際経営学科
教養科目 (3 年生以上)	40 単位以上	24 単位以上	40 単位以上
教養科目 (1・2 年生)	32 単位以上		32 単位以上
専門科目 (3 年生以上)	60 単位以上	84 単位以上	60 単位以上
専門科目 (1・2 年生)	68 単位以上		68 単位以上
教養科目又は専門科目	24 単位以上	16 単位以上	24 単位以上
合 計	124 単位以上		

4) 編入学生の単位認定

本学に編入学した者の既修得単位の認定にあたっては、前在籍大学・短期大学等の成績評価表に基づき、本学の教育課程、教育内容との整合性を教務委員会で審査したうえで、62 単位を上限として認定している。また、外国の大学等出身者についても同様に、本学の教育課程との整合性を審査したうえで、62 単位を上限として認定している。認定した単位の成績証明書における評価は「認定」である【資料 3-1-14】。

5) 他の大学又は短期大学における授業科目の履修に係る単位認定

「他の大学又は短期大学における授業科目の履修等に関する規程」【資料 3-1-15】に基づいて実施している。この規程による単位認定は、本学において教育上有益と認め、かつ、当該大学又は短期大学との協議が成立している場合に、本人の申請に基づいて教務委員会が審査を行い、教授会の議を経て、30 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を認定している。ただし、食物栄養科学

部食物栄養学科においては、厚生労働省通知「栄養士養成施設指導要領」により、個々の既修の学習内容を評価し、栄養士法施行規則第9条第1号に規定された教育内容に該当するものと認められるときに認定している。認定した単位の成績証明書における評価は「認定」である。

6) 大学以外の教育施設等における学修の単位認定

「大学以外の教育施設等における学修の単位認定に関する規程」【資料 3-1-16】を定め、本人の申請に基づき教務委員会で審査を行い、教授会の議を経て認定している。この場合、教養科目、専門科目若しくはその他の科目とし、他の大学又は短期大学の授業科目の履修に係る認定単位数と合わせて、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修とみなし、単位認定を行うことにしている。ただし、食物栄養科学部食物栄養学科における専門基礎科目及び専門科目の単位の認定は、厚生労働省通知「栄養士養成施設指導要領」により、個々の既修の学習内容を評価し、栄養士法施行規則第9条第1号に規定された教育内容に該当するものと認められるときに認定している。認定した単位の成績証明書における評価は「認定」である。

7) 入学前の既修得単位の認定

「入学前の既修得単位等の認定に関する規程」【資料 3-1-17】を定め、本人の申請に基づき教務委員会で審査を行い、教授会の議を経て認定している。単位の認定は、教養科目又は専門科目とし、30単位を超えない範囲内（入学前に本学において科目等履修生として修得した単位を除く）で行っている。ただし、既修得単位の認定は、教養科目にあつては、本学で開設されている授業科目に相当すると認められる場合、その他の科目にあつては同一授業科目若しくは授業内容が同一のものである場合に限り、本学で開設されている授業科目及び単位数で認定している。ただし、認定しようとする単位数が本学の授業科目の単位数に満たない場合は認定しないこととしている。また、食物栄養科学部食物栄養学科における専門基礎科目及び専門科目の単位の認定は、厚生労働省通知「栄養士養成施設指導要領」により、個々の既修の学習内容を評価し、栄養士法施行規則第9条第1号に規定された教育内容に該当するものと認められるときに認定することとしている。食品衛生管理者・食品衛生監視員任用資格に係る授業科目及び単位は、厚生労働大臣から食品衛生管理者・食品衛生監視員養成施設として登録を受けている養成施設において履修した授業科目及び単位のみ認定することとしている。なお、単位の認定に伴い、修業年限の短縮は行っていない。認定した単位の成績証明書における評価は「認定」である。

8) 科目等履修生

科目等履修生の受入れは、学則に定めるほか「科目等履修生規程」【資料 3-1-18】を定め、選考のうえ、教授会の議を経て学長が入学を許可している。入学資格は、学則に定める大学の入学資格を有する者のほか、教育交流に関する協定書を締結している高等学校の生徒のうち、当該高等学校長の許可を受けた者も受け入れることができることとしている。単位認定試験において合格した授業科目の単位は、教授会において認定し、当該履修生に単位修得証明書を発行している。なお、高等学校との教育交流に関する協定書を締結している高等学校は、明豊高等学校1校【資料 3-1-19】である。

9) 履修証明書が交付できる特別の課程

学校教育法第105条に規定する履修証明書を交付できる特別の課程は編成していない。

10) GPA 制度

本学では、学生の学習指導等に資するため、平成23(2011)年度からGPA制度を導入した。当該授業科目の成績点から55を控除して得た点数を10で除した値 $[(\text{成績点} - 55) / 10]$ をGP(成績評価係数=Grade Point)として、GPAを算出する。この算出方法は、成績点の1点ごとにGPが計算できるので、例えば90点の評価を受けた者と99点の評価を受けた者のGPが厳密に計算され、公平性が保たれている。成績標語、成績点に対応するGPは、表2-4-4のとおりとしている。GPAは、学期及び通算の2種類を算出しており、各学期はじめに成績通知書によって学生に通知している。なお、各学期の履修変更期間とは別に履修の取り消し期間を設定することで、実際に受講しなかった授業科目の評価がGPAの計算に組み込まれないようにしており、それによりGPAの算出に厳密性をもたせている【資料3-1-20】。

さらに、学習面、生活面で問題を早期に発見するため、学期ごと算出する学期GPAにより表3-1-5の目安を参考にして、その値が1.0以下の学生に対して担任教員が修学指導を行うなど学生指導に資することとしている。

平成30(2018)年度後期からは、学期GPA又は通算GPAが3.5以上の学生については、履修登録の上限を26単位まで緩和すること、また、0.5未満の者については、退学勧告を含め、より修学指導を強化することについて規則の改正を行った【資料3-1-21】。

表3-1-4 成績評語、成績点に対応するGP

成績標語	成績点	GP
AA	90~100	3.5~4.5
A	80~89	2.5~3.4
B	70~79	1.5~2.4
C	60~69	0.5~1.4
F	0~59	0.0~0.4
欠席	—	0.0
失格	—	0.0

表3-1-5 GPAに対する学習指導等の目安

GPA	評価の状況	学修の状態
3.01~4.50	AA~A 評価を平均的に修得	授業科目の内容を良く理解しており、試験等において優れた成績を修めている。非常に優秀。特に問題はない。
2.01~3.00	A~B 評価を平均的に修得	授業科目の内容を標準的なレベルで理解しており、試験において標準的な成績を修めている。問題はないが、学期ごとに下がっている場合は注意が必要である。
1.01~2.00	B~C 評価を平均的に修得	授業科目の内容は理解でき、試験等において合格と認められる低いレベルの成績を修めている。本人の学修姿勢によっては、急激に不合格科目が増えることもあるので、注意が必要。
0.50~1.00	不合格科目、失格、欠席が多い	授業科目の内容は理解できているが、試験等において最低限度の成績を修めている。学習面、生活面で問題を抱えている場合が多く、学修状況や生活面での指導が必要になる。
0.5 未満	不合格科目、失格、欠席が特に多い	授業科目の内容の理解が乏しく、多くの試験等において最低限度の成績を修めていない。 学習面、生活面で問題を抱えており、学修状況での継続的な学修指導や生活面での指導が必要になる。

大学院

本学の定める学位授与の方針に基づき、文学研究科博士前期課程及び修士課程並びに食物栄養科学研究科修士課程（以下「修士課程」という）の修了要件は、別府大学大学院学則第 38 条で「当該課程に 2 年以上在学し、専攻の授業科目について所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士の学位論文の審査及び最終試験に合格した者をもってその課程を修了したものとす」と規定している【資料 3-1-22】。さらに、大学院履修規程【資料 3-1-23】で修得しなければならない単位は、表 3-1-6 に示すとおり各専攻区分に従い 32 単位以上を修得することを規定している。単位の認定方法は、筆記試験、口頭試験または研究報告によって評価される。その成績評価は、試験等による成績を 0 点から 100 点の範囲において表 3-1-7 のとおり 5 段階で評価し、「C」評価(60～69 点)以上を合格として単位を認定している。

表 3-1-6 博士前期課程、修士課程の専攻ごとの単位修得方法

<文学研究科>

区分	歴史学専攻博士前期課程
選択	特殊研究 2 科目 8 単位以上
	演習 同一科目 8 単位以上
	テーマ研究 4 科目 8 単位以上
「演習」を除く科目について、他専攻の科目を担当教員の許可を得て履修することができる。他専攻の科目を履修し、取得した単位については 12 単位まで認める。取得した単位は修了要件の総単位（32 単位以上）に含めることができる。	
区分	日本語・日本文学専攻博士前期課程
選択	日本文学、日本語学（演習を除く） 3 科目 12 単位以上
	演習 同一科目 8 単位以上
他専攻の科目を、担当教員の許可を得て履修することができる。許可を受けて履修し、取得した単位については 12 単位まで認める。取得した単位は修了要件の総単位（32 単位以上）に含めることができる。	
区分	文化財学専攻博士前期課程
選択	特殊研究 2 科目 8 単位以上
	演習 同一科目 8 単位以上
	テーマ研究 4 科目 8 単位以上
「演習」を除く科目について、他専攻の科目を担当教員の許可を得て履修することができる。他専攻の科目を履修し、取得した単位については 12 単位まで認める。取得した単位は修了要件の総単位（32 単位以上）に含めることができる。	
区分	臨床心理学専攻修士課程
必修	10 科目 20 単位
選択	A から E の中から 10 単位以上
他専攻の科目を、担当教員の許可を受けて履修し、取得した単位については 12 単位まで認める。取得した単位は修了要件の総単位（32 単位以上）に含めることができる。	

<食物栄養科学研究科>

区分	食物栄養学専攻修士課程
必修	領域共通科目 4 単位
	テーマ研究 14 単位
選択	食品栄養科学領域、基礎栄養科学領域、実践栄養科学領域、発酵食品科学領域の領域から、選択した研究領域から 6 単位、その他から 8 単位以上、計 14 単位以上

表 3-1-7 成績の評価

＜大学院文学研究科、食物栄養科学研究科＞

評価基準	左に対応する評価	単位認定
90～100点	AA	合格
80～89点	A	
70～79点	B	
60～69点	C	
59点以下	F	不合格

また、文学研究科博士後期課程の修了要件は、「本学大学院に5年（修士課程又は博士前期課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む）以上在学し、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士の学位論文の審査及び最終試験に合格した者をもって、その課程を修了したものとする」と大学院学則第38条第2項に規定している。また、大学院履修規程で修得しなければならない単位は、表3-1-8に示すとおり各専攻区分に従い12単位以上を修得することを規定している【資料3-1-24】。

表 3-1-8 博士後期課程の単位修得方法

区分	歴史学専攻博士後期課程 日本語・日本文学専攻博士後期課程 文化財学専攻博士後期課程
選択	特殊研究 同一科目 12単位以上

1) 学位論文の作成、提出

学位論文の提出資格、審査の方法、学力の確認等は「別府大学学位規程」【資料3-1-25】において、修士論文は「修士課程（博士前期課程）に1年以上在学し、所定の授業科目について必修・選択あわせて20単位以上を修得しておかなければならない」と規定し、また、博士の学位論文を提出できる者は、「博士後期課程に1年以上在学し、既に所定の単位を修得した者又は論文審査終了までに修得する見込みのある者」としている。さらに、提出する学位論文は「修士論文提出要領」、「博士論文提出要領」【資料3-1-26】に基づいて、作成、提出されることになっている。

2) 学位論文の審査と最終試験

提出された学位論文は、大学院委員長（学長）及び研究科長によって研究科委員会に審査を付託し、指導教員を主査とし、別に副査を定め、当該研究科委員会の議を経て主査、副査を含む審査委員会を設けて審査する。審査委員会は、学位授与の審査に際し、提出された論文を審査するとともに、専攻分野について論文提出者が精深な学識と研究能力を有することを確認するために口述又は筆記による最終試験を行うものとしている。博士論文は、「博士論文審査取扱規則」及び「大学院博士後期課程の博士論文の審査に関する内規」【資料3-1-27】に基づいて、審査している。

修了の判定にあたっては、修了判定研究科委員会を開催し、上記の審査結果が報告されるとともに、修了や免許・資格取得のために必要な要件が満たされているかどうかを確認し判定を行っている【資料3-1-28】。以上の審査結果が大学院各研究科委員会に報告され、これを審議し、修了判定を行う。なお、審査が終了し、合格と認定された論文

は、修士論文はそのタイトル・概要、博士論文はその全文を大学の HP（附属図書館資料検索ページ）を通じて公開している。

3) 科目等履修生

科目等履修生の受入れは、大学院学則のほか「別府大学大学院科目等履修生規程」【資料 3-1-29】を定め、大学院入学資格のある志願者を当該研究科において選考し、学長が入学を許可している。履修を認められた授業科目については、単位認定試験を課し、合格した者には研究科委員会の議を経て所定の単位を認定し、願い出により成績証明書及び単位修得証明書を交付している。

4) 長期履修生

長期履修生の受け入れは、大学院学則のほか「別府大学大学院長期履修生規程」【資料 3-1-30】を定め、大学院博士前期課程又は修士課程の 1 年次に入学を志願する者又は本学大学院に在籍している者で、資格を有し、標準修業年限で修了することが困難であると認められた者は学長が履修期間の変更を許可している。

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学では平成 29（2017）年度に 3 ポリシーの見直しを行い、新たな DP を策定した。平成 29（2017）年度 DP に基づいて改定されたシラバスについても、平成 30（2018）年度、さらに形式を見直し、記載内容を整備した。形式は従来のものよりも自主学習の内容や時間を示すなど記載項目を増やし詳細を記すように配慮され、多様な観点からの成績評価と評価の厳格化を目指している。成績評価を厳密に行っていくためにも、シラバスの記入内容の精度を高め、学生に周知する必要がある。そのために、毎年のシラバスチェックを通じて、教務委員会において学修内容やその評価基準に関する記述を見直していく。DP についても、カリキュラムの点検とともに見直しを行っている。アセスメント・ポリシーに基づく到達目標の達成度評価の結果を見ながら、毎年問題点の改善プランを策定するよう体制を令和 2（2020）年までに整備し、教育内容及び DP を見直していく。

3-2 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

教育目的を踏まえたカリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-1-①で述べた「3 ポリシーの策定・運用に関する基本方針」【資料 3-2-1】に基づき

教育目的を踏まえ、各学科の DP を策定、それに沿った CP を定めている。CP は学科ごと（学科によってはコースごと）に定められている【資料 3-2-2】。また、CP は、本学 HP 上で公開されており周知がなされている。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

DP、CP の一貫性

3-1-①で述べたように、3 ポリシーの策定にあたっては、「3 ポリシーの策定・運用に関する基本方針」を定めた。策定の手順として、まず各学科現行科目の目的別の科目区分ごとに DP を策定し、DP を達成するための科目編成の方針を CP で示すという方針の下に現在の CP を策定した。その後、運用を踏まえた上で両者の一貫性を図るべく、各学科において毎年度末に細かな見直しを行っている。従って、CP は DP との一貫性が確保されている。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

1) 教育課程の体系的編成

本学では、教育研究上の目的に基づき CP を定めて周知している。その上で、この CP に即した体系的・順次性の教育課程を編成し、全学科のカリキュラム・ツリー【資料 3-2-3】をホームページにて公開している。また、学生が体系的・順次的な教育課程を理解するための助けとなるように、全ての授業科目にナンバリングを施しシラバスに記載している【資料 3-2-4】。

2) シラバスの整備

DP、CP の策定に伴い、シラバスの記載様式を全面的に改定した。さらに教務委員会のワーキンググループで DP、CP を反映した授業にするために再度、シラバスの記入の仕方を検討し、「平成 31 年度 別府大学（大学院）シラバス作成の手引」【資料 3-2-5】を作成した。

- ・シラバスには、教育の質保証の観点から、学修時間の確保のため、各授業に必要な時間外学修の目安と内容を教員が記している。

- ・履修する授業の到達目標が DP とどのように対応するか、学生が理解しやすいように、「到達目標」と DP（①教養②専門力③汎用力）との対応関係を記載する欄を設けている。

- ・「到達目標」の達成度を評価するに際して、正確性・透明性・公正性を高めることを目的として、それぞれの到達目標毎の評価方法と全体におけるその割合を明示する欄を設けて記載している。

- ・学生が質問や学習相談などに行きやすい環境を作るために、オフィスアワーの時間帯（週 2 コマ義務的）や研究室の所在をシラバス内に記載している。

- ・学生が各自の学修成果を確認して振り返ることができ、また公平性を保つことができるように、小テストやレポート、期末試験などの返却方法をシラバス内に明示している。

- ・各教員が作成したシラバスは、大学教務委員会が中心となって、各教務委員のチェック、さらに少数の担当者による再チェックを経ることで、記載内容に問題がないか

どうかを丁寧に点検している。

3) 単位制度の実質を保つための工夫

- ・上記のシラバスの説明にもあるように、学生の授業外学修時間の目安と内容を明示し、学生が自主的学習の目安にできるようにしている。
- ・単位制度の実質を保つために、履修登録単位数の上限を定め、各学部履修規程に定めている。別府大学学則第 26 条の 2 に基づき、履修規程では「前学期又は後学期において履修登録できる教養科目（日本語科目を含む。）及び専門科目の単位数は、各年次ともに各学期 24 単位までとする。ただし、通年の授業科目の単位数は、二分の一を各学期に振り分けて計算する。」と定めている【資料 3-2-6】。
- ・学修成果の達成度を、多様な観点から公平・公正に評価することを目的として、「成績評価ガイドライン」を定めている【資料 3-2-7】。

3-2-④ 教養教育の実施

1) 教養教育についての概要

本学の教育理念は、「真理を求め自由を愛する人間を育成する」ことにある。それゆえ教養教育においても、幅広い分野について学生が知的探求心をもち、現代の諸科学が追究している問題と基本的知識を学び、急速に変貌しつつある現代社会の構造や動きに眼差しを向けると同時に、このような急速な変化にもかかわらず根底に恒常的に存在し続ける人間性と継承すべき優れた文化を理解すること、これを基本的な教育目標としている【資料 3-2-8】。

そのような教育目標を達成するために、別府大学では教養科目を次のように編成している。

文学部・国際経営学部においては、「基礎ゼミ」と 5 分野の「コア科目」に大別して構成している。「基礎ゼミ」は初年次教育のための科目で、1 年次の演習科目「導入演習」（前期）、「基礎演習」（後期）に分かれており、学生の主体的・積極的な学びの姿勢を培い、大学で学習していくための考え方やスキルを修得させることをねらいとしている。5 分野から成る「コア科目」は、現代社会を理解するために必要な諸学問をバランスよく学べるように編成している。

食物栄養科学部においては、教養科目は「食物栄養科学基盤領域」と 4 分野の「コア科目」から構成されている。前者は「導入演習」（前期）、「基礎演習」（後期）、「アカデミック・スキルズ」等の大学入学後の学びをスムーズなものにするために、大学での学習に必要な考え方やスキルを修得し、主体的・積極的な学びの姿勢を修得するための科目であり、当該学部の学生として学ぶために必要な基礎的知識を修得するための科目、「食とバイオ」「一般化学」等から構成されている。後者は、諸学問を 4 つの分野に分けて、現代社会を理解するために必要な知識や考え方をバランスよく学べるように編成している【資料 3-2-9】。

2) 教養教育に関する組織

教養教育委員会は、教養科目担当教員の中から任命されて構成され、教養科目について情報を共有し問題点を解決する組織である。約 2 か月毎に年 5～6 回開催されている。教養および教養教育の在り方、教育目標、意義、大学における位置づけなどについても

協議検討を続けてきた。そのような議論を通じた共通認識が、以下の具体的な活動のバックボーンとなっている【資料 3-2-10】。

- ・「教養教育に関するアンケート調査」の実施
- ・授業における受講者数の適正化
- ・受講者が多い授業における出席確認システム（バーコードリーダー「まめっぴ」）の導入
- ・情報科目担当教員間の情報交換会の実施、その協議に基づいて平成 30（2018）年度から共通テキストの使用の開始
- ・初修外国語科目担当教員間の情報交換会を実施
- ・「大学以外の教育施設等における学修の単位認定」に関して、教務委員会と共同して従来の英語検定、フランス語検定に加え、中国語、韓国語、ドイツ語についても単位認定できるように変更
- ・教養英語に関して、(i) 英語プレイスメントテスト&成果測定テストを実施、(ii) e-learning 教材（ALC NetAcademy2）を授業へ導入し、平成 30（2018）年度に NetAcademy Next に更新、(iii) 自作教材「英語のワークブック」を作成して使用し、その後も改定、(iv) TOEIC IP テスト、TOEIC 公開テストについて学内の体制を整備

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

「大学第 2 期中期計画」【資料 3-2-11】では、目標の一つとして「教育力の強化」を掲げている。その具体的な方策として「授業内容・方法の改善」を組み込み、「ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを確実に履行し所期の成果を上げるため、FD・SD 活動を効果的に行うとともに、授業内容・方法（シラバス）の充実を図る。学生の主体的・対話的学習（アクティブラーニング）を促し、授業への参加態度を活性化させるとともに、問題発見解決型授業（PBL）、地域志向型授業、多様な学生への教育的配慮などを充実させる。」としている。このような全学的方針の下に、本学では具体的に以下のような取り組みを行っている。

1) 授業内容・方法の工夫

アクティブ・ラーニング型の授業に関しては、力を入れて導入に努めてきており、全学の様々な授業においてアクティブ・ラーニング的手法が取り入れられている。平成 31（2019）年度シラバス調査では、アクティブ・ラーニングの実施状況は、表 3-2-1 の通りである。

表 3-2-1 平成 31 年度シラバス調査によるアクティブ・ラーニング実施状況
【1 つ以上アクティブラーニングの要素を持つ授業 863/1596 件 54.07%】

シラバスに記述された項目	取り入れている授業科目数	割合
ディスカッション、話し合い、討論、討議	289/1596 件	18.1%
グループワーク、ペアワーク、グループ学習	192/1596 件	12.03%
プレゼンテーション、プレゼン、発表	437/1596 件	27.38%

フィールドワーク	48/1596 件	3.00%
ミニッツペーパー、大福帳	97/1596 件	6.07%
ICT 活用	307/1596 件	19.24%
PBL	10/1596 件	0.63%
実習	78/1596 件	4.89%
実験	27/1596 件	1.69%
実技	20/1596 件	1.25%

実験・実習・実技も含め、アクティブ・ラーニングを取り入れている授業科目の割合は全体の 5 割を超えている。最も多いのがプレゼンテーション、発表を取り入れた授業で、次いでグループワークを取り入れた授業が多い。一方で、「大学第 2 期中期計画」の目標に掲げている問題発見解決型授業（PBL）はまだ実施数が少ない。平成 31（2019）年度から、新たにシラバス記入事項に加えた ICT 活用については、FD などでのラーニングマネジメントシステムである Moodle の講習会などを行った成果もあり、かなりの数の授業で ICT の活用がなされていることがわかった。

地域志向型授業に関しても、地域との関わりを密にするとともに、学生の地域への関心を高め、身近な事柄に即して学生が主体的に学べるように授業の中に積極的に取り入れてきた。平成 30（2018）年度の実績では、56 科目の授業において地域に関わる取り組みを行なっている【資料 3-2-12】。

2) 組織体制の整備と運用

学生の良き学びと成長のためには、授業内容・方法の更なる工夫と改善が不可欠であるが、そのためには大学が全学を挙げて積極的にサポートすることが必要であり効果的である。このような認識に基づき、授業を担当する教員の資質向上を目指し教授方法の改善を進めるため、全学的組織として FD 委員会を設置している。これは各学科から選出された FD 委員から構成され、委員会が FD 研修会を企画し開催している。大学院においても、独自の FD 委員会【資料 3-2-13】を設置している。FD 委員会の活動内容は授業評価アンケートと FD・SD 研修会の企画・開催である。「学生による授業評価アンケート」は、平成 30（2018）年度まで、年 1 回、前学期、後学期交互に各教員 2 科目の授業評価アンケートを行ってきた。アンケート結果を受けて、各教員は授業を見直し、改善プランを提出している【資料 3-2-14】。

また、平成 30（2018）年度後期から稼働したポートフォリオ学修支援システムでは、学生が受講した科目について成績をもらった後に達成度について 1～5 点で自己評価を行う。教員は、学生の自己評価を授業改善に活用するとともに学科でも授業やカリキュラムの見直しに活用している。

以上に加え、学生の大学における勉学をサポートする職員の資質向上を目指し、SD 委員会【資料 3-2-15】も設置され、職員の SD 研修会を開催している【資料 3-2-16】。

3-2 の改善・向上方策（将来計画）

CP と DP との一貫性について

既に整備を完了しているが、アセスメント・ポリシーの評価結果を見て、毎年見直し

を行う。

CP に沿った教育課程の体系的編成

CP に沿った教育課程を編成するために、カリキュラム・ツリーを作成したが、学生が利用しやすいよう見直しをしていく必要がある。今後は単位制度の実質を保つための工夫として、単位上限の見直しが必要と考えており、令和 3（2021）年度末までにこれを行う予定である。シラバスについては、毎年見直しを行っており、記述内容については毎年のシラバスチェックにより改善を図る。

教養教育の実施体制

教養科目については、文学部・国際経営学部と、食物栄養科学部とで多くを共有しているが、一部同じ内容でも科目名が異なるものがある。また食物栄養科学部の学生が履修できない教養科目が存在している。このような状況を改善し、教養科目をできるだけ全学部共通にして、全学生が受講できるよう教務委員会と教養教育委員会が共同で令和 4（2022）年度末（食物栄養科学部の新カリキュラムが 4 年目を迎える）までに改善を行う。

さらに、本学の教養科目において重要な一部を占める初年次教育をより良いものに改善していくため、教養教育委員会が中心となって、令和元（2019）年度中に初年次教育についての学生アンケートを実施し、それを参考にしながら令和 3（2021）年度末までに初年次教育の見直しを行う。

教授方法の工夫・開発と効果的な実施

教授方法の工夫・開発の一環として、本学においてもアクティブ・ラーニングを授業に取り入れることを推進してきており実施率も向上してきた。今後の課題としては、実施内容の質的向上を図る必要があるため、教務委員会を中心に、地域志向型授業、PBL の積極的な展開を令和 3（2021）年度末までに行う。

授業評価アンケートも平成 31（2019）年度後期より、各教員の担当科目のすべてで実施する。それに伴い授業改善プランの提出も担当科目すべてに及ぶことになる。ポートフォリオ学修支援システムの運用も始まったばかりだが、学生の自己評価を有効に活用できるように、学期ごとの評価をまとめ、学科ごとに結果を見て対策を講じる体制を整備しており、令和元（2019）年度中には大学企画運営会議で運用のためのカレンダーを作成する。

3-3 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

本学では、平成 30（2018）年度に「別府大学アセスメント・ポリシー」（以下、アセ

メント・ポリシーという)を定めた。アセスメント・ポリシーでは、その目的を「別府大学は、DP及びCPに基づき、厳格で客観的・公正な成績評価を行ない、かつ、成績評価を含めた複数の方法で学生の学修到達状況を多角的・総合的に評価することによって、教育の質の向上及び教育の質の保証を行う。」とした。成績以外の評価方法は以下の6つである。各学科は、毎年この中から複数の方法でDPの達成度を検証することになっている【資料3-3-1】。

- (1) ポートフォリオ学修支援システムでの「学生による評価」
- (2) 口頭試問での「教員による評価」
- (3) まとめ試験による「客観評価Ⅰ」
- (4) アセスメントテストによる「客観評価Ⅱ」
- (5) 卒業生調査による「卒後評価」
- (6) 地元社会・産業界からの「外部評価」

アセスメント・ポリシーも含め、本学では以下のような学修成果の点検を実施している。

1) 学生の学修状況や意識調査に基づく評価

①口頭試問での教員による評価(アセスメント・ポリシー)

卒業時に修得することが期待される学修成果(到達目標)を、卒業論文・卒業制作発表会または口頭試問によって評価する。

②まとめ試験による「客観評価Ⅰ」(アセスメント・ポリシー)

科目区分毎に「まとめ試験」による内部アセスメントテストを行い、修得することが期待される学修成果(到達目標)について達成度を確認する。

③アセスメントテストによる「客観評価Ⅱ」(アセスメント・ポリシー)

客観的な評価を行うために、外部テストなどを利用したアセスメントテストによって、学修成果(到達目標)の達成状況を評価する。

④「科目GPによる成績分布表」による検証

前年度の各科目のGPの分布等を、学科会議等で検証し、学科長が取りまとめる。GPの低い科目については、授業方法等の見直しを検討、高すぎる科目についても、授業内容が易しすぎないかを見直すなど、授業の改善に用いる【資料3-3-2】。

⑤卒業時アンケート

在学期間全体を通じた学修成果の達成度調査をWebで実施する。結果については、各学科で自己評価し、カリキュラム等の見直しに活用する【資料3-3-3】。

⑥ポートフォリオ学修支援システムでの「学生による評価」(アセスメント・ポリシー)

ポートフォリオ学修支援システム上で、学生の履修した授業に対する達成度自己評価を記入してもらう。結果は取りまとめて、授業改善の参考にする。

⑦学生との点検・評価会議

各種アンケート調査の結果等を参考資料として、本学の教育について、学生とともに点検・評価を行い、意見を聞く【資料3-3-4】。

2) 資格取得状況や就職状況に基づく評価

「大学第2期中期計画」では、学科独自の出口戦略を策定し、中期計画終了の令和3(2021)年度の就職および免許・資格取得に関する数値目標を定め、学生の教育にあたっている。

①免許・資格取得状況の調査

免許・資格の取得状況に関しては、各学科や各課程委員会が定例会議において学科教員との連携を図り、免許・資格希望者と実際の取得者の推移を確認し、また年度ごとの自己点検評価資料としてまとめている。この各免許・資格の取得状況を通じて、教育目的の達成状況を把握し、点検・評価の指標の一つとして活用している【資料 3-3-5】。

②就職・進学状況の調査

就職・進学状況は、各学科やキャリア支援センターの連携のもとに毎年度「別府大学の就職状況」として整理・公表し、教育内容の改善に生かしている。本学では、教員、公務員、学芸員、司書、栄養士、管理栄養士等の免許・資格を生かした就職に力を入れているため、就職状況に加えて毎年の採用試験合格状況も参考にしながら、授業や指導の改善を進めている。

3) 卒業生や地元社会・産業界からの外部評価

①卒業生調査による「卒後評価」(アセスメント・ポリシー)

別府大学教育への評価、職業生活や社会生活での必要な知識と能力、別府大学への希望などについて、卒業生への調査を行うことで、学修成果(到達目標)の達成状況を評価する【資料 3-3-6】。

②地元社会・産業界からの「外部評価」(アセスメント・ポリシー)

在学生においては、実習先訪問や実習連絡会議等を通して、学外実習先の企業や施設などでの学生に対する評価を把握し、到達目標の達成度を評価する。卒業生においては、就職先の企業等での卒業生に対する評価を把握し、到達目標の達成度を評価する。

③学長諮問会議

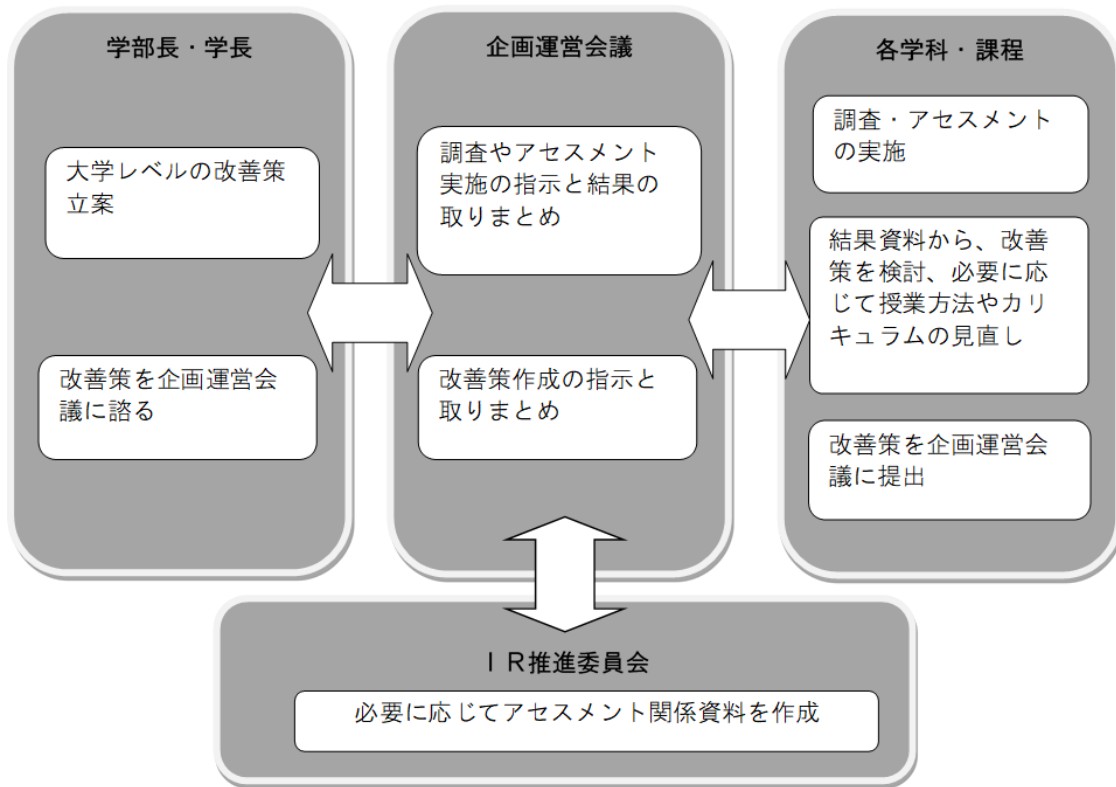
毎年、識者や自治体、産業界、本学 OB を委員に、自己点検・評価書を基に本学の教育の方針やその成果などについて意見を求める【資料 3-3-7】。

以上のように、本学では、学生の学修成果等に基づいて、本学の教育の在り方を多面的に点検・評価する体制を整えている。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

上記 3-3-①で述べた学修成果の点検・評価については、図 3-3-1 のような流れでフィードバックし、各学科の授業、カリキュラムの改善や大学全体の教育の見直しに資するよう活用している。以下、フィードバックについて、調査・アンケート等ごとに記す。

図 3-3-1 学修成果の点検・評価、フィードバックの流れ



1) 学生の学修状況や意識調査に基づく評価のフィードバック

① 口頭試問での教員による評価（アセスメント・ポリシー）

平成 30（2018）年度は、4 学科で口頭試問による評価を実施した。評価にあたっては、共通のルーブリック枠を使用して点数化し、20 点満点の 8 点以上を最低目標ラインに定めた。評価結果は学科ごとに取りまとめ、IR 推進委員会が結果報告資料を作成、資料を基に、各学科で改善プランを検討して取りまとめた【資料 3-3-8】。

② 「まとめ試験による客観評価Ⅰ」（アセスメント・ポリシー）

平成 30（2018）年度は、1 学科でまとめ試験による評価を実施した。まとめ試験は DP に沿った科目区分毎に出題され、200 点満点のテストとした。結果を基に学科で改善プランを検討して取りまとめた【資料 3-3-9】。

③ アセスメントテストによる「客観評価Ⅱ」（アセスメント・ポリシー）

平成 30（2018）年度は、1 学科が汎用力を測るための PROG テストを実施し、学修行動調査である JUES（日本の大学生の学修経験調査）とのクロス分析を行った。結果を見て学科内で改善プランを検討した【資料 3-3-10】。

④ 「科目 GP による成績分布表」による検証

前年度の各科目の GP の分布等を、学科会議等で検証し、学科長が取りまとめる。GP の低い科目については、授業方法等の見直しを検討、高すぎる科目についても、授業内容が易しすぎないかを見直すなど、授業の改善に用いる【資料 3-3-11】。

⑤ 卒業時アンケート

平成 30（2018）年度は、98%の回答を得て、結果を取りまとめた【資料 3-3-12】。

結果については教授会で共有し、問題点については大学各部署で検討を行う。

⑥ポートフォリオ学修支援システムでの「学生による評価」

平成 30（2018）年度から運用を開始したポートフォリオ学修支援システム上で、前期の成績配布後、学生が履修した授業に対する達成度自己評価を入力した。入力結果は、授業ごとに取りまとめ、学科と教員にフィードバックした。各学科はこの結果を授業内容や方法の改善の参考にし、改善プランを提出した【資料 3-3-13】。

⑦学生との点検・評価会議

平成 30（2018）年度は 9 月に実施し、議事録を大学企画運営会議、教授会で配布した。学生から出た意見については、各委員会で改善を検討している【資料 3-3-14】。

2) 免許・資格取得状況や就職状況に基づく評価

①免許・資格取得状況の調査

毎年各免許・資格の課程および学科において、免許・資格の取得状況を把握しており、中期計画の年度報告で、免許・資格取得状況についての点検評価を行い、計画の達成状況を報告し、次年度計画を提出している【資料 3-3-15】。

②就職・進学状況の調査

「大学第 2 期中期計画」では、「全学生の人間的成長と就職（社会的自立）を目指して」という副タイトルが示すように、学生全員の就職（社会的自立）を目標とし、5 年経過後の各学科の就職・進学数値目標を立てている。そのため、各年度の就職・進学状況結果が、各学科が立てた目標に近づいているかどうかを検証し、毎年度末に報告を行っている。また、就職率だけではなく、その内訳についても目標を立てており、教員、公務員、学芸員、司書、栄養士、管理栄養士等の免許・資格を生かした就職状況についても毎年の採用試験等合格数などが目標に近づくよう自己点検を行っている【資料 3-3-16】。

3) 卒業生や地元社会・産業界からの外部評価

①卒業生調査による「卒後評価」（アセスメント・ポリシー）

平成 30（2018）年度は、各学科の平成 29 年（2017）度卒業生 80 名（全卒業生数のうち 22.9%）に対して、アンケート調査を実施した。概ね別府大学での学修成果が社会に出ても役立っているという評価を得ることができた。結果と分析は大学企画運営会議に報告され、今後改善を行う【資料 3-3-17】。

②地元社会・産業界からの「外部評価」（アセスメント・ポリシー）

免許・資格取得の一環などで授業の中に実習が組み込まれている場合、在学生の実習先からの評価を受け、学科・課程で改善のための取り組みを行っている。

人間関係学科：社会福祉士、精神保健福祉士実習

食物栄養学科：臨地実習（管理栄養士施設実習）【資料 3-3-18】

発酵食品学科：臨地実習（企業実習）

卒業生の就職先の評価については、令和 2 年（2020）年度から実施予定である。これまでは、例年キャリア支援センター教職員と学科就職委員が大分県内を中心に就職先を訪問し、上司らと面会して卒業生の状況を詳しく聞いており、その結果は学科に就職委員を通じて伝えられている【資料 3-3-19】。

③学長諮問会議

平成 30 (2018) 年度は、9 月に実施し、諮問委員からの意見は、議事録にまとめ、大学企画運営会議で共有した。諮問で得た意見について、学長を中心に、今後対応できるものから改善していく【資料 3-3-20】。

以上のように、実施した調査やアンケート、会議などの結果は必ず大学企画運営会議を通じて報告される。その後担当各部署による検討が行われ、改善プランが立案され、プランに沿って改善策が講じられていくことになる。

(3) 3-3 の改善・向上方策 (将来計画)

3 つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法については、平成 30 (2018) 年度後期より、アセスメント・ポリシーが整備され、ポリシーに従って厳格・公平な成績評価を行うとともに、多角的な学修到達状況の評価を実施することで、より組織的な点検・評価ができるようになった。しかし、本学において、アセスメントは緒に就いたばかりである。さらに客観的で質の高い評価を行えるよう、以下の 3 点を改善する。

1) 調査・アンケートの改善

平成 31 (2019) 年度からの 3 年間に次の 3 項目を行う

- ①ポートフォリオ学修支援システムの学生入力を確実にする
- ②アンケートの回答率を上げる
- ③アンケートの質問内容を精査する

2) IR による情報分析の改善

膨大となる情報を的確に分析するため、現在の IR 委員会を機能的に動かしていけるような組織変更を平成 31 (2019) 年度から行った。

3) 検証の改善

改善プランの着実な実施を検証するため、令和元 (2019) 年度からこれまでの「活動報告・活動計画」の中にアセスメントに関する項目を盛り込んでいく。

[基準 3 の自己評価]

本学では、平成 29 (2017) 年度に DP、CP の見直しを行い、DP、CP を策定し、周知した。いずれも本学の教育目標に基づき、DP と CP との一貫性も保たれている。また、DP、CP の策定に合わせてシラバスも刷新し、到達目標の評価要素を明示し、評価の透明性・公平性を保つ仕組みができた。また、授業内容についても、各学科や教員が学生主体の授業となるよう工夫を凝らしてきているが、さらに改善を進めるため、FD 委員会が中心となって、授業方法改善のための FD も行っている。

学修成果の点検・評価については、アセスメント・ポリシーの整備を行い、平成 30 (2018) 年度の後期から、順次アセスメントを行うことにより、学修成果の点検結果を各学科や教員にフィードバックすることができるようになった。また卒業後における卒業生アンケートの実施など、DP の到達目標を卒業生がどの程度達成し、社会においてどのような評価を受けているかについても調査を開始した。

今後は、学科の改善計画の着実な実施のため、令和元 (2019) 年度末から、学科の活動計画の中に改善プランの実施状況を取り入れていくこととしている。

基準 4 教員・職員

4-1 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

別府大学においては、学長の下に学長任命の教務担当、学生担当、入試担当、就職担当の学長補佐が置かれ、学長の権限を分掌し、教学マネジメントが各分野に以下のように十分に発揮できるよう体制をつくりあげている【資料 4-1-1】。

教務担当の学長補佐の下には、教務委員会が置かれ、事務については教務部が担当し、教務事務部長、教務課長等が教務委員会に加わっている。学生担当学長補佐の下には、学生委員会や留学生委員会が置かれ、事務について学生部が担当し、学生委員会には、学生事務部長、学生課長等が加わり、留学生委員会には、留学生課長等が加わっている。

入試担当学長補佐の下には、入試委員会が置かれ、事務については、入試広報部が担当し、入試委員会には、入試広報部長、入試広報課長等が加わっている。就職担当の学長補佐の下には、就職委員会が置かれ、事務については、キャリア支援課が担当し、キャリア支援課長等が就職委員会に加わっている。学生募集や就職については、特別な体制をつくり、募集では、学生募集統括本部長及び副本部長を置き、就職では、学長の下にキャリアセンター長（就職担当学長補佐が兼務）、副センター長を置き、強化を図っている【資料 4-1-2】【資料 4-1-3】。

一方、大学には学部単位に教授会、大学院は研究科単位に研究科委員会が置かれ、平成 21（2009）年までは、ここにおいて大学運営の主要な決定がなされてきた。しかし、平成 21（2009）年度の大学の改革に合わせて、学長を議長とする大学評議会、大学企画運営会議が大学の意思決定の方向を審議する中心となった。さらに、平成 26（2014）年度末に大学評議会が廃止されると、大学企画運営会議【資料 4-1-4】が大学意思決定にかかわる機関の中軸となった。

大学企画運営会議は、学長、研究科長、学部長、学長補佐、図書館長、学科長、教職課程委員会委員長、大学事務局長のほか事務局の役職者で構成されている。月 1 回の定例会議では学長が議長となり、大学の基本的な戦略や特定事項についての企画、連絡調整が行われており、大学の当面する課題や教授会・研究科委員会で審議すべき事項について協議している（大学の目的に沿って運営されている）。大学の意志決定組織は上述のような仕組みで整備されており、学長の主催する大学企画運営会議を中核に学部企画運営会議、学科会議、専攻長会議、専攻会議及び各種専門委員会において企画・調整・議案化された課題が、教授会・研究科委員会において審議されるというプロセスで相互

に連携しつつ運営されており、学長のリーダーシップの下すべての組織が十分に機能している。なお、学部企画運営会議【資料 4-1-5】及び学科会議は、各学部・学科内の教育研究に関わる意思決定組織として、大学企画運営会議等の議事内容等を適切に伝達・協議しつつ、さらにそれぞれの学部・学科固有の課題について独自の意志決定を行っている。

また、大学企画運営会議の議案などを審議するために、原則、法人の定例役員会の後に学部長会議、大学企画運営会議の前日に学部長・学長補佐会議を開催している。学長が主催する大学企画運営会議の決定、審議事項を受けて、教授会が開催される。学部・学科の運営のために、大学企画運営会議の翌週に学部企画運営会議が開かれ、さらに、各学部の学科会議は具体的な活動計画を決め実施する体制となっている【資料 4-1-6】。

平成 28（2016）年度からは、学部長・大学院研究科長は選挙で選出されるのではなく、学部で推薦された候補者を学長が選任することになった【資料 4-1-7】。これにより、学長が主催する大学企画運営会議が名実ともに大学の意思決定の最高機関となった。さらに、平成 30（2018）年度から、学長裁量経費が予算化され、学長のリーダーシップが十分に発揮される体制となった【資料 4-1-8】。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

大学の使命・教育目標、具体的には中期計画を実現するため、学長の権限を教務、学生、入試、就職担当の学長補佐（学長任命）に分掌させている。また、これらを包括的に補佐する副学長の規程を制定しているが、現在は副学長を置いていない【資料 4-1-9】。

大学の主な審議機関は大学企画運営会議、教授会（連合教授会・合同教授会）、学部企画運営会議、各種専門委員会等がある。

各学部については、学長の統督の下、各学部教授会推薦を受け学長が選任した学部長が運営を行っている。教授会は、3 学部それぞれに置かれ、学部に所属する専任教員で構成されている。教授会は学部長が議長として招集し、諸規則の制定・改廃、学生の入学・卒業・休退学、厚生補導・賞罰、成績評価・卒業判定、教員の人事など教育研究に関する重要事項を審議する。学長が教授会に意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要な事項については、「教授会運営規程」【資料 4-1-10】に定めている。

3 学部合同で審議すべき議題がある場合には、連合教授会【資料 4-1-11】を開催している。また、短大とともに審議すべき事項がある場合は、大学・短大の合同教授会【資料 4-1-12】を開催している。

大学院には教授会にあたる組織として研究科委員会が置かれ、研究科に共通する重要事項を審議するために全学的組織として大学院委員会【資料 4-1-13】が置かれている。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

教学に関わる主たる教員組織としては、大学企画運営会議、教授会、大学院研究科委員会、教務委員会、学生委員会、留学生委員会、入試委員会、就職委員会がある。

大学企画運営会議は、大学事務局の教務事務部長が学長の下で審議・連絡事項を整理し、大学事務局長、教務事務部長、学生事務部長、入試・広報部長、キャリアセンター長、広報室長が加わっている。

各教授会や大学院研究科委員会は、学部長・研究科長の下、大学事務局の教務事務部長と教務課長が審議・連絡事項を整理し、大学事務局長、事務局の部長および課長、課長補佐などが参加している。

教務委員会は、教務担当学長補佐の下、大学事務局の教務課長が議題を整理し、教務事務部長、教務課長、教務課職員が参加している。

学生委員会は、学生担当学長補佐の下、大学事務局の学生事務部長が議題を整理し、学生事務部長、学生課長、学生課職員が参加している。

留学生委員会は、学生担当学長補佐の下、留学生課長が議題を整理し、留学生課長、留学生課職員が参加する。

入試委員会は、入試担当学長補佐の下、入試・広報課長が議題を整理し、入試・広報部長、入試・広報課長、入試・広報課職員が参加する。

就職委員会は、就職担当学長補佐（キャリア支援センター長兼務）の下、キャリア支援課長が議題を整理し、学生事務部長、学生課長、キャリア支援センター副センター長、キャリア支援課長が参加する【資料 4-1-14】。

学生募集については、学生募集戦略会議で、基本方針を策定し、その下に学生募集統括本部そして学生募集実行委員会を組織して、県内募集、県外募集そして外国人留学生募集の各部会を中心に学生の募集対策に当たっている【資料 4-1-15】。

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、平成 27（2015）年度の学則等の改正で組織の役割が大幅に見直され、学長のリーダーシップによるマネジメントが確立し、企画・運営がスムーズに行われる体制が整備された。しかし、次の 2 点において改善が必要と考えられる。第一に、日々押し寄せてくる煩雑な仕事に追われて、本来の大学の方針に立ち戻って企画を練ることが難しくなっている点である。大学企画運営会議その他の会議においても、常に中期計画など本学の方針の確認と遂行のための協議を行えるよう、年に一度だけでなく、少なくとも各学期の始まりと終わりには振り返りを行っていく。第二に、大学企画運営会議の主なメンバーは各学部、学科、課程の長であり、それぞれが各学部、学科、課程との連絡調整を行うことになる。しかし、大学企画運営会議で話し合われたことが教授会を経る必要がないものの場合、時に学科に正確に伝わっていないケースや、周知が行われていないケースが見受けられる。大学の戦略や企画といった重要事項を、事務局も含め、大学の構成員が正確に把握することは、大学の改善・発展のために欠かせないことである。今後は、学長のもと、分掌された各部局や学部・学科・課程が情報を共有し、大学の使命、目的を実現するためにすみやかに対応できるよう組織の体制を整えていく。

4-2 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD (Faculty Development) をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

**4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
専任教員の確保と配置**

別府大学は、文学部（3 学科）、食物栄養科学部（2 学科）、国際経営学部（1 学科）の 3 学部で構成されている。本学は、大学設置基準の定めるところにより、教育課程を適切に運営するため、各学部・学科に必要な専任教員を配置している。大学設置基準上の専任教員数は全体で 71 人であるが、本学の現員教員数は 89 人である。なお、2 学部以上に開講する教養科目を担当する教員は、各学科に分属して配置され、教養教育を適切に運営している。専門分野の教員については、主要科目には専任教員を配置し、教育課程が適切に運営されている【資料 4-2-1】。

本学における専任、兼任の教員数についても、専任教員数（別科を除く）は 89 人、兼任（非常勤）教員数は 127 人（別科を除く）となっている。また、専任教員 1 人あたりの在籍学生数は、学部、学科によって区々となっているが、文学部は約 22.4 人、食物栄養科学部は約 19.1 人、国際経営学部は 32.3 人となっており、3 学部を単純平均すると約 21.8 人である。

年齢別の教員構成は、66 歳以上の教員が全体の 5.4%（教授：9.1%）、51 歳～65 歳までの教員が全体の 51.1%、26 歳～50 歳までの教員が全体の 43.5%となっている。特に、平成 24（2012）年度では 66 歳以上が 10.2%であったが、平成 31（2019）年度では 5.4%と若返りが進んでいる【資料 4-2-2】。

免許・資格等に関する基準等で定められた教員等については、すべて定数を満たしている【資料 4-2-3】。

前述のように、免許・資格関連科目を開講する必要から兼任教員への依存度が高くなっているという課題はあるものの、各学科に必要な数の専任教員が配置され、専門分野が適切に教育できる体制が整えられており、教員の職位構成、年齢構成についても概ねバランスが取れていると考えられる。

教員の採用・昇任の方針と規則

教員の採用・昇任は、「学校法人別府大学採用、昇格に関する規程」【資料 4-2-4】に基づいて行っており、採用は同規程第 3 条第 1 号、昇任は同規程第 6 条第 1 号に基づいて「資格審査教授会の審査を受けて資格を認定された者」を対象に行っている。また、資格審査教授会における審査手続きは、大学は「別府大学教員資格審査規程」【資料 4-2-5】

「別府大学教員資格審査基準」【資料 4-2-6】、大学院は「別府大学大学院教員資格審査規程」【資料 4-2-7】「別府大学大学院教員資格審査基準」【資料 4-2-8】にそれぞれ規定している。

教員の採用は、原則として公募により行っている。教員の採用を希望する学部・学科は、担当授業科目・職位・年齢等についての提案を学長に提出し、人事調整会議において協議し、理事長の承認を得て、公募を開始する。

学部長・学科長等は、提出された応募書類をもとに、教員資格審査基準に沿って候補者を絞り込み、学長に報告する。その後、候補者への面接（模擬授業を含む）を行い、1 人以上の候補者を決め、理事長・理事（学長・所属学部長を含む）の面接を行い、採

用を決定する。他方、学長は、候補者の教員資格を審査し、職位（教授・准教授・講師・助教等）を決定するため、資格審査教授会（専任教授で構成）に資格審査委員会の設置を提案し、3人の審査委員（主査1人）を選定する。その後、主査は審査結果を資格審査教授会に報告し、資格審査教授会はそれを審議し、学長が決定する。学長は、審査結果を定例役員会に報告し、正式に採用者を決定した上で、理事長が発令する。採用者が大学院を担当する場合は、上述の手続きに併行して、指導教員・教員に係る審査を研究科資格審査教授会で行い学長が決定する。

昇任人事もほぼ同様の手続きであり、本人が審査基準を確認のうえ、学科長、学部長と相談のうえ申請する。

採用・昇任に際しては、研究業績のみならず、教育上および職務上の能力に関する書類の提出を求めており、採用に当たっては、志願者が事前に提出した「本学での教育への抱負」に基づいて、面接や模擬授業などを必ず課している【資料4-2-9】。

教員評価は、各教員から3月に提出された「教員自己評価シート」【資料4-2-10】に基づき、教育的観点から学長が評価を行い、優れた評価を得た者について理事長に推薦し【資料4-2-11】、6月の賞与等に反映させている。

4-2-② FD (Faculty Development) をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

FD活動については、平成19(2007)年度にFD委員会【資料4-2-12】を設置し、それ以来、教員の資質・能力の向上に向けた種々の取り組みを行ってきた。

その活動の一環として、平成20(2008)年度より学内外の講師による3学部合同のFD研修会を開催し効果を上げている。内容は、教育内容・教育方法、就職活動支援、学生募集や入試など多岐にわたっている。開催回数は、平成30(2018)年度までの3年間で年平均約10回であり、テーマや時期に左右されるものの、毎回60~80人（うち15~25人は事務職員もSD研修として参加）が出席している。

研修会の主題や方法については、FD委員会で議論されると同時に、学長等からの提言を受けるなどして決定している【資料4-2-13】。平成29(2017)年度以降は、「教育の質保証」や「厳格な成績評価」に関する視点を重要視し、特に平成30(2018)年度の研修会では、その主題で議論を深めてきた。また、教授会の時間を利用したFD研修会やワークショップ的研修会も開催し、実施方法に関しても多様化を図っている。大学院については、大学院教員は学部が本務となっていることから、学部と一体になって行っている。

FD・SD研修会は大きく次の3つに分類される。

- ① 本学の教育・研究の具体的な運営に関わるもの
- ② 大学改革など本学の方向性を考える上で参考となる外部講師の講演
- ③ 大分県内大学の合同FD・SD

①と②については、毎年バランスよく開催できるよう、FD委員会で計画を立てている。過去3年間に開催されたFD・SD研修会は【資料4-2-14】のとおりである。

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

今後、各教員の専門を横断した討議を行うことで、異なる視点から自らの授業を見つめ直す機会を FD・SD 活動に盛り込む。また、小グループ（例：教養英語担当者）で行っている、授業の方向性や方法を確認する連絡会議を、全学的に広げていく努力を行う。

他大学との意見交換や研究会、FD 等の開催もさらに積極的に進める。

大学全体の FD・SD 研修においては、これまで通り、授業改善の視点を盛り込んだ研修会を有効な形で実施していく。また、大分県内大学間で協力して、合同で FD・SD を行っていく取り組みが平成 30（2018）年度より始まり、今後もより良い協力関係の元、共通の課題について合同 FD・SD を実施していく。

上記のような企画を、多角的視点と複数の実施形態で、令和元（2019）年度以降実施していく。

4-3 職員の研修

4-3-① SD（Staff Development）をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

大学をめぐる環境が厳しさを増す中で、これからの大学事務職員には、IR情報を活用した教育等の改善、質の保証策等専門的知識を持ちつつ、教員と協働して積極的に大学改革を牽引していく力量が求められる。このためには、職員の成長を支援する研修等の育成制度を充実させる必要がある。

本学では、職員の資質向上について、平成23（2011）年にSD委員会【資料4-3-1】を設置し、委員会で前年の研修の確認と見直しを行った上で、当該年の研修の実施方針・計画を策定し、必要な研修を実施している。

本学での研修においては、(1) 3つのポリシーに基づく大学の取組の自己点検・評価と内部質保証に関するもの (2) 教学マネジメントに関わる専門的職員の育成に関するもの (3) 大学改革に関するもの (4) 学生の厚生補導に関するもの (5) 業務領域の知見の獲得を目的とするもの（総務、財務、人事、企画、教務、研究等）を実施している。

FD委員会が中心となって毎年8回～10回FD研修会が開催されているが、そこでの内容は関係する事務職員も参加して共有すべきものであることから、これをSD研修会としても位置付けて、積極的に参加を促している。事務職員のみが参加するSD研修会も開催している。学外研修については、日本私立大学協会、日本私立短期大学協会等が主催する事務局長相当者研修会、初任職員研修会及び中堅職員研修会並びに教務事務、学生指導、就職指導及び経理事務等に関する研修会に職員を積極的に参加させ、知識や技能を含めた資質の向上を図っている。県内の大学コンソーシアムの研修や競争的資金に関する各種セミナー・説明会等にも積極的に参加させている。その他、教員を対象とし、大学運営に関わる研修（大学運営に関する理事長、学長講話、就職指導に関する専門家講話等）も開催している。平成30（2018）年度のこれらの研修には、延べ218名の参加が

あった【資料4-3-2】。

また、法人が行う学内研修は、年度当初の辞令交付式後に行う「学校法人別府大学新任教職員研修会」、情報共有と意識啓発を目的に毎年5月頃に全事務職員対象に行う「学校法人別府大学事務職員研修会」、大学・短大の新任教職員を対象にした「大学・短大新任教職員研修会」、県私学協会主催の「大分県私立大学・短期大学協会教職員研修会」【資料4-3-3】などがある。

さらに平成30(2018)年度に、一人の職員が年間を通して継続的に受けられる研修として、外部講師を招聘しての管理職員研修を5回、事務職員研修を4回実施した。

(3) 4-3の改善・向上方策(将来計画)

大学をめぐる環境が厳しさを増す中、大学経営も更に厳しくなることは自明である。

これからの大学職員(教員を含む)は、IR情報を活用した教育等の改善策や、質の保証策等、専門的知識を持ちつつ、積極的に大学改革を推し進める必要がある。このためには、職員の成長を支援する研修等の育成制度を充実させる。

令和元(2019)年度には、職員の資質向上に必要な具体的な知識・技能についてSD委員会であらためて協議し、次年度研修の実施方針・計画を策定する。

4-4 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

「基準項目4-4を満たしている。」

(2) 4-4の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

本学においては、研究を推進するための環境整備として、附属図書館の他に、次の付属の博物館や研究所、研究センターを設置している。

これらの施設は、本学の研究拠点であるとともに、学生の実習施設や教育のための施設としても機能している。

【主な研究関連施設】

メディア教育・研究センター

情報関係の補助を行うほか、映像用スタジオや遠隔双方向講義を行う環境を整備している。

附属博物館

考古資料を集めており、西日本を代表する考古博物館となっている。資料は、調査研究報告書にまとめられて公開されている。

地域社会研究センター

地域社会の住民組織、施設、関連機関と協力し、調査研究、交流、資料の収集、『地域社会研究』の発行等を行っている。

歴史文化総合研究センター

文化財学を学ぶ学生のための3つの実習室、多くの科学機器を整備した文化財科学室、研究室などが配置されている。

アーカイブズセンター

アーカイブズ学教育・研究の拠点として大学や大分県を中心としたアーカイブズの収集、整理、保管、閲覧公開等を行っている。

アジア歴史文化研究所

アジア諸地域の人文・社会・自然の各分野にわたる問題を調査研究、歴史・考古研究部門、美術史研究部門が置かれている。

文化財研究所

教育委員会と連携し、地域の遺跡や文化財の調査研究を推進しており、古墳や諸遺跡の発掘、実測調査及び分析研究等々を実施してきた。

日本語教育研究センター

留学生の日本語力の養成を行うとともに、日本語教育に関する講演会の開催や『別府大学日本語教育研究』の発行を行っている。

健康・栄養教育研究センター

健康・栄養分野の調査研究事業を推進している。体位、体組成、血圧、動脈硬化度の測定、栄養・健康相談の要望にも応じており、公開健康講座も定期的で開催している。

発酵食品・加工食品協同研究センター

食物栄養科学部教員を中心に、地域の企業等からの食品衛生、食品加工等の技術相談に応じている。

臨床心理相談室

地域の臨床心理相談に応じるとともに、大学院臨床心理研究科の学生の教育機関としても機能している。

宇佐教育研究センター

宇佐・国東地域の宗教文化の研究や、遺跡調査・発掘実習、その他の教育活動、ならびに宇佐市を中心とする県北地域の生涯学習の活動拠点の役割を果たしている。

日田歴史文化研究センター

多くの史跡を持つ日田市における大学・大学院の演習・実習授業および研究の拠点として利用され、「別府大学歴史文化講座」も開催している。

これ以外にも、県から収蔵品を委託されている「大分香りの博物館」も一般の博物館として観光客が訪れる場所であるとともに、発酵食品学科の実習および研究施設として活用されている。

平成30(2018)年度からは、総務・研究推進課を設置し、平成31(2019)年度から職員を1名増員し、計6名配置し、外部資金の獲得や研究費に関する事務作業の支援等を行っている。

平成30(2018)年度には、全学教員及び卒業年次生を対象に、研究環境に関するアンケート調査を実施した。卒業年次生のアンケートでは、80%弱の学生が満足と回答し

たが、教員へのアンケートの自由記述では、次のような要望が寄せられた。

①施設・設備、研究資金の不足：37件 ②時間的余裕のなさ：34件 ③事務作業等の煩雑さ：28件 ④図書館の資料の充実・利用時間の改善：27件 ⑤大学施設の利用時間延長：23件 ⑥サバティカルなど調査・研究に割くことのできる長期時間の確保：9件 ⑦リサーチアシスタントなど、教育・研究の補助：8件

本学は小規模大学で予算が潤沢とは言えないため、教員の研究環境についてはアンケート結果を見ながら、優先順位をつけて改善を行っていく【資料 4-4-1】【資料 4-4-2】。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

本学では、「別府大学・別府大学短期大学部における研究活動行動規範」において、研究に関わる者の責任を明らかにし、社会の信頼に応えられる行動をするよう求めている。また、文部科学省の研究活動の不正行為防止についてのガイドラインに基づいた体制を整備し、毎年の実施状況を報告している。以下のような研究に関わる規則を定め、必要に応じて改定を加え、厳正に運用している。

- (1) 別府大学・別府大学短期大学部における研究活動行動規範【資料 4-4-3】
- (2) 別府大学・別府大学短期大学部における研究活動の不正行為防止等に関する規程【資料 4-4-4】
- (3) 別府大学・別府大学短期大学部における競争的資金等の取扱いに関する規程【資料 4-4-5】
- (4) 別府大学・別府大学短期大学部科学研究費助成事業事務取扱規程【資料 4-4-6】
- (5) 別府大学・別府大学短期大学部研究倫理審査委員会規程【資料 4-4-7】
- (6) 別府大学遺伝子組換え実験安全管理規則【資料 4-4-8】
- (7) 別府大学動物実験に関する規則【資料 4-4-9】
- (8) 別府大学動物実験緊急時対応マニュアル【資料 4-4-10】
- (9) 別府大学・別府大学短期大学部研究倫理審査規程【資料 4-4-11】

組織としては次の委員会を置いている。

(1) 研究倫理審査委員会：本委員会は、学内教員 6 名、学外 1 名及び事務職員 1 名の計 8 名で構成し、3 か月ごとに年 4 回、研究計画書及び関連書類の申請受付と審査を行っている。審査は、申請者による研究計画の説明を受け、委員からの質疑応答の後、委員で妥当性を審議している。審議の結果は、速やかに申請者に報告している【資料 4-4-12】。

(2) 動物実験委員会：本委員会は、学内教員 5 名で構成し、随時、動物実験計画書の申請受付と審査を行っている。審査は、申請者による試験概要の説明を受け、委員からの質疑応答の後、委員で妥当性を審議している。審議の結果は学長に報告し、承認後、速やかに申請者に報告している【資料 4-4-13】。

(3) 遺伝子組換え実験安全委員会：本委員会は、学内教員 6 名で構成し、随時、研究計画書の申請受付と審査を行っている。審議の結果は学長に報告し、承認後、速やかに申請者に報告している【資料 4-4-14】。

さらなる「厳正な運用」を目指して、平成 30（2018）年と令和元（2019）年に全学

教員を対象に、研究倫理に関する FD/SD 研修会を行い、理解を深めている【資料 4-4-15】。また毎年行っている科学研究費申請のための説明会でも、研究不正防止についての講習を行っている【資料 4-4-16】。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

本法人では、「法人第 2 期中期計画」に基づく「学校法人別府大学財務基本方針」【資料 4-4-17】により、年度ごとの予算編成方針【資料 4-4-18】及び予算編成スケジュールに基づき、収入財源から充当すること及び枠配分の考え方に沿って、理事長から各学校へ経常的な活動予算(光熱水費、衛生費及び維持管理等の修繕費を除く。)が配分される。このほか、大口の施設設備等の改修・購入計画や政策的経費である学長裁量経費は別に募集し、検討の後、配分される。

各学科等は、配分された予算を学事計画や備品等購入計画に沿って研究経費やその他の活動費に振り分ける。研究活動への資源配分に関しては特別な規則はないが、研究旅費は、教員 1 人あたり 15 万円(大学院兼担当者は 2 万円加算。)が配分される。

研究活動に対しては、学科予算のほか、研究施設の改修計画や大型の教育研究設備の購入計画において必要な申請を行うことや学長裁量経費における研究支援分野に申請すること等により物的支援を行っている。なお、RA は配置していない。

その他、以下のような研究活動への支援を行っている。

1) 学長裁量経費による資源の配分

「学内 GP」の制度により、研究テーマを 6 月に学内募集し、内容・申請金額の妥当性を吟味し選定し、科研費獲得や外部資金導入に結び付く可能性のある基礎研究資金や、海外での研究表、出版などの支援を行ってきた【資料 4-4-19】。令和元(2019)年度からは、学長裁量経費による事業に移行し、今後とも同様の支援を行っていく【資料 4-4-20】。

2) 別府大学の特徴ある研究分野に国の補助金を得て研究環境を整備し大学の研究ブランド力を高める努力を行っている。

食物栄養科学研究科の研究では、文部科学省の研究支援事業である私立大学戦略的研究基盤形成支援事業「発酵王国大分が育む地域農水産物を活用した新規加工・発酵醸造食品の高次開発・分析技術基盤の構築」(平成 27 年度～ 29 年度)を獲得し研究を進めてきた。これによって、研究機器の整備が行われ、科学的視点から地域や産業の活性化に寄与する研究を進めている【資料 4-4-21】。

また、文学部を中心に、私立大学研究ブランディング事業「九州における文化遺産保護研究の拠点形成のための基盤整備」(平成 28 年度～30 年度)を獲得した。本事業では、熊本・大分地震の文化財の再建・保護問題と別府大学が輩出してきた文化財専門者の存在を背景に、九州地方を中心に、自治体等と連携しつつ、文化遺産の保存、保護への技術的研究、技術の再教育事業等を進め、地域の災害等の緊急時、恒常的文化財保存力の向上を図る体制基盤を確立することを目指した。これを実現するため、最先端の測量機器、分析機器等の設備が導入された【資料 4-4-22】。

3) 別府大学文化財研究所や食物栄養科学部では、自治体や企業と連携して受託研究や共同研究を推進し、それによって大学の研究力を高め、地域貢献に寄与するとともに、

研究資金を確保し、研究環境の整備を進めてきた【資料 4-4-23】。

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

本学の特色ある研究分野の食物栄養科学部の発酵食品分野や文学部の文化財分野では研究環境が整備され、着実に研究力が向上してきた。しかし、他の分野では、研究環境整備が遅れているところも多い。そこで、文学部や国際経営学部では、競争的資金獲得につながるように、学長裁量の資金を増やし充実することも重要である。設備についても、法人の努力とともに外部資金の援助を導入しながら更なる充実を図る。加えて、平成 30（2018）年実施の研究環境アンケートをもとに、各教員の意見も参考にしながら研究環境をきめ細かく整備していく。

【基準 4 の自己評価】

本学の組織は、学長を中心に、大学企画運営会議のもとに大学の基本的な方針が決定され、教授会その他の会議にて調整・周知が行われる。教員についても適切な配置が行われており、問題はないと思われる。教職員の FD・SD についても、適切に行われており、出席率も高く、教職員の資質向上に役立っていると考ええる。

研究支援に関しても、学長裁量経費（平成 30（2018）年度までは、学内 GP）による支援を通じて、科研費の獲得支援、海外学会発表の旅費支援などが行われており、応募者も多くなってきている。今後とも教員や学生への満足度調査アンケート結果をもとに、研究支援の充実を図っていく。

基準 5 経営・管理と財務

5-1 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

学校法人別府大学（以下、「本法人」という。）は、建学の精神に基づき、その使命を達成するために、理事会を最高意思決定機関、評議員会を諮問機関、監事を監査機関として位置づけ、「学校法人別府大学寄附行為」【資料 5-1-1】、「学校法人別府大学知的財産ポリシー」【資料 5-1-2】、「学校法人別府大学産学官連携ポリシー」【資料 5-1-3】、「学校法人別府大学利益相反ポリシー」【資料 5-1-4】及び「学校法人別府大学管理運営規則」【資料 5-1-5】並びにそれに基づく関連規程により事業を執行している。

また、組織倫理に関しては、「学校法人別府大学職員就業規則」【資料 5-1-6】において服務規律を明確にし、「学校法人別府大学個人情報保護に関する規則」【資料 5-1-7】、「学校法人別府大学公益通報規程」【資料 5-1-8】等を定め、適切な運営を行っている。

なお、本法人の教育機関としての社会的使命と目的は、寄附行為第 3 条に、「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、建学の精神「真理はわれらを自由にする」を基に、人間教育を中心とした教育を行い、地域社会並びに国際社会の発展に貢献できる有為な人材を育成することを目的とする。」と明確に記されている。

これを継続的に努力・実現するために、平成 29（2017）年 3 月の理事会・評議員会において、「法人第 2 期中期計画」【資料 5-1-9】を策定した。

「法人第 2 期中期計画」では、4 つの重点目標として、教育力の強化、地域連携の推進、組織ガバナンスの強化、経営基盤の強化を掲げ、さらに 2 つの基本方針として、「学校法人別府大学人事の基本方針」【資料 5-1-10】、「学校法人別府大学財務の基本方針」【資料 5-1-11】を定めることで、中期計画の確実な達成と、人事・財務の安定や規律の維持を図っている。

また、この「中期計画」を冊子にまとめて全教職員に配布し、全員がこの計画を共有し、その達成に向けて一致協力して取り組めるようにした。さらに、保護者や一般市民の理解を深めてもらえるよう、大学の HP に「中期計画」を掲載・公表【資料 5-1-12】し、公共性を有する教育研究機関として、規律ある姿勢と誠実性を内外に表明している。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

本学では、地球環境保全に配慮した省エネルギーや省資源対策に積極的に取り組み、デマンド監視装置の設置、空調機の集中管理による温度設定、クールビズ・ウォームビズの励行、照明の LED 化、人感センサーによる照明の制御、省エネタイプの空調機へ

の更新、備品の再利用の促進、近距離通勤者の自家用車通勤の自粛、ゴミの分別収集、グリストラップの清掃の励行などを実施している【資料 5-1-13】。

毎月開催される事務会議では、四半期ごとに、光熱水費の実績を全体及び部門別に示すとともに【資料 5-1-14】、冷暖房運転開始前月には、設定温度等の周知を行い、節電意識を向上させている【資料 5-1-15】。

喫煙については、現在は受動喫煙防止法に基づき、屋外喫煙場所を設置し、キャンパス内分煙措置を講じているが、平成 30 (2018) 年 7 月に改正された健康増進法の趣旨を踏まえ、未来ある若者を育てる教育機関の社会的責務として、喫煙及び受動喫煙による健康被害を防止し、快適な学習環境を実現するために、令和 2 (2020) 年 4 月 1 日からキャンパス内全面禁煙とすることを平成 31 (2019) 年 1 月に宣言した【資料 5-1-16】。

人権の尊重については、FD・SD研修会を開催し、啓発に努めているほか、女性職員の活躍推進にも力を入れ、「学校法人別府大学女性活躍推進行動計画」【資料 5-1-17】を示し、働きやすい環境づくりを進めている。

また、ハラスメントについては、教職員等が個人としての尊厳を尊重され、男女共に快適な職場・修学できる学園環境を確保することを目的として、平成 31 (2019) 年 4 月にこれまでの関係規程を全面的に見直し、新たに「学校法人別府大学におけるハラスメントの防止等に関する規程」【資料 5-1-18】を制定し、「学校法人別府大学ハラスメント防止宣言」【資料 5-1-19】を行い、防止対策等にも適切な対応を行っている。

施設の安全対策としては、平成 22 (2010) 年度より緊急性の高い耐震工事を進め、平成 31 (2019) 年 3 月 31 日現在の耐震化率は 96.5%となった。残る施設についても耐震診断は完了しており、耐震性能の劣る施設については、解体を含めた今後の整備計画を早急に決定する必要がある。なお、平成 26 (2014) 年 11 月に、本学の第 2 体育館が別府市から災害時の避難所の指定を受けたが、その後、平成 28 (2016) 年 4 月に発生した熊本・大分地震では、第 2 体育館や耐震改築後の校舎が、学生や地域住民の避難場所となり、その役割を十分に果たした。

安全確保については、本学では、火災、地震及び風水害等その他の災害の予防と人命の安全、並びに被害の軽減を図ることを目的に、「学校法人別府大学防災・防火対策規程」【資料 5-1-20】を定め、自衛消防隊を組織し【資料 5-1-21】、大規模地震を想定した避難訓練を毎年実施し、学生及び教職員の安全確保を図っている。

また、平成 23 (2011) 年 3 月の東日本大震災を教訓として、地震及び火災等の危機管理体制の見直しを図るため、若手職員を中心としたプロジェクトチームを設置し、「別府大学・別府大学短期大学部災害対策マニュアル」【資料 5-1-22】や「防災ハンドブック (ポケット版)」【資料 5-1-23】を作成して学生や教職員に配布し、活用に使っている。

安全対策としては、その他にも守衛や寮監の配置、監視カメラの設置、警備会社に警備を委託する等行っているほか、別府警察署と連携して、大学近辺での不審者によるつきまとい等の被害の防止及び防犯意識の向上を目的とした防犯パトロール隊を学生有志の協力のもとに編成し、実施している【資料 5-1-24】。

衛生面の配慮については、学校保健法及び労働安全衛生法に基づき、衛生委員会【資料 5-1-25】を設置し、新型インフルエンザ、ノロウイルス等の感染症の感染予防等の活

動を適正に実施するとともに、教職員及び学生等のメンタルヘルスを含む包括的な健康支援を推進している【資料 5-1-26】。また、平成 28（2016）年度からは改正労働安全衛生法に基づく、ストレスチェック制度【資料 5-1-27】を導入し、教職員の健康保持に努めるとともに働きやすい職場づくりを進めている。

（3）5-1 の改善・向上方策（将来計画）

本法人は、学校教育法、私立学校法、大学設置基準等の関係法令を遵守し、中期計画に沿って、着実に改革・改善等を推進し、経営基盤を安定させている。

平成 29（2017）年からスタートさせた「法人第 2 期中期計画」を着実に進めるために、各年度の事業計画・事業報告によって達成度を評価し、PDCA サイクルを稼働させ、法人と大学との緊密な連携により、4 つの重点目標（教育力の強化、地域連携の推進、組織ガバナンスの強化、経営基盤の強化）を達成させる。

人権への配慮では、ハラスメントについて、平成 31（2019）年 4 月にこれまでの関係規程を全面的に見直したうえで、ハラスメント防止宣言を行い、防止対策として相談員を配置したが、これを十分に機能させるために教職員研修を実施するなど組織的に適切に対応したい。

施設の安全対策として、耐震性能の劣る施設について、解体を含めた今後の整備方針を定例役員会において議論し、当年度内を目途に結論を得る予定である。

5-2 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

（1）5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

（2）5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1) 理事会

理事会は、寄附行為第16条にその任務や運営等が規定され、管理運営規則第22条に法人の最高意思決定機関として明確に位置付けられている。定例の理事会は、寄附行為第16条及び「別府大学理事会会議規則」【資料5-2-1】に基づいて、毎年3月、5月、12月に開催している。臨時の理事会も同規則に基づいて、必要がある場合にその都度理事長が招集し開催している。3月の理事会においては、寄附行為第34条により翌年度の事業計画案及び予算案等に係る重要事項が審議される。5月の理事会においては、前年度の事業報告書案及び決算案に関する審議が行われるほか、監事から前年度の監査報告が行われる。12月の理事会においては、主に補正予算案の審議が行われる。理事会の開催に際しては、冒頭で会議開催要件を満たしていることを確認するとともに、議事録を作成する旨の確認を行うなど適切な運営を行っている。

3月の理事会の開催前には、理事長から評議員会に対し、寄附行為第21条に基づいて、翌年度の事業計画案及び予算案等についてあらかじめ意見を求めている。また、5月の理事会開催後には、評議員会に対し前年度の事業報告書及び決算の報告を行っている。12月の理事会の開催前には、理事長から評議員会に対し、当該年度の補正予算案に係る

意見を求め、その上で理事会において審議のうえ決定されている。以上のように私立学校法及び寄附行為に基づいて適切な運営を行っている。

理事の選任は寄附行為第6条に規定されている。また、定数については寄附行為第5条に9人以上13人以内と規定され、平成31(2019)年度は11人が選任されている【資料5-2-2】。なお、寄附行為第6条第1項第3号に定める理事については、多様な意見を採り入れるため、平成31(2019)年度は3人の理事を外部から選任し、学内者に偏ることのない構成としている。

出席については、寄附行為第16条第10号に「書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす」と規定している。なお、平成30(2018)年度における理事数は13人で、3回開催された定例理事会の出席状況は、5月13人、12月13人、3月13人で、その出席率は100%であり、2回開催された臨時理事会の出席状況は、9月12人、1月13人で、出席率96.2%と高い出席率を維持しており、理事の理事会への出席状況は適切である。

理事会の開催については、寄附行為第16条第9号に「理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決することができない」と規定し、また、議決権の行使については「出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる」と規定するなど、意思決定のプロセスについても適切に規定され、運営されている。

なお、本法人では、寄附行為第11条で、「理事長は、法人を代表し、その業務を総理する」と定めるとともに、管理運営規則第24条において「理事長は、法人を代表し、理事会の決定事項の執行にあたる」と定めている。理事長は、この規定に基づき、理事会で決定された法人業務に関する重要事項を適切に執行している。また、寄附行為第17条に「法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる」とし、この業務の決定に際しても学園理事・評議員会（以下「定例役員会」という。）【資料5-2-3】に付議し、広く意見を求めた上で最終的に理事長が決定するなど意思決定の透明性と堅実性を確保している。

2) 定例役員会

本法人では、意思決定の戦略性・機動性・透明性を確保するなどの観点から、管理運営規則第23条に基づいて「学校法人別府大学学園理事・評議員会規程」を定め、定例役員会を設置し、週に1度開催して緊急性のある事項や法人業務全般にわたる日常的な重要案件など理事会から付託された事項等を審議している。この定例役員会は、理事長、理事、大学長、短大学長、文学部長、食物栄養科学部長、国際経営学部長、学長補佐（短大）、学生募集統轄本部長、高等学校長、小学校長、看護専門学校長、大学事務局長及び法人事務局長の14人により構成されている【資料5-2-4】。この定例役員会を通して理事長が日常的に法人全体へのリーダーシップを発揮することを可能にしている。また、理事会の審議案件等の企画立案や多方面にわたる意見交換など、戦略的、機能的な対応も可能にしている。

さらに、幅広い部署の長で構成された所属長会議【資料5-2-5】では、現場からの課

題の汲み上げと即効性のある意思決定を可能としている。さらに定例役員会の決定事項が各部署の長から教授会や事務会議等を通じて各教職員へと速やかに伝達されており、法人と大学が一体となった機能的な管理運営を可能にしている。

このように、法人における意思決定は機動的に行われ、決定事項は各教職員へ速やかに伝達され、実行に移されている。さらに、監事や公認会計士の監査により改善・是正等が図られるなど PDCA サイクルによるマネジメントプロセスを通して適切な運営が図られている。

3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

私立大学を取り巻く環境が急速に変化する中で、社会情勢に迅速かつ的確に対応し、安定した経営を行わなければならない。

そこで、理事数の適正化及び理事会における意思決定の迅速化並びに広い視野を持つ経営を目指し、平成 31（2019）年度から、理事会構成員のうち学内理事 3 名を減ずると共に、外部理事を 1 名増加させ、現員 11 人、うち外部理事 3 人とした。平成 31（2019）年度から改革した理事会で外部理事の活用等、機能を強化し、戦略性、機動性のある管理運営体制を確立させていく。

5-3 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

1) 法人と大学との意思疎通と連携

平成 31（2019）年度の場合は、法人の最高意思決定機関である理事会（寄附行為第 16 条）には、大学から学長及び大学事務局長が理事として出席している。学長は、大学の代表として、教員人事や教授会の重要決定事項等を説明し、教授会での重要な審議事項などについて報告を行い、大学と理事会との情報の共有と意思決定の円滑化を図っている。法人で週 1 回開催される定例役員会には、大学から学長、学部長及び大学事務局長が出席し、法人幹部職員や短大・附属学校幹部職員とともに業務全般にわたる日常的な重要案件などを審議している。この定例役員会では、大学と法人の情報交換と協議がなされ、課題の汲み上げと活発な協議により、速やかな意思決定が行われている。さらに定例役員会の決定事項は、出席者を通じて各部署へと伝達されており、法人と大学の円滑なコミュニケーションに基づいた運営が図られている。

また、毎月 1 回開催される所属長会議や、役員から一般職員までの幅広い構成員で構成されている事務会議においても、職員の提案等が反映され、運営の改善に活かされている。

また、大学にあっては、基準 4-1 で述べた大学企画運営会議、学部企画運営会議、学科会議、専攻長会議、専攻会議及び各種専門委員会等が、教員の意見を汲み上げる機能を果たしている。さらに、事務職員からの提案等については、事務局長や事務部長が大学企画運営会議や主要専門委員会に出席し、各事務部署からの提案等を反映させる仕組みとなっている。

なお、法人・大学の重要会議における幹部教職員の出席は表 5-3-1 のとおりである。

表 5-3-1

会 議	理事 長	理 事	学 長	研 究 科 長	学 部 長	学 長 補 佐	図 書 館 長	学 科 長	事務局長	
									法人	大学
理事会	○	○	○						○	○
評議員会	○	○	○		○				○	○
定例役員会	○	○	○		○				○	○
教授会	△	△	○	○	○	○	○	○	△	(○)
大学企画運営会議			○	○	○	○	○	○		○
大学院委員会			○	○						(○)
人事調整会議			○	○	○	○				○
資格審査教授会			○	○	○				(○)	

(注 1) ○は構成員、(○) 構成員ではないが出席、△構成員ではないが年 1 回程度出席。

2) 大学内の各部門間におけるコミュニケーション

大学の意思決定組織は、基準 4-1-②で述べたとおり、大学企画運営会議、学部企画運営会議、学科会議、専攻長会議、専攻会議及び各種専門委員会において企画・調整・議案化された課題が、教授会、研究科委員会で審議され学長が決定するというプロセスで相互に連携しつつ運営されており、組織間でのコミュニケーションは円滑に行われている。

理事会や定例役員会等で決定・伝達された情報は、これらの組織を通じて滞りなく教職員に周知されており、法人・大学全体を通じた機動的で円滑な組織運営ができています。また、教職員個別に連絡すべき事項については、ホームページ上に教職員ポータルが整備され、各教職員にメールアドレスが与えられて利用されているほか、教員には個人用メールボックスが設置され、日々盛んに利用されており、円滑なコミュニケーションに役立っている。大学事務局では、週 1 回の朝礼を行い、教授会や定例役員会の重要事項が伝達されるほか、各事務部署間の報告や連絡調整が行われている。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

1) 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンス

基準 5-3-①で述べたとおり、本学の最高意思決定機関である理事会は、法人幹部職員 4 人、大学幹部職員 2 人、短大学長 1 人、高校長 1 人、外部有識者 3 人（以上理事）の計 11 人で構成され、併せて監事 2 人が出席している。法人及び大学からの提案事項については、率直な意見交換や協議が活発に行われており、法人と大学との相互チェックが有効に機能している。また、法人業務全般にわたる日常的な重要案件を審議する定例役員会は、法人幹部職員 3 人、大学幹部職員 6 人、短大幹部職員 2 人、高校幹部職員 1

人、小学校幹部職員 1 人、看護専門学校幹部職員 1 人の計 14 人で構成されている。ここにおいても、理事会同様に率直な意見交換や協議が活発に行われており、法人と大学との相互チェックが働いている。

2) 監事によるチェックとガバナンス

監事については、寄附行為第 7 条に基づいて、教職員・評議員以外の者から評議員会の同意を得て理事長が選任している。監事には 2 人の非常勤監事（1 人は税理士）がおり、平成 30（2018）年度の場合は、年 3 回開催された定例理事会及び評議員会、年 2 回開催された臨時理事会にすべて出席している。監事は、その主な職務として、寄附行為第 15 条及び「学校法人別府大学監事監査規程」【資料 5-3-1】に基づいて、決算原案についての監事監査会を開催し、会計帳簿書類を閲覧・照合するとともに、理事及び財務責任者から決算概要の聴取を行い、業務執行や財産の状況を監査している。監査の結果については、監事が理事会及び評議員会に出席し、監査報告が行われている【資料 5-3-2】。さらに、公認会計士による監査時に監事、企画・監査室が立会い、相互に意見交換を行うなど監査機能の充実・強化を図っている【資料 5-3-3】。

3) 評議員会によるチェックとガバナンス

評議員会については、寄附行為第 19 条及び「学校法人別府大学評議員会会議規則」【資料 5-3-4】に基づいて、定例評議員会を毎年 3 月、5 月、12 月に招集している。臨時評議員会は、必要がある場合に、その都度理事長が招集している。

3 月の評議員会では、私立学校法第 42 条及び寄附行為第 21 条に基づき、理事会開催前に翌年度の事業計画案及び予算案等に係る意見を求めている。5 月の評議員会では、理事会開催後に前年度の事業報告書及び決算の報告が行われるほか、監事から前年度の監査報告が行われている。12 月の評議員会では、理事会開催前に当該年度の補正予算に係る意見を求めている。このように評議員会は、私立学校法及び寄附行為に基づいて適切なチェック機能を果たしている。

評議員は、寄附行為第 23 条に基づき、評議員会が選任した職員 5 人と卒業生 4 人、各学校の学長・校長等 12 人、理事会が選任した学識経験者 7 人、合わせて定員 28 人で構成している。（平成 31（2019）年度は、明豊高校長が明豊中学校長を兼務していること、学識経験者を 2 人空席としていることのため現員 25 人である。）評議員の定数 28 人は、理事の定数 9 人から 13 人の 2 倍を上回っているほか、評議員の現員 25 人は、理事の現員 11 人の 2 倍を上回っている。また、多様な意見を取り入れるため 6 人の評議員を外部から選任し、学内者に偏ることのない構成としており、評議員会のチェック機能が有効に働くようにしている。

平成 30（2018）年度における評議員会の出席状況は、5 月 26 人、12 月 27 人、3 月 27 人で、その実出席率は約 98.8%であり、出席状況は良好である。

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

本法人においては、理事会・定例役員会や各種会議・委員会等を通じて、法人と大学の円滑なコミュニケーションの下に緊密な連携、迅速な意思決定を図っており、その過

程では相互のチェック機能も有効に機能している。

一方、大学を取り巻く環境が大きく変化する中で、迅速な意思決定を行うために必要に応じて学内規程を見直し、更なる事務の効率化・合理化を進めていく。また、学校法人全体のコンセンサスの形成を円滑に行うため、法人部門と大学部門との意思疎通を充分に図り、透明性の高い運営を行うこととし、毎年度、学校法人の経営状況について理事長から教職員に説明している。

なお、監事監査のうち業務監査を充実させるため、企画・監査室や学内理事と共に学校を訪問し、学校長から教学や管理運営等の現状を聞き、意見交換する機会を増やし、これを法人経営に活かしていく。

5-4 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本法人は、平成 14（2002）年度に 3 年間の第 1 期中期財務計画を整備し、その後 3 か年毎に中期財務計画を整備し、平成 23（2011）年度には、日本私立学校振興・共済事業団が行った量的な経営判断指標等に基づいて経営の実態を把握・分析し、その改善策等を盛り込んだ第 4 期中期財務計画を整備した。また、平成 24（2012）年 3 月には、これまで以上に計画的・効率的な経営を進め、安定した経営基盤を確立するために、第 4 期中期財務計画を包含した第 1 期の「学校法人別府大学中期計画」を策定するとともに、年度ごとの事業計画・事業報告を作成し、その進捗と成果を管理し評価し、計画的で安定的な経営に活かしてきた。

これらの過去の実績のもと、本法人は、さらに安定的な経営と教育研究の向上を図るため、平成 29（2017）年 3 月の理事会・評議員会において、「法人第 2 期中期計画」

【資料 5-4-1】を策定した。この計画には、教育研究の推進等と並んで、財務内容の改善に関する計画が盛り込まれており、教育研究機関としての財務面での安定性を含んだ総合的な計画となっている。

また、この中期計画に沿って各年度の事業計画【資料 5-4-2】を策定し、年度末にその実績を事業報告書【資料 5-4-3】として取りまとめ、その達成度を評価し、見直し等が必要な事項には改善を施すなど PDCA サイクルに基づいたマネジメントプロセスにより、強固な経営基盤の確立に向けた取り組みを着実に進めている。

また、この中期計画の達成を実効性あるものとするため、中長期的な行動指針として「学校法人別府大学人事基本方針」【資料 5-4-4】と「学校法人別府大学財務基本方針」【資料 5-4-5】を策定している。

「学校法人別府大学人事基本方針」では、財政状況等を踏まえた適切な人事管理、柔軟性・機動性のある教職員組織の構築による人件費の抑制、経営基盤の安定化を進める

こととしている。「学校法人別府大学財務基本方針」では、学生納付金・寄附金等の自己収入の安定的な確保、収支バランスの改善、学校法人別府大学人事基本方針に基づく人件費の抑制等を図ることとしている。

本法人は、これら中期計画や事業計画・事業報告、人事・財務の基本方針により、中長期的な視点に立った経営改善を着実にを行い、経営基盤の安定化を図っている。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

高等教育機関として教育研究活動を継続的に発展させるためには、経営が安定し、財務状況が健全でなければならない。これを実現するポイントは、第1に事業活動収入で事業活動支出が賄われている状態、つまり基本金組入前当年度収支差額の黒字を維持することであり、第2に将来の設備投資に備えた内部留保と安定した支払資金を確保することである。

学校法人別府大学は、昭和46(1971)年度に学校法人会計基準による計算書類を作成して以来、平成30(2018)年度まで48年連続して基本金組入前当年度収支差額(帰属収支差額)の黒字を続け、安定した収益力を維持している。平成30(2018)年度事業活動収支決算は、事業活動収入合計47億65百万円、事業活動支出合計額46億96百万円、基本金組入前収支差額69百万円となっている。さらに、平成16(2004)年度以来14年連続して借入金のない経営を続けており、日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標に基づく経営状態は、全14区分のうち「A3正常状態」に相当する。

支払資金は、平成30(2018)年度末で51億3千万円あるが、これは平成30(2018)年度の経常的な資金支出(退職金、奨学費及び引当特定預金を充当した施設関係支出・設備関係支出を除く)41億円を上回り、さらに、短期の支払余力を表す流動比率も372.9%であり、一般的な指標である200%を上回っている。

内部留保は、第3号基本金引当特定資産を8億円、将来の設備投資に備えた減価償却引当特定預金等と第2号基本金引当特定資産を計69億円、退職給与引当特定預金を10億9千万円積み立てている。

これらの支払資金や内部留保が、別府大学の継続的な教育研究環境の整備や安定した人件費、教育研究経費等の支払いを担保している。そして、これらの資金については、「学校法人別府大学資産運用規程」【資料5-4-6】に従い、安全を重視した運用を行い、その運用成果については理事会に報告している【資料5-4-7】。

事業活動収支計算書における財務比率の状況は、表5-4-1「事業活動収支計算書関係比率」のとおりである。法人全体の平成30(2018)年度の状況は、事業活動収支差額比率は1.4%と日本私立学校振興・共済事業団の「今日の私学財政」で公表されている「事業活動収支計算書」の系列別の全国平均5.8%を下回った。人件費比率は、法人全体で57.7%、大学部門で51.2%と60%以内に収まっている。教育研究経費比率は27%前後、管理経費比率は10%前後で推移している。人件費比率、教育研究経費比率等は、全国平均値と比較してみると、まだ改善が望まれる状況である。

表 5-4-1 事業活動収支計算書関係比率 (%)

財 務 比 率	28 年度	29 年度	30 年度	全国平均
学生生徒等納付金比率 ~	62.0	59.7	59.7	83.6
寄附金比率 △	0.6	0.8	1.7	1.2
補助金比率 △	24.7	25.9	21.3	7.2
人件費比率 ▼	58.5	59.3	57.7	52.0
人件費依存率▼	94.3	99.4	96.7	62.2
教育研究経費比率 △	27.0	26.0	27.7	33.5
管理経費比率 ▼	9.5	9.4	11.8	8.7
基本金組入後収支比率 ▼	100.8	103.8	112.4	105.3
事業活動収支差額比率 △	8.1	10.6	1.4	5.8

(注) 全国平均の比率は、日本私立学校振興・共済事業団が集計した平成 29 (2017) 年度の私立大学 (系統別-複数学部-文他複数学部 151 法人) の全国平均値である。また、財務比率欄の印は、△は高い方が良い、▼は低い方が良い、～はどちらともいえないことをそれぞれ示している。

貸借対照表関係比率の財務状況は、表 5-4-2 のとおりであり、日本私立学校振興・共済事業団の「今日の私学財政」で公表されている「貸借対照表」の系列別の全国平均値と比較してみても安定した財務基盤が確立されている。

表 5-4-2 貸借対照表関係比率 (%)

財 務 比 率	28 年度	29 年度	30 年度	全国平均
固定比率 ▼	90.2	90.6	90.0	98.7
固定長期適合比率 ▼	86.3	86.7	86.1	91.6
固定資産構成比率 ▼	82.7	82.6	82.0	86.6
流動比率 △	411.3	371.0	372.9	248.3
流動資産構成比率 △	17.3	17.4	18.0	13.4
総負債比率 ▼	8.3	8.8	8.9	12.2
負債比率 ▼	9.0	9.6	9.7	13.9
固定負債構成比率 ▼	4.1	4.1	4.0	6.8
流動負債構成比率 ▼	4.2	4.7	4.8	5.4
繰越収支差額構成比率△	0.8	0.6	0.8	-14.5

(注) 全国平均の比率は、日本私立学校振興・共済事業団が集計した平成 29 (2017) 年度の大学法人 (医歯系法人を除く) の全国平均値である。また、財務比率欄の印は、△は高い方が良い、▼は低い方が良いことをそれぞれ示している。

外部資金の確保は、財政基盤の安定化を図るための重要な収入源となることから、法人及び大学をあげて継続的な努力を行っている。寄付金収入については、寄付金比率 (寄付金/事業活動収入) の直近 5 か年平均は 0.86% であり、全国平均値 (平成 29 (2017) 年度医歯系法人を除く) 1.2% と比較しても低い状況となっている。このため、「教育研究振興資金」の募集活動を積極的に展開しており、学校法人として特定公益増進法人の指定を受けるとともに、租税特別措置法を踏まえ、寄附者個人が所得控除ではなく、より有利な税額控除の適用を受けることができるよう、寄付金の件数を増やす方向で寄付金募集活動を展開している【資料 5-4-8】。

補助金収入については、平成 27 (2015) 年度に文部科学省の「私立大学戦略的研究基盤形成支援事業」に採択され 3 年度間で計 4,472 万円の補助を受けている。平成 28

(2016) 年度に文部科学省の「私立大学研究ブランディング事業」に採択され、3 年度間で1 億 39 百万円の補助金を受けている。「私立大学等改革総合支援事業」については、タイプ 1 (教育の質的転換) に平成 28 (2016) 年度、平成 29 (2017) 年度、平成 30 (2018) 年度に採択され、タイプ 2 (地域発展) に平成 28 (2016) 年度及び平成 29 (2017) 年度に採択されており、私立大学等経常費補助金としては、平成 28 (2016) 年度から平成 30 (2018) 年度は、表 5-4-3 のとおり 3 億円を超える補助金を得ている。

また、科学研究費補助金については、学内の説明会や研修会等を実施し、その獲得に向けた取り組みを充実させるとともに、文部科学省の公的研究費の管理・監査ガイドラインに基づき、競争的資金等の取扱いに関する規程【資料 5-4-9】や管理・監査体制を整備するなど、研究活動の不正防止や公的研究費の不正使用防止に努めている。このような努力の結果、表 5-4-4 のとおり、採択件数及び配分額とも概ね現状を維持している。

表 5-4-3 「私立大学等経常費補助金の推移」

学校	年度	一般補助 千円	特別補助 千円	合計 千円	学生数 人	順位 位	学校数 校
大学	H26 年度	231,357	62,745	294,102	1,810	232	568
	H27 年度	206,121	49,573	255,694	1,770	269	566
	H28 年度	214,141	112,861	327,002	1,748	210	570
	H29 年度	259,150	64,421	323,571	1,733	209	573
	H30 年度	264,458	98,421	363,004	1,831	186	571

注) 学生数は別科日本語課程を除く

表 5-4-4 「科学研究費の件数と交付金額の推移」 (単位: 千円)

年 度	採択件数	直接経費	間接経費	配分額合計
平成 26 年度	12	12,100	3,630	15,730
平成 27 年度	11	9,400	2,820	12,220
平成 28 年度	10	6,200	1,860	8,060
平成 29 年度	11	9,400	2,520	11,920
平成 30 年度	13	10,200	3,060	13,260

(3) 5-4 の改善・向上方策 (将来計画)

今後も安定した経営と健全な財務状況を継続するためには、収入では、運営の主財源である学生納付金と経常費補助金を安定的に確保することが重要である。大分県内からの進学者を安定的に確保するため、学生募集戦略会議を中心に大分県内の高等学校や附属学校である明豊高等学校との連携を強化していく。経常費補助金については、交付内容等の分析・報告に基づき、教職員が一体となり、増額に向けて積極的に取り組んでいく。

支出では、中期計画及び事業計画をもとに、収支バランスに配慮し、限られた財源を有効に活用するために、戦略的で効率的な予算配分を行うことが重要である。各事業に優先順位を付けて重要事業に重点的に配分し、組織に刺激と活力を与えていく。

中期計画の最終年度である令和 3 (2021) 年度において、財務比率の目標を、①事業活動収支差額比率 5%以上、②人件費比率 60%以下、③人件費依存率 93%以下とする。

5-5 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

「基準項目 5-5 を満たしている。」

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

本法人では、予算編成方針【資料 5-5-1】及び当初予算編成スケジュール【資料 5-5-2】に基づき、理事長のもとに組織された予算編成企画会議において、予算の原案を立案している。

立案された原案は、定例役員会の承認を経て予算案として具体化し、評議員会の審議を経て理事会で決定している。この予算編成は、毎年度 2 回実施することとし、当初予算の編成を 1 月から 3 月にかけて行い、補正予算の編成を 9 月から 12 月にかけて行っている。また、予算編成は、中期計画及び翌年度の事業計画を踏まえ、法人部門の担当部署からは人件費及び施設整備費の予算計画書が提出され、また、大学等の各部門からは学事計画書（年間の教育研究計画）及び教育研究機器の購入計画等が提出される。この提出された各計画書を法人事務局財務部で取りまとめの上、予算編成方針に基づき、中期計画における収支見通しなどを踏まえつつ、各事業に優先順位を付け個別事業の予算化を図っている。さらに期間中の予算執行においては、一層の効率化と経費削減により大幅な収支の改善に努めている。また、施設・設備の整備計画については、学校法人全体の財政に大きな影響を与えるため、資金計画と事業の優先度を十分勘案し整備を進めている。

予算成立後は、財務部から各部門の責任者に対して直接、詳細な予算内容の説明を速やかに行い、同時に決定額についても通知している。予算の執行にあたっては、「学校法人別府大学経理規程施行細則」【資料 5-5-3】及び「学校法人別府大学契約事務取扱細則」【資料 5-5-4】等の関係規程に基づき適正に執行するとともに、月次試算表【資料 5-5-5】を経理責任者である法人事務局長及び統括責任者である理事を経て理事長に報告している。

会計年度終了後は、2 か月以内に決算案を作成し、監事による監査を受け、その意見を付し、定例役員会で事業報告書案とともに決算案を審議した上で、理事会で審議・決定した後、評議員会に報告している。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本法人は、公認会計士による会計監査並びに監事による業務監査及び会計監査を受けている。公認会計士による会計監査は、年間を通して延べ 36 日行われており、理事会の議事録、取引内容、会計帳簿書類、備品等の実査及び決算書類等による監査が定期的に行われている。また、公認会計士は、独立性を確保しつつ、その立場から経営責任者に対して運営方針や将来構想等を聴取した監査も行っている。

一方、監事には2人の非常勤監事（うち1人は税理士）がおり、決算原案に基づき監事監査会を開催し、会計帳簿書類を閲覧・照合するとともに、理事及び財務責任者から決算概要を聴取し、業務執行や財産の状況を監査している。また、この結果については、年間3回開催される理事会及び評議員会に出席して監査報告を行っている。さらに、公認会計士による監査時に監事が立会い、相互に意見交換を行うなど監査機能の充実・強化を図っている。

このように、予算成立後の執行過程においても、月次試算表等を通じて理事長による検証がなされるなど様々な角度から検証を行い、改善・是正等の措置を踏まえて予算を執行している。

なお、内部監査については、平成26（2014）年4月に理事長直属の企画・監査室を設置し、理事長の命を受けて、本学各部署の業務及び経理について、適法性及び合理性の観点から公正・不偏かつ客観的な立場で評価を行い、業務や経理処理に問題がある場合は指摘し、改善を求めている。内部監査は年度当初に立てた内部監査計画【資料5-5-6】に沿って行うが、その監査結果【資料5-5-7】については、該当する部門だけでなく、監事、公認会計士、定例役員会にも報告し、情報共有を図っている【資料5-5-8】。

また、内部・監査室以外に、内部牽制機能の強化方策として、「別府大学・短期大学部における競争的資金等の取扱いに関する規程」等を整備し、物品等の発注に基づく適正な給付の完了確認を行う検収センターを置くなど競争的資金等の適正な管理を強化した。法人の会計事務に携わる教職員に内部牽制体制の確保や意識の向上等について周知徹底するとともに、会計事務の在り方や会計に携わる教職員の姿勢に対してもその適正性を求めている。

財務の情報公開については、予算成立後、速やかに予算書と事業計画を財務部内において閲覧に供するとともに、ホームページにおいて広く公開している【資料5-5-9】。また、決算については、理事会・評議員会で承認された後、事業報告書、資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、財産目録総括表、寄附行為上の収益事業会計、監事監査報告書、公認会計士又は監査法人の監査報告書、財務諸表の3か年推移及び推移グラフ、学校法人会計と企業会計の違い、学校法人会計の科目説明をホームページに掲載し公表している。また、学園広報誌「Be-News」及び学内掲示板に収支計算書及び事業報告の概要を掲載・掲示している。また、私立学校法に基づき、これらの計算書類、監事監査報告書、財産目録、事業報告書を財務部において閲覧に供している。

(3) 5-5の改善・向上方策（将来計画）

会計処理の適正な実施及び会計監査の体制整備と厳正な実施については、引き続き、公認会計士による会計監査並びに監事による業務監査及び会計監査や監事による検証はもとより、月次試算表等を通じて理事長による検証を適切に行うとともに、法人の会計事務に携わる教職員に内部牽制体制の確保や意識の向上等についてSD研修会等を通じて周知徹底する。

内部監査部門である企画・監査室を設置し5年が経過した。監事、公認会計士、内部監査部門との連携をますます深め、監事監査の実効性を高めたい。

また、情報公開については、学校法人のアカウンタビリティ（説明責任）を強化し、さらに社会のニーズに応えられるよう、多くの図やグラフを活用したより分かりやすい説明内容となるよう創意工夫し、改善している。

【基準5の自己評価】

学校法人別府大学は、学校教育法、私立学校法、大学設置基準、私立学校振興助成法、学校法人会計基準等の関係法令の遵守を明確に定め、中期計画及びその基本方針に沿って、着実に改革・改善等を推進し、経営基盤を安定化させている。

中期計画に関しては、平成 29（2017）年から「法人第2期中期計画」をスタートさせ、各年度の事業計画・事業報告によって達成度を評価し、PDCA サイクルを稼働させ、強固な経営基盤の確立に向けた取り組みを着実に進めている。

また、本法人は、昭和 46（1971）年度に学校法人会計基準による計算書類を作成して以来、48 年連続して基本金組入前当年度収支差額（帰属収支差額）の黒字を続け、安定した収益力を維持している。平成 30（2018）年度事の基本金組入前収支差額は 69 百万円となっている。さらに、平成 16（2004）年度以来 15 年連続して借入金のない経営を続けており、日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標に基づく経営状態は、全 14 区分のうち「A3 正常状態」に相当する。

外部資金の確保についても、文部科学省の「私立大学研究ブランディング事業」や、「私立大学等改革総合支援事業」、科学研究費補助金の獲得に一定の成果を上げている。

基準 6 内部質保証

6-1 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

内部質保証のための恒常的な組織体制

本学は、学則第 2 条に「教育研究水準の向上を図り、目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う」【資料 6-1-1】と定めるとともに、「別府大学大学企画運営会議規程」第 2 条七において「教育研究について行う自己点検・評価及び第三者評価に関すること」について、大学企画運営会議が全学的な視点から企画、審議し、学内の各部局を連絡調整する責任を負うことを定めている【資料 6-1-2】。

大学企画運営会議では以下のような内部質保証のための自己点検・評価および改善・改革プランの策定を担っている。

1) 第 2 期中期計画に基づく自己点検・評価

「大学第 2 期中期計画」では、3 つの重点施策として、

- ① 3 ポリシーに基づいた教育の内部質保証（継続的な教育改善）の確立
- ② 学生面談と学生カルテによる面倒見のよい個別指導
- ③ 就職を保証する大学ブランドの構築

を掲げている。大学企画運営会議はこの計画の実施責任組織として、中期計画及び年度計画の進捗を管理し、各計画担当者である学科・委員会・センター等に取り組みの進行を督促し、実施結果の評価を行う【資料 6-1-3】。

2) アセスメント・ポリシーに基づく自己点検・評価

基準 3-3 で述べたように、平成 30（2018）年度後期に整備されたアセスメント・ポリシーは「DP 及び CP に基づき、厳格で客観的・公正な成績評価を行ない、かつ、成績評価を含めた複数の方法で学生の学修到達状況を多角的・総合的に評価することによって、教育の質の向上及び教育の質の保証を行う」ことを目的としている。ポリシーに基づく自己点検・評価の調査、アンケート、取りまとめ、評価、改善プランの作成、報告書の作成については、大学企画運営会議が中心となって調整を行う【資料 6-1-4】。

3) 学長諮問会議による外部評価

年 1 回以上開催される学長諮問会議では、本学の教育、研究、社会貢献及び国際交流等に関する事項やその他本学の運営に関する事項について外部評価員が助言を行うことを定めている【資料 6-1-5】。大学企画運営会議は助言に基づき、大学運営の改善を行う。

4) 3 ポリシーを踏まえた大学等の取組に関する学生との点検・評価会議

学生との点検・評価会議では、3 つのポリシーを踏まえた大学の取組に関する適切性について第一のステークホルダーである学生の視点から点検・評価を行う。学生からの意見は、大学企画運営会議で報告され、改善に取り組む【資料 6-1-6】。

5) 大学機関別認証評価

7年毎の認証評価においては、大学企画運営会議のもとに平成30(2018)年から自己点検・評価ワーキンググループを設置【資料6-1-7】し、基準に基づき自己点検を行い、大学企画運営会議を中心に改善等を実施し、受審を受けることとしている。また、受審後も大学企画運営会議を中心に所要の対応を行うこととしている。

(3) 6-1の改善・向上方策(将来計画)

大学企画運営会議は、これまで認証評価や中期計画の年度ごとの自己点検・評価で実績を積み重ね、その体制は定着している。平成30(2018)年度には、新たな学修成果に関する自己点検・評価としてアセスメント・ポリシーを定め、ポリシーに基づく評価を行い、改善を図っている。令和元(2019)年度以降は、各学科で行うアセスメントの方法を改善し、大学全体としての自己点検・評価に繋げていくため、アセスメント実施計画を策定し、大学企画運営会議の中にアセスメントについて調整を行う体制を定着させていく。

6-2 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR (Institutional Research) などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2の自己判定

「基準項目6-2を満たしている。」

(2) 6-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

(1) 6-2の自己判定

内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価

別府大学学則第1章第1節第2条に「本学は、教育研究水準の向上を図り、目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。」と定め、第2条の2に「本学における教育研究活動等の状況について、広く周知を図ることができる方法によって積極的に公表するものとする。」と定めている【資料6-2-1】。学則に則り、本学では自主的な自己点検・評価を実施し、その結果を全学で共有し、社会に公表している【資料6-2-2】。

1) 中期計画に基づく自己点検・評価

本学は、平成24(2012)年4月からの5か年計画「大学第1期中期計画」【資料6-2-3】において、中期計画に基づいたPDCAサイクルによって改善・改革を着実に進めていく体制を整備した。中期計画では、本学の使命(ミッション)と目標・大学像(ビジョン)、それを実現するための重点目標を掲げ、重点目標達成のための年度ごとの「事業計画」に対して、年度の終わりに「事業計画に対する取組内容」をまとめ、「達成状況および判断理由」として4段階の評価とその判断理由を記し、その結果を翌年度の「事業計画」に反映する。平成29(2017)年度からの「大学第2期中期計画」【資料6-2-4】におい

でも同様の PDCA サイクルに基づく改善・改革を進めている。またそれに合わせて、各種委員会・センターも目標を定めて毎年の「活動計画」を立て、年度末には「活動報告」をまとめ、「達成状況」を自己評価している。年度ごとの評価や次年度の「事業計画」等は教授会で配布し、全学で共有している【資料 6-2-5】【資料 6-2-6】。

2) アセスメント・ポリシーに基づく自己点検・評価

基準 3-3 で述べたように、平成 30（2018）年度後期に整備されたアセスメント・ポリシーでは学修成果（到達目標）の達成度評価を、DP 及び CP に基づく厳格で客観的・公正な成績評価に加え、以下の 6 つの基準から選択した複数の方法により多角的・総合的に評価することとしている。

- (1) ポートフォリオ学修支援システムでの「学生による評価」
- (2) 口頭試問での「教員による評価」
- (3) まとめ試験による「客観評価Ⅰ」
- (4) アセスメントテストによる「客観評価Ⅱ」
- (5) 卒業生調査による「卒後評価」
- (6) 地元社会・産業界からの「外部評価」

評価は毎年行われ、結果をもとに各学科で行った自己評価と改善プランを大学企画運営会議で取りまとめ、全学に周知し、改善に取り組むことにしている。アセスメントの結果は報告書としてまとめ、全学で共有し、別府大学 HP でも公表することとしている。

3) 学長諮問会議による外部評価

本学では「学長諮問会議規程」第 3 条【資料 6-2-7】で、

- (1) 本学の教育、研究、社会貢献及び国際交流等に関する事項
- (2) その他本学の運営に関する事項

について学長諮問会議で審議し、学長に助言を行うことを定めている。年 1 回以上開催される学長諮問会議では、自治体や教育界、企業などから外部評価員を招き、本学の大学運営に関して忌憚のない意見を述べてもらうことにより、外部からの評価を受ける。会議の内容は大学企画運営会議で議事録として共有され、大学全体の改善に活用している【資料 6-2-8】。

4) 3 ポリシーを踏まえた大学等の取組に関する学生との点検・評価会議

学生との点検・評価会議では、大学の取組や学修環境などについて、学生の視点から評価を受けることで、改善のために活用している。議事録は、教授会で配布、学生には学生ポータルサイトで開示し、全学で共有している【資料 6-2-9】。

5) 大学機関別認証評価

高等教育評価機構による認証評価に向け、毎年の点検・評価は認証評価の基準にもとづいてデータ等の資料を整理し、自己評価を行っている。認証評価の自己点検・評価の際は、大学企画運営会議の設置した自己点検評価 WG で、基準に基づき自己点検・評価を行う。自己点検の過程で、本学の満たされていない点について大学企画運営会議を中心に、大学全体で改善を行っている。認証評価の自己点検・評価書、評価報告書および認証評価結果に対する改善報告書は、別府大学 HP 上で公開している【資料 6-2-10】。

6-2-② IR (Institutional Research) などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学では、IR 室は設置していないが、「別府大学・別府大学短期大学部 IR 推進委員会規程」第 1 条で「別府大学及び別府大学短期大学部に、学内の教育・研究に関する機関情報を一元的に収集・分析・研究し計画立案や意思決定に資する機能を強化する」ことを目的とすると定め、別府大学・別府大学短期大学部 IR 推進委員会を設けている【資料 6-2-11】。

さらに、調査の内容等に応じて、各部署からの報告や調査結果の収集、分析、自己点検評価のためのデータ分析等を実施している。基準 3-3 で記した各種のアセスメント、調査、アンケート等は IR 推進委員会で分析を行っている。

なお、平成 31 (2019) 年度からは、IR 推進委員会を機動的に運営するため構成員を主な関係者に変更し、運営体制を整えた【資料 6-2-12】。

また、IR 要員の養成のため、九州大学基幹教育院次世代型大学教育開発センターが開催した「IR 初級人材養成研修会」に 2 名の職員を派遣した【資料 6-2-13】。

(3) 6-2 の改善・向上方策 (将来計画)

平成 30 (2018) 年度に整備したアセスメント・ポリシーの運用を大学企画運営会議を中心に毎年着実にいき、数値的に評価ができるシステムを構築する。また、今後とも毎年学生数や教員業績、各種調査等の基礎データを確実に把握・収集・分析し、自己点検・評価に活かしていく。IR については、組織的には整っているが、まだ分析を行う人員が足りているとは言えない状況のため、今後とも九州大学基幹教育院次世代型大学教育開発センターが開催する研修等に職員を派遣し、IR に携わることのできるスタッフを養成する。

6-3 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

1) 3 つのポリシーを起点とした内部質保証

平成 29 (2017) 年度の新たな DP・CP・AP の策定時に「3 ポリシーの策定・運用に関する基本方針」【資料 6-3-1】では 3 つのポリシーに基づく確立すべき内部質保証の案を示した。それに従って着実に 3 つのポリシーに基づく PDCA サイクルを整備してきた。平成 30 (2018) 年度にはアセスメント・ポリシー【資料 6-3-2】を整備し、アセスメントによる評価とそれに対する改善策により、P (到達目標の設定 DP) →D (教育課程の編成、実施 CP) →C (到達目標の達成度を検証) →A (入学者受け入れ方針、教育課程

の見直し) という PDCA サイクルによる質保証のシステムを整えた。評価は平成 30 (2018) 年度から行われ、評価結果に対する各学科の改善策を検討し、改善している【資料 6-3-3】。

2) 中期計画による自己点検・評価

既述のとおり、平成 24 (2012) 年 4 月からスタートした 5 か年ごとの中期計画では、使命、目標・大学像、行動計画を明確に掲げ、行動計画ごとに担当組織を定め、毎年度「事業計画」を立て、「事業報告」をとりまとめることにより、自己点検・評価を行い、その結果を翌年度の計画に反映することとしている。また、5 年経過時には中期計画の実施状況の自己点検・評価を行い、次の 5 か年計画に結果を反映させている。このように本学では、中期計画に基づいた本学独自の PDCA サイクルを確立し、教育の質の向上や業務改善を恒常的に図り、自律的な大学改革を推進している【資料 6-3-4】。

3) 認証評価の基準に向けての自己点検・評価

大学機関別認証評価については、評価年度に基準を満たすための日常の努力を行うとともに、年度ごとの資料に基づき、毎年自己点検・評価を行い、改善に活用している【資料 6-3-5】。

前回の平成 24 (2012) 年度認証評価で指摘を受けた発酵食品学科の収容定員充足率は、平成 24 (2012) 年度の 40.0% から改善報告書を提出した平成 27 (2015) 年には 53.6% まで改善した。その後の定員充足率の推移は以下の表 6-3-1 のとおりである。

平成 28 (2016) 年度より入学定員を 60 名から 50 名に減らしたこともあり、入学定員充足率については、急激な落ち込みのあった平成 29 (2017) 年度を除けば、ほぼ毎年 60% を上回るようになった。また、収容定員充足率も毎年 50% を切ることはなくなり、平成 31 (2019) 年度は 60% に達している。まだ収容定員充足率 70% を超えるには至っていないが、平成 31 (2019) 年度には、入学定員充足率は 78% となった。

【表 6-3-1 発酵食品学科の定員充足率等の推移】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
入学定員	60	50	50	50	50
収容定員	250	240	230	215	200
志願者数	76	57	36	57	61
合格者数	76	57	36	56	60
入学者数	38	32	15	33	39
在籍学生数	134	141	121	116	120
入学定員充足率	63%	64%	30%	66%	78%
収容定員充足率	54%	59%	53%	54%	60%

(注) 収容定員には 3 年次編入学定員 5 名を含む。

前回の平成 24 (2012) 年度認証評価で指摘を受け、平成 27 (2015) 年に提出した改善報告書では、主な改善の取り組みとして次の 6 項目を報告した。

① 学科イメージの高校生への周知・浸透

- ②高等学校との連携の強化
- ③県外生を増やすための広報活動
- ④在学生の高い満足度と就職率
- ⑤新たなコースの開設による魅力の向上
- ⑥企業との共同研究等による魅力的な研究の推進

上記6項目のうち、⑤以外については、その後も継続して取り組みを実施している。

①県内については、大分スーパーサイエンスコンソーシアム（OSS コンソ）の活動の一環で、県内普通科高校生を対象に遺伝子組み換え実験等の出向授業を行ったり、大学オープンキャンパス以外に年2回学部独自の公開セミナーを実施するなど、学科イメージの周知・浸透を図っている【資料 6-3-6】。

②高大連携の一環として、大分県内の公立高校に出前実験・出前講義を行い、学科のPRを行なっている【資料 6-3-7】。

③ 県外生を増やすための広報活動を強化し、毎年県外の高校および醸造関連企業に学科の案内を送付している。その結果、北海道、新潟県、富山県、東京都、神奈川県、福島県といった東日本からの入学生も出てきている。また、学科教員が九州地区の募集担当者の高等学校訪問に同行し、進路指導教諭に直接学科の魅力を伝えている。

④就職率は毎年ほぼ100%となっており、特に、専門性を活かし醸造酒造メーカー等に多くの卒業生を就職させている。最近では、理科教員を含め公務員になる卒業生も出始めている【資料 6-3-8】。

⑥大分県特産の農水産物に関する分析委託を受けて県産品の差別化を図ったり、大分県農業農村振興公社と協定を締結した「ハーブ六次産業化プロジェクト」では学生がハーブを植え付けから収穫までを体験し、そのハーブから香料を抽出して商品化を目指す取り組みなども行っている【資料 6-3-9】。

また、上記以外にも次の⑦～⑨のような学生募集につなぐことのできる学科アピールのための取り組みを行い、入学定員の充足率を高める努力をしており、今後とも継続することにより、入学定員充足率を高める。

平成 27（2015）年度以降の取組

⑦研究力の強化

平成 27（2015）年度から 29（2017）年度にかけて、文部科学省の研究支援事業、私立大学戦略的研究基盤形成支援事業「発酵王国大分が育む地域農水産物を活用した新規加工・発酵醸造食品の高次開発・分析技術基盤の構築」が採択され、研究機器の充実とともに、県内農水産物に関する共同事業等が進展した【資料 6-3-10】。

⑧学科の商品開発

発酵食品学科の醸造発酵分野の研究室を中心に、学生が棚田で育てた香り米を原料に用いた本格焼酎「夢香米」を開発し、平成 28（2016）年に発売を開始した【資料 6-3-11】。その後、別府の温泉水を活用した「温泉水あまぎけ」【資料 6-3-12】、「酵母入りヤギ乳チーズ」【資料 6-3-13】等が企業との協力のもと商品化されている。これらの商品開発を、マスコミなどを通じてアピールすることにより、発酵食品学科の商品開発の認知度は高まっている。

⑨地域との連携

大分県は過疎化が進んでおり、食文化とも結びついている地域に残る伝統的な行事の担い手も不足している。大学、学生がそのような地域とともに活性化を図る試みにも取り組んでいる。たとえば、平成 29 (2017) 年度からは、古くから続くどぶろく祭りで知られる杵築市大田の神社での祭りに参加、また翌年からは同じ杵築市大田の近隣地区での祭りにも参加している。これらの取り組みは平成 30 (2018) 年度の COC+関係の県の補助事業にも採択された【資料 6-3-14】。

なお、この他にも多数の取組を行っており、その主なエビデンスについては、【資料 6-3-15】(詳細は【資料 6-3-16】～【資料 6-3-25】)のとおりである。

(3) 6-3 の改善・向上方策 (将来計画)

今後、地方都市で安定した大学経営を行うためには、教育に関して地域社会から高い評価を得ることが必須条件であり、そのためには、学長諮問会議の外部評価を受け、大学自ら主体的に教育研究活動を改善・充実していかねばならない。本学は、このような認識に立って、3 つのポリシーとその評価による教育の内部質保証システムと、中期計画の「事業計画」「事業報告」に基づいた全学的な自己点検・評価を 2 本の大きな柱として、PDCA サイクルを有効に動かし、自律的で計画的な大学改善・改革に努力している。アセスメント・ポリシーに基づく自己点検・評価はまだ緒に就いたばかりなので、評価の方法、結果の活用方法など令和 3 (2021) 年度までに軌道に乗せていく。令和元 (2019) 年度は、アセスメント・ポリシーに基づきアセスメントを着実に実施するため、事業計画・活動計画の中に組み込めるようアセスメントの実施計画案を策定する。

発酵食品学科は、平成 31 (2019) 年度には、入学定員充足率が 78%となり、各種の改善の効果が出始めているが、80%を常に超えられるよう募集活動に取り組んでいく。

【基準 6 の自己評価】

本学では、認証評価などをきっかけに、内部質保証のための組織体制を整備し、自己点検評価書を作成してきた。また、自己点検評価だけでなく、中期計画をベースとした年度ごとの「事業計画」「事業報告」および委員会など各部署の「活動計画」「活動報告」を通じて自己点検と改善を自主的、自律的に行う仕組みが整ってきた。

一方、学修成果の質保証については、平成 29 (2017) 年度に DP、CP、AP の 3 つのポリシーの改訂を行い、平成 30 (2018) 年に本学の教育の中で、DP に基づく到達目標の達成度を評価するためのアセスメント・ポリシーの整備を行った。今後は、このポリシーに沿ったアセスメントを着実にを行いながら、その精度を高め、教育の改善に活用するため、令和元 (2019) 年度中にはアセスメント実施計画カレンダーを策定し、大学自らが主体的に行う上記のような内部質保証の取組を今後も継続していく。

IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A 地域連携・貢献

A-1：地域連携推進センターを通じた地域連携・貢献

A-1-① 地域連携推進センターの体制整備

A-1-② 地域連携推進センターの地域連携・貢献の取組

(1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-①地域連携推進センターの体制整備

本学は、その創設以来地域に生きる大学として「地域貢献」を大きな柱としてきた。法人の目的においても「地域社会の発展に寄与できる人材を育成」、大学の目的においても「進んで社会に貢献しようとする人材を養成」を明示し、「大学第 1 期中期計画」及び「大学第 2 期中期計画」でも、教育・研究とともに、地域貢献を本学のはたすべき使命として明確に掲げている。

しかしながら、地域連携推進センター設置以前は、地域連携は教員個人が進めるか、積極的な一部学科が主体となり、連携事業を行うだけで全学一丸となった取り組みとなっていなかった。また組織の面でも、先の大学認証評価の段階で地域連携委員会を組織したが、委員会は連携の状況を把握するに止まり、大学の指針に基づく戦略的推進組織とはなっていなかった。

そこで、平成 26（2014）年に新たに地域連携推進センターを創設し、「地域連携推進センター規程」【資料 A-1-1】を定めた。平成 28（2016）年度に、新大学事務局棟（1 号館）の完成に合わせて、地域連携推進センターの窓口が事務局内に置かれ、地域連携を支える一定の予算が確保され、専任職員も配属された。ここから同センターの組織が本格的に稼働し、地域との連携の実を上げる体制も確保されることになった。

また、地域連携を進めてきた宇佐教育研究センター、日田歴史文化センター、竹田市・地域連携センター等の運営についても、この年から、日田歴史文化センターを除き、地域連携推進センターの関係業務として中に組み入れられた。

現在、同センターは、センター長、副センター長、事務長（教務事務部長兼務）、専任事務職員を配置し、大学・短大の地域連携に積極的な教員 4 名をセンター員として任命している【資料 A-1-2】。センター長、副センター長が中心となって戦略を練り、会議で検討し、事務局が関係部署と連携を取りながら事業を推進する体制となっている【資料 A-1-3】。

A-1-②地域連携推進センターの地域連携・貢献の取組

【包括連携協定】

平成 26（2014）年 7 月 30 日に初回のセンター会議後、別府市その他の自治体と連携に関する協議を行い、別府市との「避難所施設利用に関する協定」、中津市等との包括連携協定の締結が行われた【資料 A-1-4】。

また、(株)大分銀行、みらい信用金庫の2つの金融機関との提携も進められた【資料 A-1-5】。平成 28 (2016) 年 4 月に地方創生の推進の観点から大分県信用組合との包括連携協定を結んだ【資料 A-1-6】。

【九州学への取り組み】

平成 27 (2015) 年 1 月、別府大学は、シンポジウム「九州学とはなにか」を企画し、「九州学」という学問を提唱した。このシンポジウムを契機に「九州」という地域を意識し、ここから日本全国、世界へ発信する企画として、同センター予算で「九州学」というリレー講義が開始された。「九州学」シンポジウムとしては、表 A-1-1 のようなものを開催している。

表 A-1-1 「九州学」シンポジウム

年度	シンポジウムテーマ	主な外部講師
平成 27 (2015)年	「九州学提唱 九州学とはなにか」	小池史哲 (甘木歴史資料館副館長) 平田豊弘 (天草市世界遺産推進室長)
平成 28 (2016)年	「観光アイランド九州 —地域の未来を考える発想—」	三戸岡鋭治 (クルーズトレイン「ななつ星」 設計者・工業デザイナー) 桑野和泉 (由布院玉の湯社長)
平成 29 (2017)年	「由布院 地域の魅力を世界に発信」	中谷健太郎 (亀の井別荘経営者) 溝口薫平 (由布院玉の湯経営者)
平成 30 (2018)年	国東六郷満山 1300 年記念 「辺境からの発信—くにさきの世界」	海老沢衷 (早稲田大学教授) 岩見輝彦 (三浦梅園資料館学芸員)

【資料 A-1-7】

【地(知)の拠点大学による地方創生推進事業(COC+)への参加】

大分大学を中心に、平成 27 (2015) 年度から開始された COC+は、「地域における複数の大学が、地域で活躍する人材の育成や大学を核とした地域産業の活性化、地方への人口集積等を推進するため、地方公共団体や企業、NPO、民間団体等と協働し、当該地域における雇用創出や学卒者の地元定着率の向上等に取り組む」というもので、地域連携推進センターが中心となり、さらなる県内就職率のアップを目標に、本事業と連携している【資料 A-1-8】。本学では、大分県の「地方創生大学等連携プロジェクト支援事業」として、以下の取り組みを行っている【資料 A-1-9】。

1) 「**玖珠の大麦加工製品の周知拡大と地域資源を活用した新規商品の研究開発**」

平成 29 (2017) 年度

「大麦レシピコンテスト」の開催

玖珠美山高校との高大連携事業

平成 30 (2018) 年度

玖珠美山高校との「くすむぎチーズケーキ」共同開発と販売

「玖珠町産もち麦入り別府大学ドライカレー」の開発

2) 「**地域のお宝発掘応援隊(杵築市大田小野地区)**」

平成 30 (2018) 年度

麦を用いたムギ酒の試作、試飲
白鬚田原神社 どぶろく祭りへの参加

3) 「大分県産のワインとチーズを楽しむタベ」

平成 30 (2018) 年度

飲食業関係者を中心に大分県産のワイン、チーズの紹介

【熊本地震以降のセンターの災害支援とボランティア活動への取り組み】

平成 28 (2016) 年の 4 月 14 日と 16 日には、熊本地震が発生した。16 日の地震は、熊本・大分地震というべきもので、大分では、由布市、別府市に大きな被害をもたらした。別府大学でも、大学の正門周辺の石垣の倒壊、図書館、研究室の書棚などの倒壊があり、大きな被害を受けたが、大学の建物については、耐震構造に問題のある建物の補強や耐震改築が国の補助で進んでいたこともあり、大きな被害はなかった。16 日の未明から、大学は、別府市との避難所施設利用に関する協定（平成 26 (2014) 年締結）に基づいて、本学学生を含む大学周辺の被災者、避難者を受け入れ、地域連携推進センター、大学の学生部が中心になり、別府市と連携をとりつつ災害支援を行った。

この年の夏には、災害を受けた熊本市の文化財資料の整理支援を本学教員・学生が請け、センターが資金援助を行った。また、熊本地震を契機に、文化遺産保存をテーマにした「私立大学研究ブランディング事業」を申請し採択されると、センターの業務として災害支援がさらにクローズアップされた【資料 A-1-10】。平成 29 (2017) 年度には、九州北部豪雨があり、日田市の文化財被害に対して、県の文化課の要請を受け、教員・学生が泥掻き作業の支援を行った【資料 A-1-11】。

一方、7 月末に別府市の「湯～園地」企画の協力を契機に、本センターを通じたボランティア募集・登録を行い、自治体の諸企画を全学に呼びかけ募集するボランティア登録センターとしての役割が重要業務に位置付けられた。平成 30 (2018) 年度は、大分県の国民文化祭の企画や別府市の「大同窓会」企画を積極的に支援した【資料 A-1-12】。特に、国民文化祭の杵築市の企画「きつき大茶会」では、2 日間、大学・短大の学生延べ 180 人以上を動員し、大学は城下町ガイド、通訳、障がい者補助ボランティアを行い、短大は育ドル娘のパフォーマンスで参加、大学・短大の食物栄養の学科は、独自に作った大麦カレー、ジャムの試食頒布を行った【資料 A-1-13】。これらの取り組みは、学生の成長につながる自主的ボランティア活動を促進する原動力となりつつある。

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

地域連携推進センターでは、これまで県内の自治体と協定を結び、可能な協力を行ってきた。今後は、焦点を絞り込んだ特定施設との協定を結び、共同事業を進め、連携プロジェクトを創設する。また、地域でのボランティア活動がいかに自分を成長させるのかを体験した先輩が後輩たちに伝える広報記事の掲載や発表の機会を作ること等を通じて、ボランティアへの参加気運を醸成する環境づくりを進める。

基準項目 A-2：全学・各学部の地域連携の取り組み

A-2-①全学的な地域連携の取り組み

A-2-②学部・学科による地域連携の取り組み

(1) A-2 の自己判定

「基準項目 A-2 を満たしている。」

(2) A-2 の自己判定の理由

A-2-①全学的な地域連携の取り組み

夢米棚田プロジェクトから世界農業遺産体験学習へ

別府大学では、平成 27（2015）年度に「世界農業遺産体験学習」という体験型授業を創設した。その前身は、平成 22（2010）年に始まった「夢米棚田プロジェクト」と呼ばれるボランティア活動である。この年、大分県との協議で、大分農業文化公園（杵築市）において、棚田を自力で再建し、田んぼ作りを行う学生プロジェクト「夢米棚田プロジェクト」が開始された。全学の学生がボランティアチームを組織し、春の田作りの準備、田植え、草刈り、稲刈りと年間を通じて、棚田作りに励み、その成果の発表を行ってきた【資料 A-2-1】。

別府大学は、すでに豊後高田市の田染地区において、景観保全の観点から、豊後高田市と連携し 20 年近くにわたり、学生を派遣し、田植え、稲刈りに協力してきた【資料 A-2-2】。田染地区は、平成 22（2010）年には、景観の国宝である重要文化的景観に選定される。この田染地区の景観が核となり、国東半島・宇佐地域は、平成 25（2013）年に世界農業遺産に認定される。夢米棚田プロジェクトは、世界農業遺産とも連携し、国東の伝統作物「七島イ」をこの棚田に植え、「七島イ」の利用法の研究にも挑戦している。平成 27（2015）年のプロジェクトの授業化以後は、学科で目標を掲げ世界農業遺産の知名度をあげることを目指し活動している。

平成 30（2018）年度は、次のとおり目標を掲げている【資料 A-2-3】。

史学・文化財学科：「次の世代へ受け継ぐために、活動を継続して行う」

国際経営学科：「若者とアグリカルチャー経営を結びつけるためにはどうするか」

食物栄養学科：「自分たちが米について理解して、コメの良さを知ってもらおう」

発酵食品学科：「夢米焼酎の PR を通して世界農業遺産の認知度を上げよう」

A-2-②学部・学科による地域連携の取り組み

【文学部】

文学部では、特に文化財関係の地域連携が 20 年以上の実績がある。一つは豊後高田市田染地区の伝統的荘園時代の村落景観の保全に貢献していることである。御田植え祭、収穫祭に学生が 20 年にわたり参加している。もう一つは、別府大学文化財研究所を中心とする自治体と連携した文化財調査にかかる受託研究事業である【資料 A-2-4】。これが「私立大学研究ブランディング事業」の申請にもつながる。

文学・芸術面でも地域貢献が積極的に進められている。文学では、芥川賞作家を集めた文学シンポジウム等連続企画【資料 A-2-5】、芸術では、「大分ユーモアまんが大賞」

（2010 年～2016 年）、「大分キャラクター大賞」（2017 年～）を企画実施し、マンガ、キャラクターデザインについて地域からの発信を行ってきた【資料 A-2-6】。さらに平成

29 (2017) 年からは、JR 九州と提携し、駅活性化のため、学生たちが別府大学駅、別府駅をアートする試みを行った【資料 A-2-7】。

【食物栄養科学部】

大学開発の本格焼酎「夢香米（ゆめ）」は、夢米棚田プロジェクトに参加した発酵食品学科の女子学生が棚田で自分たちが育てた香り米を使った焼酎を考案し卒業論文としたことに始まる。次の学年の学生達が地元の酒造会社と協力して商品化し、平成 30 (2016) 年 4 月に「夢香米」(ゆめ) の発売を開始した【資料 A-2-8】。翌年には、さらに改良を加え、デザインを一新し好評を得た。さらに、平成 30 (2018) 年度には、別府市と BEAMS のコラボ企画である「BEAMS EYE on BEPPU」に別府の温泉水を活用した「温泉水あまざけ」を開発・出品し、別府市の新しい土産として注目を集めている【資料 A-2-9】。

食物栄養学科では、地域住民を対象とした「ロコモティブシンドローム予防教室」【資料 A-2-10】、「地域における防災等活動における運動・栄養の指導・支援活動を通じた実践的教育事業」での学生参加による地域住民への災害時を想定した調理実習【資料 A-2-11】、別府大学・(株)カゴメ主催の「学校給食」と「うま塩」をテーマとした産学官連携の料理コンテストや地域を対象とした料理教室など、地域の健康をサポートする活動を数多く実践している【資料 A-2-12】。

【国際経営学部】

シンポジウムや授業等で地域の経済界や自治体との連携を実践している。シンポジウムとしては、「国際経営学部創設 10 周年記念事業」として「地方創生における地方大学の役割」を実施した【資料 A-2-13】。授業では、大分銀行と連携した「銀行論」や地域の経済界と連携した「トップマネジメント講話」がある【資料 A-2-14】。また、「研究会」と称する学生の自主勉強サークルがある。観光・地域経営コースでは「旅と地域の研究会(たび研)」が組織され学生が活動している。近年は県内自治体と連携する受託研究に参画している。平成 30 (2018) 年度は豊後高田市との受託研究「鬼のブランド化事業」に取り組み、鬼をモチーフとした商品の考案とデザイン作成を行っている【資料 A-2-15】。

企業では、平成 28 (2016) 年度に(株)トキハ別府店と覚書を交わして「地方百貨店の特性と将来像」をテーマに学生とトキハ社員との意見交換会を実施した【資料 A-2-16】。また、(株)フェリーさんふらわあ社と連携事業を実施し、大阪発別府・大分行きフェリーに担当教員と学生が乗船し、乗船客に別府・大分の魅力と観光案内を発信した【資料 A-2-17】。この事業が軌道に乗れば、さらに全学的な連携も視野に入ることになる。

(3) A-2 の改善・向上方策 (将来計画)

地域連携推進センターを中心とする全学的連携の取り組みは、少しずつ軌道に乗りつつあるが、学生の成長につながる全学共通の地域連携のプログラムやプロジェクトは、世界農業遺産体験学習のみで十分とはいえない。しかも、この授業は、本来 1 年生～4 年生までの幅広いボランティア・プロジェクトを授業化したものであったが、単位に結びついたことにより、学生の自主性の減退、参加学生の減少等、活動が停滞する問題を抱えている。今年度から学長主導の下、地域連携推進センターや教務担当学長補佐を中心にこのプロジェクトの見直し、全学の地域連携プログラム、プロジェクトの新しい形

態を検討していく。また、各学部でも、平成 30（2018）年度からの国際経営学部の「地域創生プロジェクト」のような地域連携プログラムの創設を検討している。

基準 A の自己評価

平成 26（2014）年度の地域連携推進センターの設立以後、別府大学の地域連携事業は、個別の地域連携から主軸が大学の組織としての連携に大きく変化した。センターの体制が整うとともに、自治体や企業との連携が大学として活発に行われるようになってきた。学生もボランティア活動や学外授業で多くの連携事業に加わり、「地域貢献」「学生を地域で育てていただく」という大学の主要な目標も達成しつつある。これらの活動は広報とも連動し、大学の評価を高めている。

各学部・学科でもそれぞれ多彩な取り組みを行っており、前回受審以後、地域連携事業は、着実に成果を上げてきたと評価できる。

今後は、全学の地域連携プログラム・プロジェクトの新しい形を検討していく。

基準 B 研究ブランディング事業

基準項目 B-1：研究ブランディング事業の実施体制

B-1-①研究ブランディング事業の実施体制整備

(1) B-1 の自己判定

「基準項目 B-1 を満たしている。」

(2) B-1 の自己判定の理由

B-1-①研究ブランディング事業の実施体制整備

別府大学史学・文化財学科の研究は、平成 26（2014）年度までは、質量分析計を使用した鉛同位体分析法を大学の調査研究の中核に置いて推進され、大きな成果を上げ、別府大学の研究のブランド化に大いに貢献した【資料 B-1-1】。質量分析計稼働中止後は、それに代わる研究ブランド力を持つ新しい研究として、測量機器を用いたデジタル測量により、大分県内の多くの古墳の測量調査を実施してきた実績に着目した。そこで、文化財の 3D 計測（文化財の記録・保存）の研究事業化を平成 26（2014）年度以降検討していた最中、平成 28（2016）年 4 月に熊本・大分地震が発生した。これを契機に本学の新しい研究として「災害と文化財の保存」に取り組むこととした。

平成 28（2016）年度、文部科学省の新規事業として開始された「私立大学研究ブランディング事業」を申請し、「九州における文化遺産保護研究の拠点形成のための基盤整備事業」が採択された【資料 B-1-2】。その事業趣旨は、本学が九州各地の自治体の文化財専門職員を多数輩出していることを踏まえ、「九州地方を中心に、自治体等と連携しつつ、文化遺産の保存、保護への技術的研究、技術の再教育事業等を進め、地域の災害等の緊急時、恒常的文化財保存力の向上を図る体制基盤を確立する。」というものである。この事業の内容は、調査時点での文化財の記録とその方法の確立、研究活用である。文化財が何かしらの災害等の影響で崩壊した際に、そのデータを基に復元できるような記録化を実施し、地域の文化財の保護に貢献することを目指している。

実施体制としては、学内実行委員会を組織し、学長が任命したコア学科の考古学や歴史学で地域との結びつきの強い教職員を配し、教職員同士の連携が取りやすい体制を作った。また、文化財に関する必要学問領域の教員を他学科からも配置しているので、総合的な検討が可能となっている。地方公共団体との連携では、大学との共同会議体である「九州文化財保存推進連絡会議」（以下、「連絡会議」という。）への参加の要請を各県と市町村に直接赴き行った。担当者レベルでは参加したいが、団体としての参加が困難

であるという地方公共団体が多いという課題があったが、協議を重ね、参加しやすい形をつくり、事業に賛同する団体が増えてきた【資料 B-1-3】。

(3) B-1 の改善・向上方策（将来計画）

文部科学省の補助事業は3年間で終了したが、研究のブランディングは本学にとって最重要課題の一つと捉えており、令和元（2019）年度以降も大学独自に予算を計上し、引き続き、九州の文化財保護の基盤整備に貢献できる体制を整えている。この取り組みには、3年で作り上げた「連絡会議」「九州文化財保存学研究会」（以下、「研究会」という。）が核となるので、学長がブランディング実行委員会の委員長、「連絡会議」、「研究会」の会長を兼務し、その主導の下で、この組織の参加者を増やし、魅力ある企画、事業を提案し、事業のさらなる展開を図る。

基準項目 B-2：事業取組内容とその成果

B-2-①ブランディング事業の成果

B-2-②本学ブランディング事業の継続性

(1) B-2 の自己判定

「基準項目 B-2 を満たしている。」

(2) B-2 の自己判定の理由

B-2-①ブランディング事業の成果

事業は採択年度の平成 28（2016）年度の1月から始まり、3月31日までに申請した最先端の研究機器の納入を完了した。事業期間は平成 28（2016）年度～30（2018）年度で、補助金を含めて、機器備品、研究費に1億39百万円が投入された。また、基盤整備のための自治体との協議会「九州文化財保存推進連絡会議（当時仮称）」を立ち上げ、自治体とのネットワークを作り上げることが一応できた。

平成 29（2017）年6月には、九州内の自治体の文化財保存力を連携して向上させるための連絡組織として「連絡会議」と研究を推進する「研究会」を正式に発足させた【資料 B-2-1】。その後、「研究会」では公開講演、研究成果発表を行った。事業では、熊本市と連携し、熊本地震で直接被害を受けた熊本城の再建修復事業に協力し、石垣等の3D測量を行い、現場で技術の公開のリカレント講座を実施した。同年10月には、国立民族学博物館と共同で国際フォーラム「地域文化の再発見－大学・博物館の視点から」を本学で開催した【資料 B-2-2】。主たるテーマは「災害と文化遺産」、「地域文化の再発見・継承」、「大学・博物館の果たす役割」などであった。【資料 B-2-3】。

最終年度の平成 30（2018）年度は6月17日に22自治体が参加し、「連絡会議」と「研究会」を開催した。「研究会」では「災害と文化遺産」をテーマに岩手県立博物館の赤沼英男氏の講演があり、その後、九州各地の災害への取り組み事例が報告された【資料 B-2-4】。

平成 30（2018）年10月27日～28日には、最大の取組であった城郭の石垣修復・保存を中心に、事業のまとめとなる公開セミナーを開催した。長年、アンコールワットの修復に尽力され、「ラモン・マグサイサイ賞」を受賞した上智大学の石澤良昭教授の文化財保存と人材養成についての基調講演を皮切りに、石垣の歴史や近世城郭普請の実像についての講演、九州内の調査・保存に関わる自治体、企業8名の城郭の石垣保存・修復、災害への対処の取り組みの報告があった【資料 B-2-5】。

B-2-②本学ブランディング事業の継続性

この3年間の事業は、大学の研究ブランド力を大いに向上させ、文化財保存への基盤体制が整備され、成功と評価しているが、あくまでも基盤整備事業である。補助事業の

終了後も本事業を大学独自のブランディング事業として継続させ、地域に貢献できる確固たる体制を確立するため、令和元（2019）年度からも予算化をして事業を継続していく。令和元（2019）年度は、「連絡会議」の開催に合わせて、大津波被災文化財保存修復プロジェクトを本学で開催予定し、リカレント教育に力を入れて行く。

(3) B-2の改善・向上方策（将来計画）

3年間の事業で、研究設備は整えられ、九州管内の自治体との研究連携は進展した。今後は、補助事業より予算は減少するので、連携研究は文化財研究所の受託研究を柱とする。また、大学の機器を使用した文化財専門職員のリカレント教育は補助事業の中では、充分には展開できなかったもので、リカレント教育の確立が今後の課題であり、数年後にはその体制を確立したい。研究機関との連携は、今後も国立民族学博物館と連携研究を継続するとともに、九州では、九州国立博物館等との連携を強化して行きたい。

基準Bの自己評価

災害の緊急時および恒常的文化財保存力の向上を図る体制基盤の確立のため、学内の体制、学外の体制（「連絡会議」、「研究会」）が整備され、九州における文化財保存体制の基盤は確立し、当初の目標・目的は一応達成できた。また、大学の研究力の面においても、この事業を推進する最先端の機器を導入し、それを使った文化財保存への有効な研究方法の確立への道筋がつけられたと考えている。

V. 特記事項

1. 史学・文化財学科の研究会活動

別府大学文学部史学・文化財学科は、史学科創設以来、考古学を中心に、地域の文化財の保護等にあたる学芸員を多数輩出している。これは、〇〇研究室、〇〇研究会等という名前を持つ学生の研究会活動が学生の能力を開花、成長させる源となっているものと考えられる。この研究室・研究会は、本来は、各教員の研究室の授業外の活動として学生の自主ゼミという性格であったが、現在は、史学研究会（大学の学生を中心とする学会）の学生部会として位置づけられ、史学研究会の大会（6月～7月実施）と毎年秋には学生部会の発表会を行っている。

現在、史学・文化財学科には、14の研究室・研究会があり、特に学芸員を目指す学生たちは、1年次から自ら博物館や考古学の発掘現場の手伝い、地域に入っの民俗調査、古文書や記録の講読、その成果の研究発表を通じて、現場の社会人や専門家と交わることで、大学の机上の学問では得られない知識や人間力を身につけている。

2. 食物栄養学科の「食育」への取組

食物栄養科学部食物栄養学科では、県や市町村と協力し、減塩や食物アレルギー対策のレシピ考案やその普及活動を行っている。栄養教諭の養成機関でもある本学科は、中でも食育に力を入れて取り組んでいる。学科学生で食育活動チームを組織し、各市町村のイベントや幼稚園・小学校などに出向いて減塩などの食育普及啓発活動を行っている。チームは子供の興味を引くようヒーロー「ゲンエンジャー」を演じたり、クイズを出したりしながら食事の大切さを伝えている。



また、大分県東部保健所と協力し、「学生食育推進ボランティア（Food Education Supporter）」（食生活が乱れがちな大学生に食育について学んでもらい、学生同士で食生活を見直してもらおうと東部保健所が平成25（2013）年に結成したボランティアで、修了者には保健所から認定書が発行される）の養成にも取り組んでいる。平成30（2018）年度は、大学や保育所、地域での食育活動を行っている。

3. 国際経営学科「地域創生プロジェクト」

学部から送り出す学生の社会人としての質を高めるには、学生の人間力向上が必要との観点から、平成30（2018）年度から新カリキュラムとして「地域創生プロジェクト」を導入した。授業の目的は①地域に顕在する課題を自らの力で見出して、その解決策を探る経験を積む、②活動を通じて地域の社会的、経済的現状を把握する、③現地調査など通常の授業では実施困難な手法を実践することで自主性、協調性、社会性などを身に付ける一ことである。

平成30（2018）年度後期の授業では、学生たちが自ら「商店街の活性化」、「地元遊園地の課題と活用策」、「県外出身者の視点から地域を考える」、「方言から大分の特性を考える」などのテーマを策定し、計画作成、現地調査、成果発表を実践した。平成31（2019）年度前期は「別府の隠れた魅力やお宝を発見し、紹介する」との共通テーマをもとに、グループごとに課題を探し、現地調査の計画を作成中である。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 83 条	○	同条に則して目的を設定している（学則第 1 条）	1-1
第 85 条	○	3 学部を基本組織として設置している（学則第 3 条）	1-2
第 87 条	○	修業年限を 4 年と規定している（学則第 1 5 条） 在学年限を定めている（学則第 1 6 条）	3-2
第 88 条	—	該当しない（科目等履修生に対応していない）	3-2
第 89 条	—	該当しない（早期卒業には対応していない）	3-2
第 90 条	○ —	第 1 項は入学することのできる者を規定している（学則第 18 条） 第 2 項は該当しない（早期入学は実施していない）	2-1
第 92 条	○	第 1 号 大学に学長、教授等を置く旨定めている（学則第 8 条） 第 2 号 副学長、学部長等を置く旨定めている（学則第 8 条第 2 項） 第 3 号 学長の役割等を定めている（学則第 8 条第 3 項） 第 4 号 副学長の役割等を定めている（管理運営規則第 26 条の 2） 第 5 号 学部長の役割等を定めている（同規則第 27 条） 第 6 号 教授の役割等を定めている（同規則第 13 条） 第 7 号 准教授の役割等を定めている（同規則第 13 条） 第 8 号 助教の役割等を定めている（同規則第 13 条） 第 9 号 助手の配置はない（事務職員実験助手 同規則第 9 条） 第 10 号 講師の役割等を定めている（同規則第 13 条第 2 項）	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	教授会は H27 学校法改正に則して学則等を改正し、審議機関として位置づけている（学則第 9 条、教授会運営規程）	4-1
第 104 条	○	卒業者に学士の学位を授与している（学則第 44 条） 修了者に修士・博士の学位を授与している（院学則第 41 条）	3-1
第 105 条	—	該当しない（履修証明制度は実施していない）	3-1
第 108 条	○	第 7 号 卒業者等の編入学の受入を行っている（編入学規程第 3 条）	2-1
第 109 条	○	毎年自己点検評価書を作成・公表している（第 1 項）。また、第 H18、H24 年に認証評価を受審した（第 2 項）。	6-2
第 113 条	○	ホームページ（以下「HP」という。）に情報公表のページを設けて公表している	3-2
第 114 条	○	大学運営に必要な事務職員を配置している （技術職員の配置はしていない）	4-1 4-3
第 122 条	○	高専卒業者の編入学の受入を行っている（編入学規程第 3 条）	2-1
第 132 条	○	専修学校卒業者の編入学の受入を行っている（編入学規程第 3 条）	2-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	学則中に第 4 条各号の事項をすべて規定	3-1 3-2
第 24 条	○	学籍簿及び成績原簿を備えている	3-2
第 26 条 第 5 項	○	学生懲戒規程を制定	4-1
第 28 条	○	備えるべき表簿等、文書保存規程で規定	3-2
第 143 条	○	教員の資格審査教授会を設置	4-1
第 146 条	—	該当しない（科目等履修生の修業年限の通算には対応せず）	3-1
第 147 条	—	該当しない（早期卒業には対応していない）	3-1
第 148 条	—	該当しない（早期卒業には対応していない）	3-1
第 149 条	—	該当しない（早期卒業には対応していない）	3-1
第 150 条	○	学則（第 18 条）で規定	2-1
第 151 条	—	第 90 条第 2 項は該当しない（早期入学は実施していない）	2-1
第 152 条	—	第 90 条第 2 項は該当しない（早期入学は実施していない）	2-1
第 153 条	—	第 90 条第 2 項は該当しない（早期入学は実施していない）	2-1
第 154 条	—	第 90 条第 2 項は該当しない（早期入学は実施していない）	2-1
第 161 条	○	編入学の受入を行っている（編入学規程第 3 条）	2-1
第 162 条	—	該当しない（外国大学日本校からの転学制度は設けていない）	2-1
第 163 条	○	学年の始期・終期は学則 10 条に規定 前期卒業可（学則第 43 条）、後期入学可（学則第 17 条）	3-2
第 164 条	—	該当しない（履修証明特別課程は設けていない）	3-1
第 165 条の 2	○	学科ごとに学位授与の方針（卒業の認定に関する方針）、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者の受け入れに関する方針を定め、HP で公開している。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	大学企画運営会議等が中心となって認証評価機関の評価基準に則して自己点検評価書を作成し HP 上で公表している。	6-2
第 172 条の 2	○	HP 上に情報公表ページを設け、本条各号に定められた情報を公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	卒業証書を授与している（学則第 43 条第 2 項）	3-1
第 178 条	○	高専卒業者の編入については、学則（第 22 条）および編入学規	2-1

別府大学

		程（第3条）で対応	
第186条	○	専修学校卒業者の編入については、学則（第22条）および編入学規程（第3条）で対応	2-1

大学設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第1条	○	常に大学設置基準を上回るよう注意し、基準を遵守している	6-2 6-3
第2条	○	学則第3条第3項に各学科の教育研究上の目的を定めている	1-1 1-2
第2条の2	○	入学者選抜は、文科省の入学者選抜要項に則り、専門の入試委員会を設けて行っている。	2-1
第2条の3	○	教職協働は、各種会議・委員会に職員が加わるなど適切に対応している。	2-2
第3条	○	各学部には適切な数の教員を配置している。	1-2
第4条	○	各学部には選考に応じた学科を設置し、適切な数の教員を配置している。	1-2
第5条	○	教職課程及び司書課程を設けている。	1-2
第6条	—	該当しない（学部には代わる組織は設けていない）	1-2 3-2 4-2
第7条	○	教員は適切な数分野の教員を配置し、年齢構成に偏りがでないよう配慮している。	3-2 4-2
第10条	○	第1項 主要授業科目は、専任の教授または准教授が担当している。 第2項 食物栄養科学部に助手を配置し、補助させている。	3-2 4-2
第11条	—	該当しない（授業を担当しない教員は置いていない）	3-2 4-2
第12条	○	専任教員は全員本学の専従である。	3-2 4-2
第13条	○	各学部の専任教員数及び大学全体の専任教員数は、別表第1及び別表第2の規定数を満たしている。	3-2 4-2
第13条の2	○	学長選任規程第3条（資格）を定めている。	4-1
第14条	○	教員資格審査基準第2条で教授の資格を定めている。	3-2 4-2
第15条	○	教員資格審査基準第3条で准教授の資格を定めている。	3-2 4-2
第16条	○	教員資格審査基準第4条の2で講師の資格を定めている。	3-2

別府大学

			4-2
第 16 条の 2	○	教員資格審査基準第 4 条で助教の資格を定めている。	3-2 4-2
第 17 条	—	助手に関する規定は教員資格審査基準に定めていない。 学則第 8 条でも事務職員のみ規定。事務職員として実験助手を配置。	3-2 4-2
第 18 条	○	入学定員、収容定員は学則第 4 条に定めている。	2-1
第 19 条	○	目的達成に必要な科目を置き、体系的に教育課程を編成している。専門の学芸、教養、判断力、人間性の涵養に配慮している。	3-2
第 20 条	○	教育課程は必修、選択、自由科目に分けている。	3-2
第 21 条	○	単位の計算方法は、本条に則した内容で学則第 29 条に規定している。	3-1
第 22 条	○	1 年間の授業期間は本条と同じ内容を学則第 12 条に規定。	3-2
第 23 条	○	各授業科目の授業期間は本条と同じ内容を学則第 13 条に規定。	3-2
第 24 条	○	教育の方法、施設、その他の教育上の諸条件を考慮して教育効果を十分に上げられる適当な人数を考慮し、大規模教室（数百人）、中規模教室（60 人程度）、小規模教室（20 人以下）等を準備している。	2-5
第 25 条	○	授業の方法については、本条に則した規定を学則第 26 条に置き、対応している。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	第 1 項の 1 年間の授業内容・計画については開講科目一覧及びシラバスによって学生に周知している。第 2 項の成績評価基準については学則第 31 条及び学科履修規程により明示している。	3-1
第 25 条の 3	○	FD 委員会を設置し、授業評価アンケートによる授業内容の改善、FD 研修会の実施などを行っている。	3-2 3-3 4-2
第 26 条	—	該当しない（昼夜開講制は行っていない）	3-2
第 27 条	○	本条に則して単位を授与している（学則第 30 条）	3-1
第 27 条の 2	○	CAP 制は学則第 26 条の 2 に規定し対応している。なお、第 2 項（成績優秀者に対する例外）には対応している。	3-2
第 28 条	○	他大学で履修した授業科目の単位を本学の授業科目の履修により修得したと見なす制度は、学則第 33 条等により 30 単位を上限に実施している。	3-1
第 29 条	○	大学以外の学修に対する単位認定制度は、学則第 34 条等により 30 単位を上限に実施している	3-1
第 30 条	○	入学前の既修得単位の単位認定（第 1 項）及び入学前の第 29 条による学修の単位認定は、学則第 32 条等により 30 単位を上限に実施している、	3-1
第 30 条の 2	—	該当しない（長期履修制度は実施していない）	3-2

別府大学

第 31 条	○	科目等履修生制度は学則第 67 条等により実施している。	3-1 3-2
第 32 条	○	卒業要件は学則第 43 条に規定し本条の要件を満たしている。	3-1
第 33 条	—	該当しない（医学科又は歯学科に関する規定）	3-1
第 34 条	○	校地は教育に相応しい環境で休息に適当な空地も有している。	2-5
第 35 条	○	運動場は校舎と同一の敷地にある。	2-5
第 36 条	○	第 1 項から第 5 項まで規定の全ての施設がある。	2-5
第 37 条	○	校地面積は基準 19,740 m ² に対して 73,905 m ² ある。	2-5
第 37 条の 2	○	校舎面積は 13,204 m ² に対して 33,377 m ² ある。	2-5
第 38 条	○	図書館には図書を体系的に整理・保管し、検索システム、閲覧室、書庫、学習に十分な座席等を備えている。	2-5
第 39 条	—	該当しない（附属施設の保有義務がある学科等がない）	2-5
第 39 条の 2	—	該当しない（薬学科がない）	2-5
第 40 条	○	機械・器具・標本は、歴史資料など、各学科の種類、学生数に応じて備えている。	2-5
第 40 条の 2	—	該当しない（二以上の校地に分かれていない）	2-5
第 40 条の 3	○	各学科に教育研究費を配分している。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	大学、学部、学科の名称は教育研究上の目的に適合している。	1-1
第 41 条	○	大学事務局を置き、必要な部署及び専従の専任職員を配置している。	4-1 4-3
第 42 条	○	厚生補導組織として学生委員会、学生事務部、保健室、学生相談室等を置いている。	2-4 4-1
第 42 条の 2	○	職業的自立を図るため、キャリアセンター、就職委員会、キャリア支援課を置き、必要な施策を展開している。	2-3
第 42 条の 3	○	事務職員研修会を計画的に実施しているほか、外部研修会への派遣を行っている。	4-3
第 43 条	—	該当しない（共同教育課程を置いていない）	3-2
第 44 条	—	該当しない（共同教育課程を置いていない）	3-1
第 45 条	—	該当しない（共同学科を置いていない）	3-1
第 46 条	—	該当しない（共同学科を置いていない）	3-2 4-2
第 47 条	—	該当しない（共同学科を置いていない）	2-5
第 48 条	—	該当しない（共同学科を置いていない）	2-5
第 49 条	—	該当しない（共同学科を置いていない）	2-5
第 49 条の 2	—	該当しない（工学に関する教育課程の編成）	3-2
第 49 条の 3	—	該当しない（工学に関する教育課程に係る教員の配置）	4-2
第 49 条の 4	—	該当しない（工学に関する教育課程に係る専任教員数）	4-2
第 57 条	—	該当しない（外国に組織を置いていない）	1-2

別府大学

第 58 条	—	該当しない（大学院大学ではない）	2-5
第 60 条	—	該当しない（該当する新設学科等はない）	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	学士の学位は卒業した者に対して行っている（学則第 44 条）	3-1
第 10 条	○	学士の学位の表記は、適切な専攻分野を付して行っている（学則第 44 条）	3-1
第 13 条	○	別府大学学位規則を定め、論文審査の方法、試験等必要な事項を定めている。	3-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 35 条	○	必要数(理事 5 人以上及び監事 2 人以上)を超える役員を置いている。理事のうち 1 人を理事長としている。	5-2 5-3
第 36 条	○	理事会に関する要件をすべて満たしている。	5-2
第 37 条	○	役員職務に関する要件をすべて満たしている。	5-2 5-3
第 38 条	○	役員選任に関する要件をすべて満たしている。	5-2
第 39 条	○	役員兼職禁止を充たしている。	5-2
第 40 条	○	役員欠員がなく、要件を充たしている。	5-2
第 41 条	○	評議員会に関する要件をすべて充たしている。	5-3
第 42 条	○	定められた事項についてあらかじめ評議員会の意見を聞いている。	5-3
第 43 条	○	評議員会は役割を果たしている。	5-3
第 44 条	○	評議員の選任について要件をすべて充たしている。	5-3
第 45 条	○	寄附行為の変更を行う場合は、所轄庁へ事前に相談したうえで、認可又は届出を行っている。	5-1
第 46 条	○	毎会計年度終了後 2 月以内に決算等を評議員会に報告している。	5-3
第 47 条	○	毎会計年度終了後 2 月以内に財産目録等の備付け及び閲覧を行っている。	5-1
第 48 条	○	会計年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとしている。	5-1

別府大学

学校教育法（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条	○	同条に則して目的を設定している（院学則第 2 条）	1-1
第 100 条	○	2 研究科を基本組織として設置している（院学則第 4 条）	1-2
第 102 条	○	入学することのできる者を規定している（院学則第 19 条）	2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条		大学院の入学資格	2-1
第 156 条	—	（外国の学位等、修士等の学位と同等の者等の入学資格）	2-1
第 157 条	—	（早期入学）	2-1
第 158 条	—	（早期入学）	2-1
第 159 条	—	（早期入学）	2-1
第 160 条	—	（早期入学）	2-1

大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	常に大学院設置基準を上回るよう注意し、基準を遵守している	6-2 6-3
第 1 条の 2	○	教育研究上の目的を定めている（院学則第 2 条）	1-1 1-2
第 1 条の 3	○	入学者選抜は、文科省の入学者選抜要項に則り、専門の入試委員会を設けて行っている。	2-1
第 1 条の 4	○	教職協働は、各種会議・委員会に職員が加わるなど適切に対応している。	2-2
第 2 条	○	博士課程及び修士課程を設置している（院学則第 5 条）	1-2
第 2 条の 2	—	非該当（夜間大学院）	1-2
第 3 条	○	修士課程修業年限 2 年を定めている（院学則第 1 6 条）	1-2
第 4 条	○	博士課程修業年限 5 年（2 年の前期課程、3 年の後期課程）を定めている（院学則第 1 6 条第 2 項）	1-2
第 5 条	○	適切な専攻を配置し、適切な教員を配置している（院学則第 6 条、第 1 0 条）	1-2
第 6 条	○	適切な専攻を配置している（院学則第 6 条）	1-2
第 7 条	○	大学院設置申請で基礎となる学部等を申請	1-2
第 7 条の 2	—	非該当（共同教育課程、国際連携教育課程）	1-2 3-2

別府大学

			4-2
第7条の3	—	非該当（研究科以外の基本組織）	1-2 3-2 4-2
第8条	○	教員は適切な数分野の教員を配置し、年齢構成に偏りがでないよう配慮している。	3-2 4-2
第9条	○	資格を有した教員を配置している（院学則第10条）	3-2 4-2
第10条	○	収容定員は定めている（院学則第7条）	2-1
第11条	○	研究指導計画を策定し、教育課程は適切に編成している（院学則第24条、第25条）	3-2
第12条	○	授業科目の授業及び研究指導により実施している（院学則第24条、第25条）	2-2 3-2
第13条	○	適切に研究指導が行われている（院学則第27条）	2-2 3-2
第14条	—	非該当（夜間教育）	3-2
第14条の2	○	第1項の1年間の授業内容・計画、研究指導については開講科目一覧及びシラバス及び研究計画書（博士論文計画書）によって学生に周知している。第2項の成績評価・修了認定基準については院学則第38条～第40条及び履修規程及び論文審査基準により明示している。	3-1
第14条の3	○	FD委員会を設置し、授業評価アンケートによる授業内容の改善、FD研修会の実施などを行っている。	3-3 4-2
第15条	○	大学設置基準第21条 単位の計算方法は、本条に則した内容で規定している。（院学則第25条） 第22条 1年間の授業期間は本条と同じ内容を規定。（院学則第13条） 第23条 各授業科目の授業期間は本条と同じ内容を規定。（院学則第14条） 第24条 教育の方法、施設、その他の教育上の諸条件を考慮して教育効果を十分に上げられる適当な人数を考慮し、中規模教室（60人程度）、小規模教室（20人以下）等を準備している。 第25条 授業の方法等については、本条に則した内容を規定（院学則第24条～第27条） 第27条 本条に則して単位を授与している（院学則第32条） 第28条1項 他の大学院で履修した授業科目の単位を本学の授業科目の履修により修得したと見なす制度は、学則第30条等により10単位を上限に実施している。 第30条1項、3項 入学前の既修得単位の単位認定（第1項）	2-2 2-5 3-1 3-2

別府大学

		及び入学前の第 28 条による学修の単位認定は、院学則第 31 条等により 10 単位を上限に実施している。 第 30 条の 2 長期履修制度を実施している（院学則第 31 条の 2） 第 31 条 科目等履修生制度は院学則第 48 条等により実施している。	
第 16 条	○	修士課程修了要件は、院学則第 38 条第 1 項に定めている（早期修了等は該当なし）	3-1
第 17 条	○	博士課程修了要件は、院学則第 38 条第 2 項に定めている（早期修了等は該当なし）	3-1
第 19 条	○	講義室等は、十分備えている	2-5
第 20 条	○	十分な機器、標本等を備えている	2-5
第 21 条	○	図書館には図書を体系的に整理・保管し、検索システム、閲覧室、書庫、学習に十分な座席等を備えている	2-5
第 22 条	○	学部等の施設・設備の供用を図っている	2-5
第 22 条の 2	—	非該当（2 つ以上の校地において教育研究を行う場合）	2-5
第 22 条の 3	○	教育研究費を配分している。	2-5 4-4
第 22 条の 4	○	研究科の名称は、目的に合致したものとなっている。	1-1
第 23 条	—	非該当（独立大学院の設置目的）	1-1 1-2
第 24 条	—	非該当（独立大学院の施設等）	2-5
第 25 条	—	非該当（通信教育を行う課程）	3-2
第 26 条	—	非該当（通信教育を行う課程）	3-2
第 27 条	—	非該当（通信教育を行う課程）	3-2 4-2
第 28 条	—	非該当（通信教育を行う課程）	2-2 3-1 3-2
第 29 条	—	非該当（通信課程の施設等）	2-5
第 30 条	—	非該当（通信教育を行う課程）	2-2 3-2
第 31 条	—	非該当（共同教育課程の編成）	3-2
第 32 条	—	非該当（共同教育課程の単位認定）	3-1
第 33 条	—	非該当（共同教育課程の修了要件）	3-1
第 34 条	—	非該当（共同教育課程の施設等）	2-5
第 34 条の 2	—	該当しない（工学に関する研究科の教育課程の編成）	3-2
第 34 条の 3	—	該当しない（工学に関する研究科の教育課程の教員配置）	4-2
第 42 条	○	大学事務局を置き、必要な部署及び専従の専任職員を配置して	4-1

別府大学

		いる。	4-3
第 43 条	○	事務職員研修会を計画的に実施しているほか、外部研修会への派遣を行っている。	4-3
第 45 条	—	非該当（外国等に研究科等を置くことができる）	1-2
第 46 条	—	該当しない（該当する新設研究科等はない）	2-5 4-2

専門職大学院設置基準 「該当なし」

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			1-2
第 3 条			3-1
第 4 条			3-2 4-2
第 5 条			3-2 4-2
第 6 条			3-2
第 7 条			2-5
第 8 条			2-2 3-2
第 9 条			2-2 3-2
第 10 条			3-1
第 11 条			3-2 3-3 4-2
第 12 条			3-2
第 13 条			3-1
第 14 条			3-1
第 15 条			3-1
第 16 条			3-1
第 17 条			1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3

別府大学

第 18 条			1-2 3-1 3-2
第 19 条			2-1
第 20 条			2-1
第 21 条			3-1
第 22 条			3-1
第 23 条			3-1
第 24 条			3-1
第 25 条			3-1
第 26 条			1-2 3-1 3-2
第 27 条			3-1
第 28 条			3-1
第 29 条			3-1
第 30 条			3-1
第 31 条			3-2
第 32 条			3-2
第 33 条			3-1
第 34 条			3-1
第 42 条			6-2 6-3

学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条	○	修士の学位授与要件を備えている	3-1
第 4 条	○	博士の学位授与要件を備えている	3-1
第 5 条	○	審査に他機関の教員等の協力を得ている	3-1
第 12 条	○	文部科学省へ学位授与を報告している	3-1

大学通信教育設置基準 「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			3-2
第 3 条			2-2

別府大学

			3-2
第4条			3-2
第5条			3-1
第6条			3-1
第7条			3-1
第9条			3-2 4-2
第10条			2-5
第11条			2-5
第12条			2-2 3-2
第13条			6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

Ⅶ. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編一覧）

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-3】	学部、学科別退学者及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-4】	消費収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-5】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-6】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-7】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-8】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人別府大学寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	別府大学・別府大学短期大学部 大学案内 2019	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	別府大学学則	
	学生生活（学則等諸規則）（2019年度）57-112 頁	
別府大学大学院学則 大学院学生便覧（2019年度）57-78 頁		
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	2019 年度（平成 31 年度）入学試験要項別府大学	
	2019 年度（平成 31 年度）入学試験要項別府大学大学院	
入試ガイド（2020 年度）		
【資料 F-5】	学生便覧	
	2019 学生生活（ハンドブック）	【資料 F-3】と同じ
	学生生活（学則等諸規則）（2019 年度）	
	大学院学生便覧（2019 年度）	
【資料 F-6】	事業計画書	
	平成 31 年度事業計画	
【資料 F-7】	事業報告書	
	平成 30 年度事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	別府大学・別府大学短期大学部 大学案内 2019 122-125 頁	【資料 F-2】と同じ
	H P アクセスマップ URL : https://www.beppu-u.ac.jp/exam/	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧（規程集目次など）	
	規程集目次	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	学校法人別府大学理事・監事・評議員名簿（平成 30 年 5 月 1 日）	
	理事会の開催状況（平成 30 年度） 評議員会の開催状況（平成 30 年度）	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）	
	計算書類（平成 26 年～平成 30 年度）	
	監事監査報告書（平成 27 年～令和元年度）	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	

別府大学

	平成31年度履修の手びき 2019 学生生活（ハンドブック） 41-113 頁 平成31年度シラバス（授業計画）（電子データ） 文学部 教養科目・共通専門科目・資格関連科目 文学部 専門科目（国際言語・文化学科） 文学部 専門科目（史学・文化財学科） 文学部 専門科目（人間関係学科） 食物栄養科学部 国際経営学部	【資料 F-5】と同じ
【資料 F-13】	3つのポリシー一覧（策定単位ごと） 大学ホームページ 情報公開（3つの方針） 別府大学の3つの方針 別府大学大学院の3つの方針	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの） 平成25年2月8日設置計画履行状況等調査の結果について（通知） 文部科学大臣 平成25年3月25日提出締切 留意事項に対する改善状況報告書	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの） 平成24年度認証評価結果に対する改善報告書 （平成27年7月23日提出） 改善報告等に対する審査の結果について（通知）（平成27年12月9日）	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	建学の精神 学校法人別府大学寄附行為第3条	【資料 F-1】の写し
【資料 1-1-2】	別府大学学則 学生生活（学則等諸規則）（2019年度）（57-112頁）	【資料 F-3】の写し
【資料 1-1-3】	別府大学大学院学則 大学院学生便覧（2019年度）（57-78頁）	【資料 F-3】の写し
【資料 1-1-4】	大学第1期中期計画 教育研究発展計画 2012-2016（別府大学 2012 未来へのアプローチ）	
【資料 1-1-5】	法人第2期中期計画 学校法人別府大学第2期中期計画（平成29年4月～平成34年3月）	
【資料 1-1-6】	大学第2期中期計画 第2期中期計画（平成29年度～平成33年度） 全学生の人間的成長と就職（社会的自立）を目指して	

別府大学

【資料 1-1-7】	大学ホームページ 情報公開（3つの方針） 別府大学の3つの方針 別府大学大学院の3つの方針	【資料 F-13】と同じ
【資料 1-1-8】	建学の精神 学校法人別府大学寄附行為第3条	【資料 F-1】と同じ
【資料 1-1-9】	法人の目的 学校法人別府大学寄附行為第3条 大学の目的 別府大学学則第1条 学生生活（学則等諸規則）（2019年度）（57頁）	【資料 F-1】と同じ 【資料 F-3】の写し
【資料 1-1-10】	大学第1期中期計画	【資料 1-1-4】と同じ
【資料 1-1-11】	法人第2期中期計画	【資料 1-1-5】と同じ
【資料 1-1-12】	大学第2期中期計画	【資料 1-1-6】と同じ
【資料 1-1-13】	避難所施設利用に関する協定書 中津市と学校法人別府大学との連携に関する協定書	
【資料 1-1-14】	大学第1期中期計画	【資料 1-1-4】と同じ
【資料 1-1-15】	大学第2期中期計画	【資料 1-1-6】と同じ
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	平成28年度の「大・短大学部長・学長補佐会議」のレジメ等	
【資料 1-2-2】	定例役員会議事録（平成29年3月13日開催） 平成28年度文学部教授会議事録（5月、9月）（抄）	
【資料 1-2-3】	大学案内（裏表紙、2頁）	【資料 F-2】の写し
【資料 1-2-4】	学園広報誌「Be-News」（表紙、2頁） 別府大学史展示室リーフレット	
【資料 1-2-5】	名刺および襟章（写真）	
【資料 1-2-6】	HPの写し（建学の精神説明ページ） URL： https://www.beppu-u.ac.jp/general/spirit/	
【資料 1-2-7】	教養科目「大学史と別府大学」のシラバス	
【資料 1-2-8】	学生生活（学則等諸規則）（2019年度）（57-112頁） 大学院学生便覧（2019年度）（57-78頁）	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-2-9】	HPの「情報公開」ページ 学則及び教育目的 URL： https://www.beppu-u.ac.jp/general/publicinformation/	
【資料 1-2-10】	大学第2期中期計画	【資料 1-1-6】と同じ
【資料 1-2-11】	大学ホームページ 情報公開（3つの方針） 別府大学の3つの方針 別府大学大学院の3つの方針	【資料 F-13】と同じ
【資料 1-2-12】	大学第2期中期計画	【資料 1-1-6】と同じ
【資料 1-2-13】	大学院の沿革 大学院学生便覧（2019年度）（1-2頁）	【資料 F-3】の写し
【資料 1-2-14】	大学の沿革	【資料 F-3】の写し

別府大学

	学生生活（学則等諸規則）（2019年度）（（1） - （2）頁）	
【資料 1-2-15】	平成 31 年度大学企画運営会議議事録（平成 31 年 4 月） 平成 31 年度国際経営学部教授会議議事録（平成 31 年 4 月）	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	AP 案の策定 入試委員会検討資料（2017.3.29 資料）	
【資料 2-1-2】	AP 大学案内 2019（6・10・20・32・44・56・62 頁） 2019 年度（平成 31 年度）入学試験要項（8 頁） 別府大学 HP URL : https://www.beppu-u.ac.jp/exam/course/policy/	【資料 F-2】の写し 【資料 F-4】の写し
【資料 2-1-3】	入試案内等 大学案内 2019（100 - 117 頁） 2019 年度（平成 31 年度）入学試験要項（3 - 6 頁） 別府大学ホームページ（学生生活） URL : https://www.beppu-u.ac.jp/life/	【資料 F-2】の写し 【資料 F-4】の写し
【資料 2-1-4】	入試等の案内 大学案内 2019（118 - 119 頁） 2019 年度（平成 31 年度）入学試験要項（3 - 6 頁、19 - 20 頁） 別府大学 HP（入試情報） URL : https://www.beppu-u.ac.jp/exam/	【資料 F-2】の写し 【資料 F-4】の写し
【資料 2-1-5】	外国人入試案内 2019 年度（平成 31 年度）入学試験要項（12 - 14 頁）	【資料 F-4】の写し
【資料 2-1-6】	2019 年度 AO 入試エントリーシート	
【資料 2-1-7】	2019 年度（平成 31 年度）入学試験要項（19 - 20 頁）	【資料 2-1-4】と同じ
【資料 2-1-8】	平成 30 年 4 月 25 日教授会・議事録 平成 30 年 7 月 AO 委員会議事録	
【資料 2-1-9】	入試委員会資料 平成 29 年度在学生の修学状況と入試制度について	
【資料 2-1-10】	別府大学 HP（入試情報） URL : https://www.beppu-u.ac.jp/exam/	【資料 2-1-4】と同じ
【資料 2-1-11】	2019 年度（平成 31 年度）別府大学大学院入学試験要項（1 - 2 頁）	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-12】	外国人留学生募集要項—大学院・大学— 別府大学 HP（入試情報） URL : https://www.beppu-u.ac.jp/exam/course/	【資料 2-1-4】と同じ

別府大学

【資料 2-1-13】	2019 年度（平成 31 年度）別府大学大学院入学試験要項	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-14】	平成 30 年度学生募集対策会議組織図	
【資料 2-1-15】	B e - N e w s NO.116、NO.117	
【資料 2-1-16】	T V 画像（入試関係 1 場面）	
【資料 2-1-17】	図書特別貸出制度 令和元年度大学院文学研究科委員会議事録 5 月 附属図書館利用内規	
【資料 2-1-18】	2019 年度別府大学大学院説明会案内（別府大学 HP） URL:https://www.beppu-u.ac.jp/topics/exam/2018/006547.php	
【資料 2-1-19】	2019 年度別府大学大学院入学試験要項（5 - 6 頁）	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-20】	2018 年 7 月 3 日大学院説明会 臨床心理専攻スライド	
【資料 2-1-21】	文学部国際言語・文化学科 NEWSLETTER No.4 文学部国際言語・文化学科 ポストカード 食物栄養科学部発酵食品学科 学科紹介パンフレット	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	学生指導マニュアル 学生指導の共通指針（平成 30 年 3 月 7 日）（30 - 32 頁）	
【資料 2-2-2】	自己発展チェックシート	
【資料 2-2-3】	ポートフォリオ学修支援システムクイックガイド 同システムを利用した自己点検・自己評価（1 例）	
【資料 2-2-4】	大学第 1 期中期計画	【資料 1-1-4】と同じ
【資料 2-2-5】	大学第 2 期中期計画	【資料 1-1-6】と同じ
【資料 2-2-6】	学生指導の共通指針（平成 30 年 3 月 7 日）	【資料 2-2-1】と同じ
【資料 2-2-7】	大学新入生オリエンテーション配布資料（事務局説明資料）	
【資料 2-2-8】	平成 31 年度担任表	
【資料 2-2-9】	学生指導マニュアル 学生指導ハンドブック（1 - 39 項）	【資料 2-2-1】と同じ
【資料 2-2-10】	ポートフォリオ学修支援システムクイックガイド 同システム利用した自己点検・事項評価（1 例）	【資料 2-2-3】と同じ
【資料 2-2-11】	別府大学懇談会資料（平成 30 年度）	
【資料 2-2-12】	成績送付通知書	
【資料 2-2-13】	第 2 次オリエンテーション H30.4.25 教授会議事録	
【資料 2-2-14】	別府大学 HP 研究会の紹介（史学研究会・模擬授業の会） URL : https://www.beppu-u.ac.jp/research/student-activities/ 英会話・簿記会計研究会の案内 別府大学旅と地域の研究会研究年表 2017（平成 29）年 6 月 30 日	

別府大学

【資料 2-2-15】	学校法人別府大学身体障害者福祉措置細則	
【資料 2-2-16】	ご入学後の合理的配慮について（案内文）	
【資料 2-2-17】	障がいのある学生の受け入れ体制整備について	
【資料 2-2-18】	ノートテイク募集中 ノートテイク実施学生一覧	
【資料 2-2-19】	バリアフリーマップ 学生生活（ハンドブック）（2019年度）（166 - 167 頁） 校内バリアフリーマップ	【F-5】の写し
【資料 2-2-20】	オフィスアワー 学生生活（ハンドブック）（2019年度）（123 - 124 頁）	【F-5】の写し
【資料 2-2-21】	TA 採用計画書 平成 30 年度 4 月大学院文学研究科委員会議事録 資料	
【資料 2-2-22】	別府市在住留学生との英語交流に関する資料 平成 30 年度特別強化事業費助成金（別府大学 GP）実績報告書 図書館としての学習支援（コンシェルジュに関する資料）	
【資料 2-2-23】	別府大学・別府大学短期大学部スチューデント・アシスタント取扱規程	
【資料 2-2-24】	日本語教育研究センター規程 大短合同各種センター等構成員一覧 日本語教育研究センター	
【資料 2-2-25】	日本語教育研究センター コース概要（11 - 14 頁）	
【資料 2-2-26】	開講科目一覧表	
【資料 2-2-27】	大学第 2 期中期計画	【資料 1-1-6】と同じ
【資料 2-2-28】	学生相談室のご案内（学生用） 学生相談室のご案内（教職員用）	
【資料 2-2-29】	別府大学・別府大学短期大学部在学生修学支援奨学金実施要領	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	別府大学就職委員会規程	
【資料 2-3-2】	別府大学キャリア支援センター規程	
【資料 2-3-3】	平成 30 年度第 2 回 FD・SD 研修会資料 就職状況の現状と課題	
【資料 2-3-4】	別府大学学則別表抜粋（文学部・国際経営学部） キャリア教育関係科目シラバス（平成 30 年度）（抄）	【資料 F-5】の写し
【資料 2-3-5】	相談援助実習 I・II シラバス（平成 30 年度） 社会福祉士・精神保健福祉援助実習 I・II シラバス（30 年度）	
【資料 2-3-6】	食物栄養学科・発酵食品学科臨地実習関係科目シラバス（平成 30 年度）	
【資料 2-3-7】	キャリア支援ニュース No.1（2018.4.2） - No.4（5.15）	
【資料 2-3-8】	就活ハンドブック	
【資料 2-3-9】	各種就職支援対策講座の案内・写真等関連資料（平成 30 年度）	

別府大学

【資料 2-3-10】	就職オリエンテーション資料・写真（平成 30 年度 4 月、6 月、10 月）	
【資料 2-3-11】	学内就活準備フェア資料（平成 31 年 1 月） 合同企業説明会各資料（平成 30 年度 3 月）	
【資料 2-3-12】	進路懇談会資料（平成 29 年 10 月）	
【資料 2-3-13】	就職未決定者に対する就職相談会資料（平成 30 年度 11 月、1 月）	
【資料 2-3-14】	企業と留学生の交流フェア資料（平成 30 年度 5 月、3 月） 留学生就職対策セミナー（平成 30 年度 12 月）	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	学生委員会規程	
【資料 2-4-2】	教職員名簿 2019 （10 - 11 頁）	
【資料 2-4-3】	留学生委員会規程	
【資料 2-4-4】	学生寮入居人数一覧	
【資料 2-4-5】	学生寮規程 学生生活（学則等諸規則）（2019 年度）（231—233 頁）	【資料 F-3】の写し
【資料 2-4-6】	下宿等経営者懇談会開催要項	
【資料 2-4-7】	別府大学懇談会資料（平成 30 年度）	【資料 2-2-11】と同じ
【資料 2-4-8】	課外活動紹介 スポーツ振興会機関誌「凱歌」（13 頁） 文化会機関誌「群翔」（11 頁）	
【資料 2-4-9】	課外活動等への支援状況 体育文化費	
【資料 2-4-10】	別府大学 HP 研究会の紹介（史学研究会・模擬授業の会） URL : https://www.beppu-u.ac.jp/research/student-activities/ 英会話・簿記会計研究会の案内 別府大学旅と地域の研究会研究年表 2017（平成 29）年 6 月 30 日	【資料 2-2-14】と同じ
【資料 2-4-11】	2019 年度（平成 31 年度）入学試験要項（21 項） 別府大学奨学生募集要領	【資料 F-4】の写し
【資料 2-4-12】	学校法人別府大学奨学生規程	
【資料 2-4-13】	別府大学・別府大学短期大学部在学生修学支援奨学金実施要領 別府大学・別府大学短期大学部在学生成績優秀者奨学金実施要領	【資料 2-2-29】と同じ
【資料 2-4-14】	2018 年度 外国人留学生奨学金（募集状況一覧）	
【資料 2-4-15】	別府大学外国人留学生後援会会則	
【資料 2-4-16】	学校法人別府大学「学生生徒の緊急生活支援対策資金」の創設について	
【資料 2-4-17】	熊本地震により被災した学生、生徒及び入学志願者の学納金免除に関する特例措置について（平成 28 年 10 月 4 日） 日田豪雨及び台風 18 号（佐伯市・津久見市）により被災した学生、生徒の学納金免除に関する特例措置について（平成 29 年 11 月 30 日）	
【資料 2-4-18】	納入金分割納入許可願、納入金延納許可願	

別府大学

【資料 2-4-19】	学生相談室 学生生活（ハンドブック）（平成 31 年度）（119 - 127 頁） 学生相談室のご案内（学生用）	【資料 F-5】の写し 【資料 2-2-28】と同じ
【資料 2-4-20】	平成 30 年度学生相談室の利用状況	
【資料 2-4-21】	学校法人別府大学におけるハラスメントの防止等に関する規程	
【資料 2-4-22】	ハラスメント相談員名簿	
【資料 2-4-23】	学校法人別府大学ハラスメント防止宣言	
【資料 2-4-24】	健康アンケート（予防接種歴・罹患歴）	
【資料 2-4-25】	アルコールハラスメント防止、飲酒に関するマナー講話 チラシ 禁煙教室のご案内	
【資料 2-4-26】	キャンパス内全面禁煙宣言	
【資料 2-4-27】	留学生相談室 学生生活（ハンドブック）（2019 年度）（120 - 121 頁）	【資料 F-5】の写し
【資料 2-4-28】	ウエルカムパーティーのチラシ	
【資料 2-4-29】	おおいた留学生人材情報バンクのチラシ	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	学校団地関係図	
【資料 2-5-2】	学校法人別府大学の耐震化の状況について	
【資料 2-5-3】	学校法人別府大学固定資産及び物品管理規程 学校法人別府大学契約事務取扱細則	
【資料 2-5-4】	学校法人別府大学(別府キャンパス)防災・防火対策規程	
【資料 2-5-5】	別府大学・別府大学短期大学部防災ハンドブック	
【資料 2-5-6】	学校法人別府大学保安規程	
【資料 2-5-7】	平成 31 年度保守管理業務委託契約一覧表	
【資料 2-5-8】	別大生のための情報リテラシー 基本編 資料	
【資料 2-5-9】	別府大学図書館報 ARGONAUTES（アルゴノート）No.53 号	
【資料 2-5-10】	別府大学附属図書館利用案内 別府大学附属図書館 HP（検索ページの印刷）	
【資料 2-5-11】	別府大学附属図書館 HP（関係箇所印刷）	
【資料 2-5-12】	平成 29 年度選書ツアー関係書類 図書館見学ツアー2018	
【資料 2-5-13】	別府大学附属図書館 HP（機関リポジトリ BUILD のページ印刷） 別府大学附属図書館 HP（機関リポジトリ BUNGO のページ印刷）	
【資料 2-5-14】	近年の図書館利用状況（平成 28・29・30 年度）	
【資料 2-5-15】	別府大学 HP 教育研究施設 附属博物館、歴史文化総合研究センター URL : https://www.beppu-u.ac.jp/research/institutions/	
【資料 2-5-16】	香りの博物館リーフレット 別府大学 HP URL : http://oita-kaori.jp/	

別府大学

【資料 2-5-17】	別府大学史展示室リーフレット 別府大学佐藤義詮記念館チラシ	【資料 1-2-4】と同じ
【資料 2-5-18】	平成 30 年度体育館に係る授業の使用状況	
【資料 2-5-19】	健康センターの利用状況（平成 28・29・30 年度）	
【資料 2-5-20】	メディア教育・研究センター 案内 学生生活（学則等諸規則）（2019 年度）（44-45 頁）	【資料 F-3】の写し
【資料 2-5-21】	「NetAcademy NEXT」 URL : https://www.beppu-u.ac.jp/media/system/e-learning.php 「INFOSS 情報倫理（日本語）」 URL : https://moodle.mc.beppu-u.ac.jp/moodle2018/course/index.php?categoryid=34	
【資料 2-5-22】	「Moodle」トップページ画面印刷	
【資料 2-5-23】	プリント課金システム導入契約書等（平成 29 年度） POS 型貸し出し用アプリ貸出履歴データ（CSV）	
【資料 2-5-24】	無線 LAN 導入起案、契約書（平成 25 年度、27 年度、29 年度）	
【資料 2-5-25】	別府大学 HP「教育研究施設 臨床心理相談室」ページ印刷 別府大学 HP「教育研究施設 宇佐教育研究センター」ページ印刷 別府大学 HP「教育研究施設 日田歴史文化研究センター」ページ印刷	
【資料 2-5-26】	別府キャンパストイレ改修状況	
【資料 2-5-27】	科目区分ごとの平均受講者数（平成 30 年度）	
【資料 2-5-28】	法人第 2 期中期計画	【資料 1-1-5】と同じ
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	平成 28 年度学生満足度調査報告書	
【資料 2-6-2】	平成 30 年 11 月 7 日開催の大学企画運営会議議事録と関係資料	
【資料 2-6-3】	3 ポリシーを踏まえた大学の取組に関する学生との点検・評価会議実施 規程 授業改善を図るための学生参加の FD 実施要項 学生代表との点検・評価会議及び授業改善を図るための会議を終えて （ご報告）	
【資料 2-6-4】	2018 年度卒業時アンケート報告・まとめ	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	3 ポリシーの策定・運用に関する基本方針～教育の内部質保証システムの確立に向けて～	
【資料 3-1-2】	教育研究上の目的等 学生生活（学則等諸規則）（2019 年度）（1 頁）	【資料 F-3】の写し

別府大学

【資料 3-1-3】	教育研究上の目的等 大学院学生便覧（2019年度）（3頁）	【資料 F-3】の写し
【資料 3-1-4】	カリキュラムマップ（平成30年度）	
【資料 3-1-5】	大学ホームページ 情報公開（3つの方針） 別府大学の3つの方針 別府大学大学院の3つの方針	【資料 F-13】と同じ
【資料 3-1-6】	到達度の評価方法等 シラバス（英米文学作品研究Ⅱ）	
【資料 3-1-7】	大学学則 第26条～第35条、第43条～第44条 学生生活（学則等諸規則）（2019年度）（60-63頁） 大学院学則 第24条～第32条、第38条～第41条 大学院学生便覧（2019年度）（61-64頁）	【資料 1-1-2】と同じ 【資料 1-1-3】と同じ
【資料 3-1-8】	文学部学科履修規程、食物栄養科学部学科履修規程、 国際経営学部学科履修規程 学生生活（学則等諸規則）（2019年度）（129-143頁） 別府大学大学院文学研究科、食物栄養科学研究科履修規程 大学院学生便覧（2019年度）（89-92頁）	【資料 F-3】の写し
【資料 3-1-9】	成績評価ガイドライン	
【資料 3-1-10】	成績通知書（抄）	
【資料 3-1-11】	2018年度科目G Pによる成績分布表	
【資料 3-1-12】	学科履修規程別表（開講科目一覧）	
【資料 3-1-13】	卒業判定教授会（平成31年2月開催）議事録、卒業等判定資料	
【資料 3-1-14】	編入学に関する規程	
【資料 3-1-15】	他の大学又は短期大学における授業科目の履修等に関する規程	
【資料 3-1-16】	大学以外の教育施設等における学修の単位認定に関する規程	
【資料 3-1-17】	入学前の既修得単位等の認定に関する規程	
【資料 3-1-18】	科目等履修生規程	
【資料 3-1-19】	明豊高等学校との教育交流に関する協定書	
【資料 3-1-20】	別府大学における GPA 制度の取扱いに関する規程	
【資料 3-1-21】	別府大学における GPA 制度の取扱いに関する規程の一部変更	
【資料 3-1-22】	大学院学則 第38条 大学院学生便覧（2019年度）（63頁）	【資料 1-1-3】と同じ
【資料 3-1-23】	別府大学大学院文学研究科、食物栄養科学研究科履修規程 大学院学生便覧（2019年度）（89-92頁）	【資料 3-1-8】と同じ
【資料 3-1-24】	別府大学大学院文学研究科、食物栄養科学研究科履修規程 大学院学生便覧（2019年度）（89-92頁）	【資料 3-1-8】と同じ
【資料 3-1-25】	別府大学学位規程 学生生活（学則等諸規則）（2019年度）（113-116頁）	【資料 F-3】の写し
【資料 3-1-26】	修士論文提出要領、博士論文提出要領	【資料 F-3】の写し

別府大学

	大学院学生便覧（2019年度）（33-34頁）	
【資料 3-1-27】	博士論文審査取扱規則 大学院博士後期課程の博士論文の審査に関する内規	
【資料 3-1-28】	大学院文学研究科委員会（平成31年2月開催）議事録、修了判定資料	
【資料 3-1-29】	別府大学大学院科目等履修生規程 大学院学生便覧（2019年度）（96-97項）	【資料 F-3】の写し
【資料 3-1-30】	別府大学大学院長期履修生規程 大学院学生便覧（2019年度）（100-101項）	【資料 F-3】の写し
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	3ポリシーの策定・運用に関する基本方針～教育の内部質保証システムの確立に向けて～	【資料 3-1-1】と同じ
【資料 3-2-2】	大学ホームページ 情報公開（3つの方針） 別府大学の3つの方針 別府大学大学院の3つの方針	【資料 F-13】と同じ
【資料 3-2-3】	カリキュラム・ツリー URL： https://www.beppu-u.ac.jp/general/publicinformation/	
【資料 3-2-4】	開講所属コード一覧 学問分野コード一覧 ナンバリング一覧（国際経営学科専門科目）	
【資料 3-2-5】	H31年度別府大学（大学院）シラバス作成の手引き	
【資料 3-2-6】	学科履修規程 学生生活（学則等諸規則）（2019年度）（129-143頁）	【資料 3-1-8】と同じ
【資料 3-2-7】	成績評価ガイドライン	【資料 3-1-9】と同じ
【資料 3-2-8】	別府大学の教育目標 教養科目 学生生活（学則等諸規則）（2019年度）（3-4頁）	【資料 F-3】の写し
【資料 3-2-9】	学則別表第1 学生生活（学則等諸規則）（2019年度）（74-104頁）	【資料 F-3】の写し
【資料 3-2-10】	平成30年度第1回教養教育委員会議事録	
【資料 3-2-11】	大学第2期中期計画	【資料 1-1-6】と同じ
【資料 3-2-12】	地域志向型授業科目一覧	
【資料 3-2-13】	大学FD委員会規程 大学院FD委員会規程	
【資料 3-2-14】	学生による授業評価アンケート（報告）平成30年度	
【資料 3-2-15】	SD委員会規程	
【資料 3-2-16】	SD研修平成30年度実績	
3-3. 学習成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	別府大学アセスメント・ポリシー	
【資料 3-3-2】	教育課程編成方針（CP）に基づく教育課程プログラム成果の検証	
【資料 3-3-3】	2018年度卒業時アンケート報告・まとめ	【資料 2-6-4】と同じ

別府大学

【資料 3-3-4】	学生との点検・評価会議議事録	
【資料 3-3-5】	資格取得状況（平成 26 年度～平成 30 年度卒業生） 中期計画における学科独自の出口戦略	
【資料 3-3-6】	2018 年度卒業生アンケートに関する報告	
【資料 3-3-7】	別府大学・別府大学短期大学部学長諮問会議規程 平成 30 年度学長諮問会議議事録	
【資料 3-3-8】	DP 達成度評価「口頭試問による教員評価」	
【資料 3-3-9】	平成 30 年度 DP 達成度評価「まとめ試験による客観評価」	
【資料 3-3-10】	人間関係学科の PROG 及び JUES の結果報告	
【資料 3-3-11】	教育課程編成方針（CP）に基づく教育課程プログラム成果の検証	【資料 3-3-2】と同じ
【資料 3-3-12】	2018 年度卒業時アンケート報告・まとめ	【資料 2-6-4】と同じ
【資料 3-3-13】	DP 達成度評価「ポートフォリオ学修支援システムでの学生による評価」	
【資料 3-3-14】	学生との点検・評価会議議事録	【資料 3-3-4】と同じ
【資料 3-3-15】	中期計画における学科独自の出口戦略	【資料 3-3-5】と同じ
【資料 3-3-16】	中期計画における学科独自の出口戦略	【資料 3-3-5】と同じ
【資料 3-3-17】	2018 年度卒業生アンケートに関する報告	【資料 3-3-6】と同じ
【資料 3-3-18】	平成 30 年度公衆栄養学臨地校外実習打ち合わせ会議資料	
【資料 3-3-19】	企業訪問報告書	
【資料 3-3-20】	平成 30 年度大学企画運営会議（第 8 回）議事録	

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	別府大学学長補佐に関する規程	
【資料 4-1-2】	大学教授会関係役職者・委員会等構成員一覧	
【資料 4-1-3】	平成 30 年度学生募集対策会議組織図	【資料 2-1-14】と同じ
【資料 4-1-4】	別府大学大学企画運営会議規程	
【資料 4-1-5】	学部企画運営会議規程	
【資料 4-1-6】	平成 31 年度会議日程	
【資料 4-1-7】	学部長選考規程、大学院研究科長選考規程	
【資料 4-1-8】	平成 31 年度当初予算の枠配分額通知書 学長裁量経費取扱規程	
【資料 4-1-9】	別府大学副学長並びに別府大学短期大学部副学長選考規程	
【資料 4-1-10】	別府大学教授会運営規程	
【資料 4-1-11】	別府大学連合教授会規程	
【資料 4-1-12】	別府大学・別府大学短期大学部合同教授会規程	
【資料 4-1-13】	別府大学大学院研究科委員会運営規程	
【資料 4-1-14】	大学教授会関係役職者・委員会等構成員一覧	【資料 4-1-2】と同じ

別府大学

【資料 4-1-15】	学生募集対策会議組織図	【資料 2-1-14】と同じ
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	教職員名簿	
【資料 4-2-2】	専任教員の年齢別・男女別・職位別構成（令和元年 5 月 1 日） 専任教員の年齢別・男女別・学位別構成（令和元年 5 月 1 日）	
【資料 4-2-3】	免許・資格等に関する基準等で定められた教員定数と本学の状況	
【資料 4-2-4】	学校法人別府大学採用、昇格に関する規程	
【資料 4-2-5】	別府大学教員資格審査規程	
【資料 4-2-6】	別府大学教員資格審査基準	
【資料 4-2-7】	別府大学大学院教員資格審査規程	
【資料 4-2-8】	別府大学大学院教員資格審査基準	
【資料 4-2-9】	求人公募情報登録	
【資料 4-2-10】	教員自己評価シート	
【資料 4-2-11】	平成 30 年度教員評価優秀者の理事長報告	
【資料 4-2-12】	別府大学 FD 委員会規程	【資料 3-2-13】と同じ
【資料 4-2-13】	FD 委員会会議議事録	
【資料 4-2-14】	FD 研修会実施状況	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	SD 委員会規程	【資料 3-2-15】と同じ
【資料 4-3-2】	SD 研修平成 30 年度実績	【資料 3-2-16】と同じ
【資料 4-3-3】	平成 30 年度大学・短大新任教職員研修会案内 平成 30 年度大分県私立大学・短期大学協会教職員研修会の開催について（案内）	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	2018 年度卒業時アンケート報告・まとめ	【資料 2-6-4】と同じ
【資料 4-4-2】	教員の研究環境に関するアンケート集計結果	
【資料 4-4-3】	別府大学・別府大学短期大学部における研究活動行動規範	
【資料 4-4-4】	別府大学・別府大学短期大学部における研究活動の不正行為防止等に関する規程	
【資料 4-4-5】	別府大学・別府大学短期大学部における競争的資金等の取扱いに関する規程	
【資料 4-4-6】	別府大学・別府大学短期大学部科学研究費助成事業事務取扱規程	
【資料 4-4-7】	別府大学・別府大学短期大学部研究倫理審査委員会規程	
【資料 4-4-8】	別府大学遺伝子組換え実験安全管理規則	
【資料 4-4-9】	別府大学動物実験に関する規則	
【資料 4-4-10】	別府大学動物実験緊急時の対応マニュアル	
【資料 4-4-11】	別府大学・別府大学短期大学部研究倫理審査規程	
【資料 4-4-12】	平成 30 年度別府大学・別府大学短期大学部研究倫理審査委員会会議記	

別府大学

	録の概要	
【資料 4-4-13】	動物実験委員会議事録	
【資料 4-4-14】	遺伝子組換え実験安全委員会議事録	
【資料 4-4-15】	平成 30 年度 FD 研修会 研究倫理に関する諸外国や日本の現状と本学の対応	
【資料 4-4-16】	科学研究費申請説明会の研究不正防止講習資料	
【資料 4-4-17】	学校法人別府大学財務基本方針	
【資料 4-4-18】	2019 年度の予算編成方針	
【資料 4-4-19】	平成 30 年度特別強化事業助成制度（別府大学 GP）の公募について 同採択事業一覧 研究 G P 事業成果報告書	
【資料 4-4-20】	平成 30 年度学長裁量経費による支援事業の公募について 同採択事業一覧	
【資料 4-4-21】	私立大学戦略的研究基盤形成支援事業研究成果報告書	
【資料 4-4-22】	私立大学研究ブランディング事業成果報告書	
【資料 4-4-23】	受託研究管理表（平成 30 年度、平成 29 年度） 共同研究管理表（平成 30 年度）	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人別府大学寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-1-2】	学校法人別府大学知的財産ポリシー	
【資料 5-1-3】	学校法人別府大学産学官連携ポリシー	
【資料 5-1-4】	学校法人別府大学利益相反ポリシー	
【資料 5-1-5】	学校法人別府大学管理運営規則 学校法人別府大学組織図（学務、事務）	
【資料 5-1-6】	学校法人別府大学職員就業規則	
【資料 5-1-7】	学校法人別府大学個人情報保護に関する規則	
【資料 5-1-8】	学校法人別府大学公益通報規程	
【資料 5-1-9】	法人第 2 期中期計画	【資料 1-1-5】と同じ
【資料 5-1-10】	学校法人別府大学人事基本方針	
【資料 5-1-11】	学校法人別府大学財務基本方針	【資料 4-4-17】と同じ
【資料 5-1-12】	別府大学 HP の情報公開ページ URL : https://www.beppu-u.ac.jp/general/publicinformation	
【資料 5-1-13】	省エネルギー対策関連工事	
【資料 5-1-14】	事務会議での光熱水費資料	

別府大学

【資料 5-1-15】	冷房運転の開始と節電について 暖房運転の開始と節電について	
【資料 5-1-16】	キャンパス内全面禁煙宣言	【資料 2-4-26】と同じ
【資料 5-1-17】	学校法人別府大学女性活躍推進行動計画	
【資料 5-1-18】	学校法人別府大学ハラスメントの防止等に関する規程	【資料 2-4-21】と同じ
【資料 5-1-19】	学校法人別府大学ハラスメント防止宣言	【資料 2-4-23】と同じ
【資料 5-1-20】	学校法人別府大学防災・防火対策規程	【資料 2-5-4】と同じ
【資料 5-1-21】	2019 年度自衛消防隊組織図（別府キャンパス） 平成 31 年度防火管理組織	
【資料 5-1-22】	別府大学・別府大学短期大学部災害対策マニュアル	
【資料 5-1-23】	別府大学・別府大学短期大学部防災ハンドブック	【資料 2-5-5】と同じ
【資料 5-1-24】	令和元年度別府大学防犯パトロール隊名簿	
【資料 5-1-25】	学校法人別府大学衛生委員会規程	
【資料 5-1-26】	教職員のこころの相談室のご案内	
【資料 5-1-27】	ストレスチェック制度の流れ	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	学校法人別府大学理事会会議規則	
【資料 5-2-2】	学校法人別府大学理事・監事・評議員名簿（令和元年 5 月 1 日） 学校法人別府大学理事・監事・評議員名簿（平成 30 年 5 月 1 日）	
【資料 5-2-3】	学校法人別府大学学園理事・評議員会規程	
【資料 5-2-4】	平成 31 年度定例役員会・所属長会議構成員名簿	
【資料 5-2-5】	学校法人別府大学所属長会議規程	
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	学校法人別府大学監事監査規程	
【資料 5-3-2】	監事監査報告書(令和元年 5 月 13 日)	
【資料 5-3-3】	令和元年度第 1 回監事監査議事録	
【資料 5-3-4】	学校法人別府大学評議員会会議規則	
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	法人第 2 期中期計画	【資料 1-1-5】と同じ
【資料 5-4-2】	平成 31 年度事業計画書	【資料 F-6】と同じ
【資料 5-4-3】	平成 30 年度事業報告書	【資料 F-7】と同じ
【資料 5-4-4】	学校法人別府大学人事基本方針	【資料 5-1-10】と同じ
【資料 5-4-5】	学校法人別府大学財務基本方針	【資料 4-4-17】と同じ
【資料 5-4-6】	学校法人別府大学資産運用規程	
【資料 5-4-7】	平成 30 年度の資産運用について	
【資料 5-4-8】	学校法人別府大学教育研究振興資金募金趣意書	
【資料 5-4-9】	別府大学・別府大学短期大学部における競争的資金等の取扱いに関する規程	【資料 4-4-5】と同じ

別府大学

5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	2019 年度の予算編成方針	【資料 4-4-18】と同じ
【資料 5-5-2】	2019 年度当初予算編成スケジュール	
【資料 5-5-3】	経理規程施行細則	
【資料 5-5-4】	契約事務取扱細則	
【資料 5-5-5】	平成 30 年度 12 月試算表	
【資料 5-5-6】	平成 31 年度内部監査計画書	
【資料 5-5-7】	平成 30 年度内部監査の実施結果について 平成 30 年度内部監査計画書	
【資料 5-5-8】	令和元年度第 1 回監事監査議事録 平成 30 年 5 月定例役員会議事録（内部監査実施報告）	【資料 5-3-3】と同じ
【資料 5-5-9】	別府大学 HP の情報公開ページ URL : https://www.beppu-u.ac.jp/general/publicinformation	【資料 5-1-12】と同じ

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	別府大学学則 第 2 条 学生生活（学則等諸規則）（平成 31 年度）（57 頁）	【資料 1-1-2】と同じ
【資料 6-1-2】	別府大学大学企画運営会議規程	【資料 4-1-4】と同じ
【資料 6-1-3】	大学第 2 期中期計画	【資料 1-1-6】と同じ
【資料 6-1-4】	平成 31 年 3 月大学企画運営会議議事録	
【資料 6-1-5】	別府大学・別府大学短期大学部学長諮問会議規程	【資料 3-3-7】と同じ
【資料 6-1-6】	平成 30 年 11 月大学企画運営会議議事録	
【資料 6-1-7】	平成 30 年度自己点検評価書の作成支援体制	
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	学則第 1 章第 1 節第 2 条 学生生活（学則等諸規則）（平成 31 年度）（57 頁）	【資料 1-1-2】と同じ
【資料 6-2-2】	別府大学 HP の情報公開ページ URL : https://www.beppu-u.ac.jp/general/publicinformation	【資料 5-1-12】と同じ
【資料 6-2-3】	大学第 1 期中期計画	【資料 1-1-4】と同じ
【資料 6-2-4】	大学第 2 期中期計画	【資料 1-1-6】と同じ
【資料 6-2-5】	平成 30 年度事業報告 平成 31 年度事業計画	【資料 F-7】と同じ 【資料 F-6】と同じ
【資料 6-2-6】	平成 30 年度活動報告、平成 31 年度活動計画（抄）	
【資料 6-2-7】	別府大学・別府大学短期大学部学長諮問会議規程	【資料 3-3-7】と同じ
【資料 6-2-8】	平成 30 年度学長諮問会議議事録	【資料 3-3-7】と同じ
【資料 6-2-9】	学生代表との点検・評価会議及び授業改善を図るための会議を終えて	【資料 2-6-3】と同じ

	(ご報告)	
【資料 6-2-10】	認証評価結果、改善報告書 HP 公開資料 別府大学 HP の情報公開ページ URL : https://www.beppu-u.ac.jp/general/publicinformation	【資料 5-1-12】と同じ
【資料 6-2-11】	IR 推進委員会規程	
【資料 6-2-12】	IR 推進委員会の構成員変更 (案)	
【資料 6-2-13】	IR 初級人材養成研修会修了書及び案内通知書	
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	3 ポリシーの策定・運用に関する基本方針～教育の内部質保証システムの確立に向けて～	【資料 3-1-1】と同じ
【資料 6-3-2】	別府大学アセスメント・ポリシー	【資料 3-3-1】と同じ
【資料 6-3-3】	2018 年度卒業生アンケートに関する報告 DP 達成度評価「口頭試問による教員評価」 平成 30 年度 DP 達成度評価「まとめ試験による客観評価」 人間関係学科の PROG 及び JUES の結果報告 2018 年度卒業時アンケート報告・まとめ 平成 30 年度公衆栄養学臨地校外実習打ち合わせ会議資料	【資料 3-3-6】と同じ 【資料 3-3-8】と同じ 【資料 3-3-9】と同じ 【資料 3-3-10】と同じ 【資料 3-3-12】と同じ 【資料 3-3-18】と同じ
【資料 6-3-4】	平成 30 年度事業報告 平成 31 年度事業計画	【資料 F-7】と同じ 【資料 F-6】と同じ
【資料 6-3-5】	自己点検評価書 (平成 28 年度、平成 29 年度、平成 30 年度)	
【資料 6-3-6】	OSS 事業への各依頼書 (平成 29 年度、平成 30 年度)	
【資料 6-3-7】	遺伝子組換え実験に関する講演会について (依頼) (安心院高校)	
【資料 6-3-8】	発酵食品学科の主な就職・進学先 発酵食品学科パンフレット (平成 30 年度)	
【資料 6-3-9】	ハーブ六次産業化プロジェクト協定書	
【資料 6-3-10】	私立大学戦略的研究基盤形成支援事業研究成果報告書	【資料 4-4-21】と同じ
【資料 6-3-11】	本格焼酎夢香米パンフレット	
【資料 6-3-12】	温泉水あまざけパンフレット	
【資料 6-3-13】	酵母入りヤギ乳チーズ資料	
【資料 6-3-14】	地方創生大学等連携プロジェクト支援事業採択通知書	
【資料 6-3-15】	発酵食品学科アピールのための主な取組み一覧	
【資料 6-3-16】	発酵食品学科パンフレット、リーフレット (平成 30 年度)	
【資料 6-3-17】	全学オープンキャンパス、学科資料 (実施要領) (平成 28・29・30 年度)	
【資料 6-3-18】	食物栄養科学部公開セミナー資料 (平成 30 年度)	
【資料 6-3-19】	Be-News 発酵食品学科 10 周年記念号	
【資料 6-3-20】	H29 科学クラブ研究発表大会審査委員一覧	
【資料 6-3-21】	理科実験体験学習スケジュール (平成 29、30 年度)	
【資料 6-3-22】	夢ナビライブパンフレット講義紹介ページ (平成 28、30 年度)	

別府大学

【資料 6-3-23】	九州夢大学<ゼミ・研究室紹介ゾーン>出展テーマ確認用紙	
【資料 6-3-24】	合同会社 ONO 商品開発のイメージ	
【資料 6-3-25】	第 25 回日本生物工学会九州支部鹿児島大会（2018）プログラム	
【資料 6-3-26】	大分県農林水産研究指導センターとの受託研究契約書の写し	

基準 A. 地域連携・貢献

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 地域連携推進センターを通じた地域連携・貢献		
【資料 A-1-1】	別府大学地域連携推進センター規程	
【資料 A-1-2】	大学教授会関係役職者・委員会等構成員一覧	【資料 4-1-2】と同じ
【資料 A-1-3】	平成 30 年度第 1 回地域連携推進センター会議議事概要	
【資料 A-1-4】	避難所施設利用に関する協定書（別府市） 中津市と学校法人別府大学との連携に関する協定書	【資料 1-1-13】と同じ
【資料 A-1-5】	（株）大分銀行、大分みらい信用金庫との協定書	
【資料 A-1-6】	大分県信用組合との協定書	
【資料 A-1-7】	平成 27（2015）年～30（2018）年「九州学」シンポジウムチラシ URL： https://www.beppu-u.ac.jp/event/2018/09/006597.php	
【資料 A-1-8】	地（知）の拠点大学による COC+事業 リーフレット	
【資料 A-1-9】	地方創生大学等連携プロジェクト支援事業採択通知書	【資料 6-3-10】と同じ
【資料 A-1-10】	私立大学研究ブランディング事業成果報告書	【資料 4-4-22】と同じ
【資料 A-1-11】	ボランティアの募集と参加者名簿	
【資料 A-1-12】	大同窓会パンフレット、プログラム	
【資料 A-1-13】	杵築市国民文化祭パンフレット、城下町ガイド地図	
A-2. 全学・各学部の地域連携の取り組み		
【資料 A-2-1】	2018 年度別府大学夢米（ゆめ）棚田活動発表会報告書	
【資料 A-2-2】	田染ボランティア募集チラシ、参加者名簿（平成 30 年度）	
【資料 A-2-3】	2018 年度別府大学夢米（ゆめ）棚田活動発表会報告書（22 頁） 各学科の活動目標	【資料 A-2-1】の写し
【資料 A-2-4】	受託研究管理表（平成 30 年度、平成 29 年度）	【資料 4-4-23】と同じ
【資料 A-2-5】	文学シンポジウム「特別講演 温泉と文学」チラシ	
【資料 A-2-6】	大分キャラクター大賞受賞作品集	
【資料 A-2-7】	別府大学駅、別府駅をアートする試み（平成 29 年度、平成 30 年度） URL： https://www.beppu-u.ac.jp/topics/course/linguistics/2018/006629.php https://www.beppu-u.ac.jp/topics/course/linguistics/2018/006379.php	
【資料 A-2-8】	本格焼酎夢香米パンフレット	【資料 6-3-7】と同じ

別府大学

【資料 A-2-9】	温泉水あまざけパンフレット BEAMS EYE on BEPPU プロジェクト起案	【資料 6-3-8】と同じ
【資料 A-2-10】	地域住民対象のロコモティブシンドローム予防教室開催について起案	
【資料 A-2-11】	地域における防災等活動における運動・栄養の指導・支援活動を通じた実践的教育事業起案	
【資料 A-2-12】	うま塩の手法・レシピ集 カラダにやさしい 31 のレシピ おすすめ豊後高だし活用レシピ集	
【資料 A-2-13】	国際経営学部創設 10 周年記念事業シンポジウム パンフレット	
【資料 A-2-14】	トップマネジメント講話チラシ（2019 年度、平成 30 年度）	
【資料 A-2-15】	平成 30 年度豊後高田市受託研究報告書『鬼のブランド化事業』	
【資料 A-2-16】	（株）トキハ別府店と別府大学国際経営学部の連携事業についての覚書	
【資料 A-2-17】	平成 30 年度受託研究さんふらわあ「さんふらわあ船上講演に関わる調査」事業報告書	

基準 B. 研究ブランディング事業

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
B-1. 研究ブランディング事業の実施体制		
【資料 B-1-1】	キリシタン大名の考古学 他計 3 冊 思文閣出版	
【資料 B-1-2】	私立大学研究ブランディング事業成果報告書	【資料 4-4-22】と同じ
【資料 B-1-3】	九州文化財保存推進連絡会議参加団体一覧	
B-2. 事業取組内容とその成果		
【資料 B-2-1】	九州文化財保存推進連絡会議規約 九州文化財保存学研究会規約	
【資料 B-2-2】	国際フォーラム「地域文化の再発見ー大学・博物館の視点から」パンフレット	
【資料 B-2-3】	国際フォーラム「地域文化の再発見ー大学・博物館の視点から」報告書	
【資料 B-2-4】	九州文化財保存推進連絡会議資料 九州文化財保存学研究会資料	
【資料 B-2-5】	文学部研究ブランディング事業シンポジウム（文化財セミナー）発表資料集	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。